

加へて、郡中に頒つ爲に刊行したる條教談話の序文に、

此條教は、美作の久世、備中の笠岡、兩縣の令たりし早川君、専ら民の教のため、久世に典學館、笠岡に敬業館といへる教諭所を建、ひたすら庶民の耳に入易きやうに解示されし書也。然して其國風大にあらたまり、其のち大江戸の邊り近き縣ぬしに轉ぜられては、武藏の久喜町に教諭所を建、遷善館と號け、講談はいふも更也、同じく此條教を旨とし、春秋の巡廻には最寄最寄につどはしめて、みづから教諭を加へられし。おのれ其のころ此君に隨て、其ふしどもことも聞知りたりしに、星霜わづかに二十四五年ばかりの内、遷善館も跡かたなく、今は此條教ありとだにもしる人稀になれるも、歎かはし。然るにおのれ去年の秋此職かうむりて、つらくからがへ合するに、民を導は此條教に過ぎたるものなければ、今度其の原本のまゝを寫し、なほ己がおもひよれる事どもを書添て條教談話と題號く。されどかかる事ども今さらに言出んは、をこなるわざなど、人口の程も心づかぬにはあらねども、管内のもの等、彼遷善館の風俗をもしたへよかと思ふ物から、かくなむ。されば、よそ國の事なりしとして打おかず、あけくれに此のおもむきをものし、御領地の民は世にすぐれたりなどいはるゝやう有たきにこれ侍れ。とあるによつて、その情態を想像し、又幸に私は、この遷善館に教鞭を執つたる江戸の學者龜田

鵬齋及びその子綾瀬の書軸を有つてゐるので、時にはそれを壁間に掲げて、久喜に於ける正紀晩年の教育活動を想見するのよすがとしてゐたのに過ぎなかつたのである。然るに二年ほど以前に著者から惠投されたる永山前教諭の早川代官を繙くと、その下冊には、久喜時代の正紀の事蹟が始めて詳しく掲げられてゐる。これは全く同氏の篤實なる御研究の資であつて、これまで始と判らなかつた久喜時代正紀の教育活動が、嬉しくも墮滅を免れてここに明かとなつたものであり、洵に感謝に堪へざる所であるから、これに據つて、その建學の事實を摘記することにす。さて正紀が久喜に赴任すると、この父老達も亦、學校を建てて教化を興さんことを懇請して已まなかつた。そこで地を今の久喜町大字久喜本字仲町に相し、村民清兵衛なるもの出資によつて、學校を營築することとし、數個月にしてその竣工を告げたので、正紀はこれに命名して遷善館といつた。時に享和三年の三月であつた。正紀はここでも亦、幕府に請うてその校地の租税を免し、更に扶持米二口を附し、當時江戸にゐたる碩學龜田鵬齋、その子綾瀬、太田錦城、久保筑水等を聘して教授となし、尙しはしば儒生を遣はして、管内の學事を視察せしめたのである。文化五年鵬齋が五十五歳の時に撰したる新建久喜遷善館記は、この建學の由來を纏めて語るものであるから、これを擧げると、

古者有庠序學校之制、邦國曰學、鄉黨曰校、皆所以明人倫而教遷善也、建幕以來、昌平之化、洽於海內、上自邦國、下至鄉黨、莫不有學、德化愈宣、風俗益敦、猗歟盛哉、埼玉郡久世郷、舊爲諸侯封邑之地、闔郷之民、嘗請創建覺舎而教育俊髦、因仍不果而止、後轉爲官府之奉地、都稅司管焉、寬政之初、新改革弊、興學勵俗、丕崇文教、休德覃敷遐荒萬里之外、治教益盛矣、於是郷之耆老、再集隣里之人而議之、懇申前請、都稅司早川君大喜之、遂疏於朝、朝廷嘉而允之、廼賜地一區、蠲其歲入與徭役、而長爲教諭之所、始事之日、衆心欣愉、繇保甲豪族而下、爭出資財以助其費、匠氏功竣告成、廼落而祀之、命曰遷善館、時享和三年癸亥春三月也、蓋自今而後、一郷之民、所以父父、子子、兄兄、弟弟、夫夫、婦婦、不淪胥於夷翟禽獸之域、而隣里相親和睦、無爭鬪獄訟之擾者、端在乎斯、斯館若存、則郷民亦可存、斯館若亡、則郷民亦可亡、郷民之命、實係斯館之存亡焉、豈可忽乎、恭惟一郷之人、入于斯館、登于斯堂、聞道承教、而變頑遷善、永保厥命者、上則昭代文明之化、中則都稅司教導之功、等而下之則、郷黨耆老獎

勵之力也、諒可謂人文之景運矣、於戲可弗懋哉、闔郷之人、請記茲勝事以傳永世、因書其事於石、併記歲月之始末云、文化五年戊辰春三月

關東

龜田興撰并書

といふのである。そしてこの碑は、裏に刻まれてゐたる如く、正紀外三十餘名から醸金して建設したものであつたが、明治十一年久喜町の大火災の時、惜くも破壊してしまつたのである。然も幸にその拓本が今も存して、野原哲三氏によつて所藏されてゐる。この遷善館の營築は、附近の藩學に先つこと約二十餘年であつて、實にこの地方建學の嚆矢であつたと言はれ、又この館の扁額は、幕府の祐筆であり當時有名な書家であつたる屋代弘賢の筆に係り、これは幸に今も存してゐる。尙この遷善館の規則は、次の如くであつた。

經書講釋始 晝九ツ時〔正午〕より 正月廿一日

教諭始 暮六ツ時〔午後六時〕より 正月廿五日

教諭日 暮六ツ時〔午後六時〕より 五日、大人、十五日、十五歳以下男女共、廿五日、大人。

經書講釋日 晝九ツ時〔正午〕より 一、六の日

- 一、村役人、銘々組下之者世話致、教諭日一統罷出候様可爲致事。
- 一、教諭日、兩町人並世話役之者可致出席候、若又御用並差合有之候ハ、同役頼合可及斷候事。
- 一、教諭日一統時刻以前相揃可申候。着座之儀ハ村役人、世話役之者差圖可致事。

- 一、本町新町之者教諭日不罷出相誹、教諭妨ニ相成候者、名前書付御役所へ差出シ候。格別出精致候者、是又書付差出候。

此段御代官様より被仰渡候事。

一、教諭日兩町より代り番ニ官遣壹人差出候。並ニ高張壹挺差出候事。

この規則中に兩町とあるは、久喜町内に新町と本町とがあつたるそれを指すのであり、官遣とは役所の使丁である。又この遷善館では毎年釋采を行つたのであるが、この釋采の時に樂人たりしは、龜井玄堂といふ醫師であつた。そして先年まで高等女學校長・師範學校長等を歴任された私の同窓の先輩龜井義六氏は、實にこの玄堂の孫である。

以上述べ來つたる如く、早川正紀の育民事業は、久世・笠岡・久喜の三個所に亘つて、その軌

れに於ても只管教導化育の一路を邁進したるものである。檢見その他廻在の都度、臨時に施す勸農教諭は、當時幕府の代官や諸藩の奉行等も往々努めた所であつたであらうが、正紀はこの外、特定の學校を置き、堪能なる人物を選んで教師となし、かくて巡回教導運動をば高揚し、統整して、學校中心運動にまで持來したものである。典學館・敬業館・及び遷善館は、それぞれに正さに斯うした中心として、大にその教育機能を發揮したるいとも貴い殿堂であつて、決して單なる藝能貯藏の象牙の塔ではなかつたのである。ここに私は、近時米國その他に於て唱導せられ、實行せられてゐるかの學校中心運動なるものが、遙か以前に我が先賢早川正紀によつて施行はれたることを誇り得ると同時に、正紀は實に、教育の行はるる所即ち政治の成る所以たることを、把握し且體驗したる點に於て、最も優れたる近代的の行政家であり、最も進んだる意味に於ての社會改良家であつたことを信ずるものである。いな實に政治のみならず、凡そ道德といはず、經濟といはず、將又法律といはず、一切の文化活動、あらゆる文化生活は、その根底その基礎が一に教育にあることを確信して、徹底的にこれを實行し、且充分にこれに成功したることに於て、眞に稀有の教育家であつたことを、斷言せざるを得ないのである。尤も正紀の教育事業が、上文述べ來つたる如く、到る處に順調の進路を辿り、比較的内容に成功を見るに至つたのには、内外諸

種の時勢氣運が、これをして然らしめたる所もあつたのである。即ちその一は、かの天明の大饑饉であつて、當時打續いたる天災被害の爲に、一般民人の生活は疲弊窮乏の極に達し、代官も奉行も、焦燥の眼と手とを、民衆の現實生活の上に向けざるを得なかつたのであるし、民衆自らにあつても亦、その實際生活の奥底から湧き起つたる物質的並びに精神的向上の要求に、喘いでゐたのである。その二は、執政松平定信の興學矯風の政策であつて、臺閣の上から強く明かに示されたるこの方針は、直接には有司吏僚の遵奉する所となり、間接には一般民人の風尚をも相當に支配したることは、毫も疑を容れない。かかる情勢が、正紀の教化活動の進行を圓滑ならしめ、容易ならしめたのは、元より然るべき所である。けれども斯かる情勢を洞察し徹見して、徐ろにその企圖を遂行し、輝かしく成功にまで克くこれを展開せしめたのは、どこまでも正紀の英明卓抜なる識見であり、その不撓不屈の熱意である。

尙ここに、久世條教の内容に就ても、若干の叙説を附記しておく必要がある。といふのは、この條教こそ、正紀が畢生の心血を灑いで述作したる所であつて、彼が學校を中心として、普ねく管民の上に布いたる教導訓諭の綱領と見らるべきものだからである。これには、冒頭に於て太平の恩澤を稱へ、萬民、親子兄弟夫婦相輯睦して、法度を守り、それぞれの家業に出精すべきこと

を概言して然る後、主なる條項を擧げてこれを説いてゐる。先づ勸農桑と題して、

農業こがひのわざは國家の大本なり。神代のむかし天照太神御みづから神衣を織玉ふ。然れば、太神さへかくのごとくなれば、まして下々の人少しの間もおこたるべけんや。歌にも

いたづらに世になすすみそはたどのに

神さへみそをおると聞にも。

と示し、歴代天皇勸農の御事蹟を略述し、農桑がいかに尊い仕事たるかを懇諭し、これより米麥兩穀の播種・收穫の時期を、陰陽五行の理によつて説き、收穫は自然の力と人爲の力との結合の所産であるから、自然生育にのみ委ねないで、充分に耕作勤勞の人力を加へなければ、その收穫を高めることが出来ないと言ひ、更に養蠶に入つて、「海なき國には蠶の業を勤むる事むかしよりの教へ也。かならず捨てからず」と言ひ、次に敦孝悌と題しては、

誰か父母なきの子あらんや。我生れし初より成長に至る迄、親の子を育つる事、其心遣ひ言の葉に演がたし。これを報ずる事、實に旻天の罔極に同じ。いかに心をつくすとも、厚恩の萬分一も報いがたきぞや。よく考へて孝行致すべき事也。誠なるかな、親に孝心なるものは君に仕へて忠義なり、夫婦の道たゞしく、年長たる人を敬ひ、幼をあはれみ、朋友に

交りて信あり、善をこのみ悪をにくむものなるがゆゑ、父母に孝行を盡す事、萬の善行のもといふ也。これによりて、至孝のものこれあるよし御聞に達すれば、若干の御褒美を賜り、不孝のものあるときは、重き罪科に被_レ處事、いづれも見聞する所也。兄弟睦じく、弟は兄を敬ひ親み、兄は弟をあはれみ愛すべし。其外親類中よく、組合はいふにおよばず村中睦敷、鰥寡孤獨をあはれみ、貧窮なるものへは心を付、病氣災難あらば互に助け救ふべし。人に交り事に應ずるに實意を専らにし、あざむきいつはるべからず。あなどりしのぐべからず。是みな孝子の分内に出る事なりとしるべきなり。

と説き、息_二争訟_一と題しては、

公事訟訴は止事を得ざるによる。努々このむべからず。聊の我意を云立て大なる難儀を生じ、わづかなる金銀を言あらそいて莫大のつひえをなし、家業をさまたげ、心をこがし、其害あげてかぞふべからず。理を以ても十分に勝ときは遺恨となり、後の禍をまねく。とにかく風俗直なれば、おのづから公事訟訴の事滅するもの也。他人の非は見えやすく、我身の悪はしりがたし。我身の悪事はさし置、人をのみうらみせむる故、あらそひ彌多し。人の非をせむることは薄く、我身を省て非をなさず、過を改め善に隨ふべし。善行あるものは御褒美これ

あり。悪をなすものは、それぞれの罪におこなはるゝ事勿論なり。御代の難_レ有に不_二心付_一、還て御慈悲にあまへ、種々の悪事をなし、公事訟訴等におよび、つゐには其罪を蒙り、己が家を亡し身を亡すに至るは、いたましき事なり。人の胸に心・意・識とて三ツのこゝろあり。佛家にては是をさして三尊の彌陀といふ。中の心は主君、意・識は左右の臣也。君臣一致して善を行へば、三尊の佛也。中心懦弱にして意識の慾心勝ときは、中心おれて二ツの角となる。これをさして鬼と云也。意・識の慾をさへて、中心ををしたつべし。中心は天の性也。我子は我身我體よりわけ出したるものなれども、生れ出るやいなや、親のおもふやうにはならぬ也。まして他人我心のごとくになるべきや。公事訟訴は、人の心を我おもふやうにといふよりおこる。此理を能く辨へて、いかりを懲し、慾をふさぎ、善にうつり過を改むべし。と説いてゐる。推理衍義の穩健なる、比喩舉例の巧妙なる、正紀は確に人を説くの力にも抜んでゐたのである。この穩健巧妙は、次に節儉と題して、應分防貧の必要を論じた所にも、又その次に完_二賦税_一と題して、納税の義務を述べた所にも、遺憾なく現はれてゐる。更にその次の禁_二洗子_一の條下に至つては、問引・捨兒に對して、これを根絶しようとなつた彼の人道的見地の眞面目が、そこに躍如として生きてゐる。終りに厚_二風俗_一と題する條下は異本區々であり、その内

容も若干透徹を缺いてゐるが、畢竟一家一村圓滿に治まることを、ひたすら意圖したものである。

二

前節に述べたる我が早川正紀の恰好の比儔をは、歐洲の教育史上に求めて、私はフリードリッヒ・エバーハルド・フォン・ロッヒョーの人物・事業の上に、これを見出し得た。まことにフォン・ロッヒョーこそは、ドイツの國民教育史上に一大異彩を放てる不朽の存在である。

フォン・ロッヒョーは、西暦千七百三十四年十月十一日を以てプロイセン州の貴族の子としてベルリンで生れた。父は州會議長であり、母は州務大臣フォン・ゲルネの女である。彼は、十三歳まで家庭に於て教育を受け、十五歳にして士官學校に入り、やがて軍務に服した。千七百五十七年に、フリードリッヒ二世即ち有名なフリードリッヒ大王の近衛隊附の士官となり、七年戦争に従事したのであるが、負傷をしたので療養のためライプツヒヒに滞まり、そこで詩人ゲルラートと親しく交はつて、大に學問上の趣味を養つた。快癒の後又軍に従つたが、ブラーグ附近の戦争に於て再び重傷を受けたので、王は彼をハルベルシュタットの本山僧となし、かくて、彼はブランデンブルグに近き父の所領たる、レカーン・クラートネ・ゲッテン三地方の行政改良に従事す

ることとなつたのである。當時プロイセンの地に饑饉が起り、悪疫が流行し、人蕃の死亡するもの頗る多く、ロッヒョーの領内の如きは、殊に民人の難澁が酸鼻の極に達したのである。氏は、これが救済に全力を籠め、先づ自ら醫師を備ひ、戸毎に施療投薬に努めたのである。然るに農民の無智文盲なる、これをさへ拒んで、徒らに巫策にのみ頼らうとする有様であつた。氏はこれを觀て深く感ずる所があり、かくの如きは、畢竟教育足らざるの致す所である、然も國家社會の損耗實にこれより大なるは莫いと考へ、かくて意を決して、民人教育の一路に邁進したのである。即ち氏の教育思念と教育活動とは、實に民人難澁の見るに忍びざる實情に直面して、猛然として起つたのであつて、他日氏が友人の切なる勸告に従ひ、「その在りのままを、私の知り且能ふ限りに於て書かう。」と言つて書いたる私の學校の歴史に於て、當時の光景をば次の如くに描き出してゐる。

千七百七十一年及び千七百七十二年は、非常に雨の多い夏に襲はれ、牧場の草も品の穀物も腐蝕し、飢饉が起り、悪疫が人蕃の間に猖獗を極めた時に、私は私の義務感情のままに、あらゆる方法によつて、地方の人人を助言・實行を以て救恤すべく、私の能ふ限りを盡した。私は私の所領の住民のために、一人の正規の醫師を備つた。即ちこの醫師は、彼等からは無料で、私から與へられた一個年の俸給により、彼等のために無料の藥品を備へ、彼等を治療

しなければならなかつた。住民等は、流行病の傳播を豫防すべきあらゆる準備・手段に就て、文書を通しての指示及び直接的な忠告を受けたのである。然し、厄介な偏見・悪習及び迷信、かてて加へて読み書きに對する全くの無學が、私の總ての好い意圖を殆ど無効にしてしまつた。彼等は、私によつて支拂はれた薬を受取りはするが、然しこれを服用しない。又さほど遠くもないブランデンブルグに住む醫師に對して、患者の時時の容態などに就て報告する骨折をさへも厭つた。私が彼等に對して、直接に又文書で勧めた極く簡単な豫防法及び消毒設備でさへ、彼等にとつては、或は餘りに厄介であつたり、或は忘れ去られたりして、行はず。文書の如きは讀むことさへも出来なかつた。むしろ彼等は、密かにこれとは全く逆なる途をとつたのである。即ち、藪醫者や巫女や占星者や魔法使などの許に走つて、そこで多額の金を取られたり、或は又死亡してしまふ者も多かつたのである。

私は深い謙虛の氣持に於て、かかる明かな事例からして、民衆の統治者及び君長等に、より良い學校に頼る啓蒙開智の、極めて高い價値を深く心に留められるやう、ここに繰り返へし切に勸告したい。多くの住民が死滅することによつて失はれ、反對に又有用な個人の幸福及び存續に於て獲られる財政的見地からのみ見ても、既に啓蒙開智に對する反對者のあらゆる

異議は解消する。それとも又、總ての運営・職務に、それを遂行するための熟慮及び反省が屬しないと云ふのか。愚者は適當な反省・熟慮をもせず、いかに處置すべきかを知らず、又親切な忠言を評價することも出来ず、隨つて、ただ出來事の犠牲となるを免れ得ないのである。

私は、極みなき悲痛のさ中に於て、愚鈍及び無學のこの怖るべき結果に就て沈思し、私は嘗て、「それは千七百七十二年二月十四日のことであつた。」私の机に憑り、網に絡まれてゐる一匹の獅子を描いた。そして思へらく、「一様に且總ての人が有つてゐる貴く強い神の賜即ち理性も、偏見と無稽との係蹄に掛けられて、恰もこの獅子がその力を使ふことの出来ないのと同様に、その力を使ふことが出来ない。然したかが一匹の鼠にせよ、この網の目を二つ三つ噛み切るならば、恐らくこの獅子は、奮迅の力を現はして脱れ出ることが出来るであらう。」と。更に同様に私は、思想の遊戯として、獅子の絡みつかれてゐる網の目を、はや若干噛み切つた鼠を描いた。すると忽ち一汝がもしこの鼠であつたらどうか。」との考が、さながら電光の如くに私の胸を貫いた。そして、何故にこの地方の人人が現にあるが如き情態にあるかの因果の全關聯が、はつきりと成つて來たのである。彼等は、多くの野獸の中に在る一

野獸として生長して來たのである。彼等の教授は、何等有益な影響を與へ得ない。彼等の學校は、甚だしき機械主義に支配されてゐる。彼等の説教師は高地ドイツ語を語り、彼等民衆は低地ドイツ語を話す。かくて双方は決して理會し合ふことが出來ないのである。説教は聯絡ある演説であるが、彼等はそれをただお役目として聽く。蓋し彼等は繼續的な注意と完全な文句とに慣れず、この聯絡ある演説に附いて行くことが出來ないために、忽ち倦怠を惹き起されるからである。その演説が適切である場合に於てさへ、それも毎度ではないが、その適切なものが、彼等に對しては確信を生ぜしめ得ないのである。何人も青年の心を向上させようとは努力しない。彼等の教師は通例、クリストが呼んだやうに、盲目的な指導者である。かくて國家は、かかる事情によつて、——かかる情態に於ては、その繁昌はただ、それを蹂躪し破壊する愚鈍に對する絶えざる鬭争の中にあるので——最も殘虐な戰爭に於けるよりも更に、大なる損失を蒙るのである。

私は考へた。「一體これは、こんな風であるべきものだらうか。そもそも國家の原動力たるべき地方民人といふものは、それぞれ相當に教化せられ、總てのよい勤勞にまで適合させ得ないものであらうか、どうであらうか。例へば、いかに多くの有爲の人人をば、私はこの二

三年に於ても、祖國のために救ひ得なかつたことよ。その人人は、今や彼等の驚くべき愚昧の犠牲となつてゐるのである。よし、私はこの鼠とならう。神明よ、加護あれ。」と。

元來、教育思想系統としては、ロツヒョーは充分な意味に於て汎愛派に屬した人といつてよい。宗教に對してもバゼドゥと同じく、彼は道德論としてこれを眺めたのであつて、バゼドゥの教育努力は、彼の頗る共鳴する所であつた。然のみならず、兩者の間には、個人的にも親交があり、事業的にも相援助し合つてゐたのであつて、例へば、バゼドゥが汎愛學校を起さうとして出資者を勧誘して歩いた時にも、ハルベルシュタットに來て、そこの本山僧であつたロツヒョーは、これと會つて、互にその抱懷する所を語つて相歡び、これに少からざる經濟上の援助を與へたのであり、又千七百七十一年には、バゼドゥがレカーンにロツヒョー夫妻を訪ねたこともあれば、同七十五年にデッサウの汎愛學校で行はれたかの有名な成績吟味には、ロツヒョーも亦招かれ、自ら往つてこれを參觀したこともある。それだから汎愛學校の教育綱領及び教育實際は、ロツヒョーの熟知してゐた所のものである。然しながら、汎愛學校が上流社會の子弟を集めて、その新しい進んだ教育學理を活用せんと努めたのに比べて、ロツヒョーは、田園籬落の兒童に對して、これを摘用せんと志したのであり、然も彼には、バゼドゥの如く世に名聞を馳せようとするの焦

燥はなく、むしろ彼自らは貴族でありながら、眞に犠牲的な人類の友として、熾烈な教育愛をば、田園貧兒の上に注がうと努めたのである。彼は嘗て、貴族はその一年の所得を五分し、その一をば、貴族として當さに爲すべき所のものに費すべきである、その爲すべき所のものは、馬や犬を飼ふことでもなければ、書卓や贅澤品を買ふことでもない、實に貧乏な者と不幸な者とのために、これを費すべきであつて、救恤を要する者に對する寛大と自由とである。それは實に、常に人口に膾炙はしてゐるが、實際には一向行はれない諺、即ち貴族は貴族らしかるべき義務があるといふ諺の字譯に過ぎないのである。」と言つてゐるが、社會改良運動家としてロッセーの根本精神は、ここに現はれてゐるのであつて、その精神は、民人難澁の實情に直面して、兒童教育の上に沛然として灑がれたのである。

當時プロイセンの地方に於ける教育は、どんな情況にあつたかといふと、先づ一般社會の情態に於ても、民人の大多數が無學文盲であつた上に、敬虔派の餘弊が強く現はれて、迷信巫筮の類が行はれ、惡疫が流行しても醫藥を用ひることを知らない程の有様であり、知識の傳播に關しては、*グマヘン・プレッター*と呼ばれた、略曆をも兼ねた週刊小新聞の如きものがあつたけれども、主として貴族名門の動靜を報道するぐらゐのものであり、隨つて一般民衆は、子弟教育の必要を

すら始と感じてゐなかつたのである。教師と呼ばれるものはあつたけれども、多くは職人又は疲兵の成上りであつたり、或は半途退學の學生又は未婚の老嬢等が、片手間に兒童を教へたりしてゐて、その待遇の如きも極めて菲薄であつて、到底衣食の資には足らない。地方によつては、教師は兒童の家を歴訪して食事を得る風があり、當時の言葉でこれをアッフ・ディ・バイネと呼んでゐたなどの挿話さへある。尤も、教員養成所で一個年若くは半個年の修養を積んで世に出た教員も、若干はあつたけれども、さうした良教員は、始と全部、都會地に吸収せられ若くは名門貴族の家庭教師に聘せられてしまつて、田舎村落には行直らなかつたのである。これより先きプロイセン王フリードリッヒ・キルヘルム一世は、既に千七百三十六年にプリンチピア・レグラチヅァと題する普通教則を發布して、校舎・教員・就學・教科の諸項に關する大綱を領内に令したのであるし、その子即ちフリードリッヒ大王も亦、父の志を遂行せんと欲して、七年戦争の終を告ぐるや、千七百六十三年を以て地方學事通則を頒布して、かの普通教則を補つたのであるが、それもなかなか一般村落にまでは徹底し難かつたのである。殊に田園農村にあつては、農民はその子弟を教育に奪はれることを好まず、他方貴族地主も亦農民の知能の啓發を悦ばず、相背いて大王の教育普及策に反對するといつた姿であつた。殊に教員に關しては、大王は文相カール・アブラ

ハム・フライヘル・フォン・ツェードリッツに命じ、非役の軍人を以て教員となすの策を立てさせたけれども、それが充分には行かなかつたのである。かかる時に方つて、ロッヒョーが敢然として起ち、身を挺して民人のきづなを噛み切り、その知能を啓發するの鼠となつたのは、まことに意味深いことであつて、その意氣を想望するに、勇ましくも又頼もしいものである。

かくて彼は、その翌朝直に自己の意見を書き下した。然もそれは、かの獅子・網及び鼠の描かれたる紙の裏面に書かれたのであつて、やがて農民教師の教科書と題して世に示されたのであるが、その前に、これを理會ある説教師ステファン・ルードルフに示して、その同意を得、更にルードルフを介して、ベルリンの高等宗務會議員テラーの助言と支持とを受け、かくてこの年の復活祭に、ベルリンに於て出版されたのである。その内容を摘むと、そこには四つの點が力説主張されてゐる。先づ第一に、かの職人等ではなくして、全然その身を教育に委ねる所の優良な、隨つて又優遇さるべき教師その人を養成すること、第二に、凡て學校は、少くとも二學級を有し、一日六時間以内の授業を施し、年中僅少の休暇を除く外は、その授業を中止せざること、第三に、的確有效な教具を備へて教育の遂行に遺憾なからしめ、教室は繪畫の類を以て裝飾して愉快な場所たらしめること、第四に、教授の方法を改善し、兒童はただ讀み書きを習ふのみならず、正確

に理會し、且公共のために役に立つ所の眞理を把握しなければならない、と言ふのであつて、大體に於て、かの普通教則及び地方學事通則の趣旨を敷衍したものであり、どの點に就ても、まことに妥當な主張である。就中氏の特に力説したのは、村落教員の待遇の問題であつて、これに關しては、氏の書いた私の學校の歴史の中にも、

私がこの書物「農民教師の教科書」によつて特に、教師を、然も先づ第一に彼等のみを養成しようとしたことは、恰も人が、幼兒に滋養に富める食物を得させるために乳母の治療に努めるやうに、何人も容易にこれを知るであらう。私はその序文に於て殊に、村落の教師のために述べてゐるやうに、彼等の乏しき収入は、特に貧乏な子澤山な父兄からの不定の月謝に依存し、副業を有たない限りは、自分だけでも飢え、ましてや家族を有つてゐる場合には、到底それを扶養することの出来ないのが、常である。蓋し村落の學校教師の収入は、十二國定ターラーそこそこだからである。

それ故に私は、總ての教師に少くとも年額百國定ターラーを與へることを主張した。そしてその代り、子供を學校に出さないためにする口實、特に貧しい父兄の總ての口實を無くするため、全學校教授は無月謝で行はなければならない。

と言つてゐる。とにかくこの述作を世間がいかにかに評價するであらうかは、彼の最も氣に掛けてゐた所であつたが、やがて時の文相ツェードリッツから、彼は次の如き書翰を請取つたのである。

謹啓

一人の本山僧が、農民の子供のために教科書を書いたといふことは、我等の文化せる世紀に於て、さへ稀有のことである。のみならず、それは、この計畫に於ける勇敢さと、その見事な成果も亦大きいことによつて、一層高い價値を有つてゐる。随つて、それによつて齎さるべき利益の普遍性を顧慮するだけでも、かかる計畫に鼓舞せられたる優れた人に、幸福と稱讃と榮譽との與へられんことをば祈る。

私はただ或感謝を貴下に贈らうとはしない。その價値が全將來の時代によつて必然的に賞讃さるべき事柄に對しては、それぐらゐの感謝は何の關係を有つものではない。寧ろ貴下をば今より、最も善良なる國王の大きな意圖の促進のために、田舎の青年の教授の改善に於て、私に對して力強い援助を與へてくれ得る一人の人として、又かかる援助をなさんとする愛國心に富む一人の人として、觀ることを許せ。

貴下は恐らく、國王が十萬國定ターラーの基金の利子を王領の村落教師の俸給として提供

してゐられること、及び王が特にこの目的のために、教師がザクセンから採用せられんことを望んで居られることをば、御承知のことと思ふ。

貴下の意見に従へば、百國定ターラーが教師に對して充分である。私は始めから決して、より以上の俸給額を考へてゐるのではない。然し私は、このことは、さう確實に又一般的に規定せられるとは信じ得ない。蓋し私は、住民がその子供の教授のために、今は猶每週一定の謝金を支拂はなければならず、随つてこの謝金が、それはいかに僅かであつても、猶この窮迫せる時代には屢々正さしく、村民がその子供を學校に送ることを妨げ得るといふことは、全く危険だからである。寧ろ私には、總ての子供が五歳から學校に行かねばならぬ、そして説教師は一定の同程度の知識を未だ得てゐないいかなる子供をも、決して聖餐に出席せしめてはならぬ、とすることが良いやうに思はれる。

更に又俸給は、村の子供の數に比例せねばならぬといふことになるであらう。又總ての教授は、貴下が正當に注意せる如く、農民の子供をば、その將來の職業に就て辨へた者たらしめ、それぞれの境遇に従つて判斷力を養ふ任務を有つものであるから、おのづから、かかる教授は、學校教師が青年をしてルーターの宗教問答書を暗誦させるより、遙に困難なものと

ならざるを得ない。かくてもし我等が、青年をかかふる方法によつて教授する材能を豊かに有つた人を得るならば、それによつて事態は非常に都合よく進められるであらう。私は貴下の賞讃すべき熱心に全く信頼して、敢て次のことを懇請する。即ち、かくの如き人二三人を、特にザクセンから、得ること、及び先づレカーン地方に於て、この試みが出来ないだらうかどうかの報告を得たいこと、これである。もしさうした人々が、貴下によつて招聘されて來たならば、彼等は貴下に對して、明かに一層の信頼を有つに至るであらう。又もし全地方をば優良な教師で一時に充たすことが出来ないとしても、十マイル毎に一人づつが振り當てられるやうな情態に比して、明かに一段の利益となるであらう。

然しこの際貴下に、いかなる義務も負はされてはならない。寧ろ貴下に、貴下の熱心が公益のために要求するもの以外の何物をも、貴下から要求しないといふことが、私の最も神聖な義務である。私はただ、神が貴下に與へた材能を活用することのみを希ふ。そしてもし貴下が、この問題及びこれに關係すべき處置に就て、私に貴下の意見を率直に披瀝して下さるならば、光榮である。敬具。

ベルリンにて 千七百七十三年六月十七日

ツェードリッツ

充分の理會もあれば立入つた勸告も含まれてゐて、其鳴といはんよりは寧ろ協力ともいふべき文相の斯かる書翰が、いかに大なる激勵と後援とをロツヒョーに與へたかは、想像に餘りあることである。彼は實に「かくて明かに神が、私の小さな芥子粒が忽ち樹木として榮えるであらうことを祝福した。」と書いてゐる通り、歡び勇んで、先づその所領レカーンの學校組織の改善にと着手した。即ち、その老教師が死んでその席が空いたのを機會に、一人の有爲な教師を招いて、己れと協力して學校改善のことに當らせたのである。ただここに一つの問題であつたのは、教師にはザクセン人を採れといふのが、上掲の書翰中にも見えてゐる通り、フリードリッヒ大王の考であり、ツェードリッツ文相の希望でもあつた。然しロツヒョーはこれには反對であつて、言語及びその他の關係からして、成るべく、その地方出身の者を採用するがよいといふのが、彼の主張であつた。蓋し言語は、いな言語こそは、教育上、兒童の心意に接觸する第一の通路であるから、彼の主張には洵に立派な根據があり、その他の點からしても、出来る限り地方の情況に親熟せる人物を使ふのが、兒童教育上尤もなことであるから、彼の主張は遂には當局の容れる所となつたのである。かくてハインリッヒ・ユーリウス・ブルンスといふ當時二十七歳の熱誠有爲な教師が、ロツヒョーによつてレカーンの學校に任用された。その間の消息、及び爾後二人がいかに

同心協力、教育實際の改善に邁進したかの情況に就て、ロッセヨー自らの記述は次の如くに進められてゐる。

故シュトルーエンゼー校長時代のハルメルシュタット本山學校の最上級生であつた、同市近郊ローアスハイム生れのハインリッヒ・ユーリウス・ブルンスは、六年以前から私の家に樂手兼祕書として居た。私は、彼に學校問題に就ての私の多くの考を語り、まだ印刷に付されない多くの事柄をも記録させた。私の圖書は彼のために自由に開放され、又彼は、私の不羈の會食者として、その精神的教養の向上とその音樂的技術とが、非常に私を樂しませたものであつた。

然るに千七百七十一年に、彼は音樂教師兼大風琴手としてヨハネス教會に招聘された。私は不本意ながらも、彼を手放さざるを得なかつた。所が、從來主として良い書物に親しむことによつて自由な考へ方に慣らされてゐた彼には、この新しい職務及び機械的な學校の形式主義が、種々の困難を感じしめたのである。そこで彼は、私の所の老教師が亡くなつたことを聞いた時手紙をよこして、もし私が彼の生活を保證するならば、神の助をかり、私の考を實現すべき約束を以て、その空席を充たすべきことを申出して來た。

私がかかる事情の下に、いかに悦んでこの申出を請容れたかは、何人も直に考へ得る所であらう。私は、彼に年額百二十國定ターラーを與へることを約束し、尙次の如き副収入をもこれに加へた。即ち毎年四馬車の乾草、菜園を給し、尙耕地を有せざる他の家從達と同様に、私の低地にある休閒地の指定されたる場所に、自分で耕作して亞麻・黍・馬鈴薯・小蕪等を作ることをも許した。かくて彼は、その職を辭して私の許に來た。そして私は、新學校の課程表を立案した。ブルンスも同意したる私の不動の根本原則は、「學ばれたものの理會のみが教授を有效ならせる。」といふことであつた。

初年級の讀方練習にとつては、ニュルンベルグの讀み書き入門は餘りに無趣味であり、小聖教問答及び聖書は餘りに高過ぎるといふことを、私達二人は知つてゐた。この缺陷を救ふために、私は急いで子供の友の最初の部分を書き、自費を以てブランデンブルグのハッレ兄弟の所で印刷させた。そして、この子供の友に於ける讀み方と、讀んだものに就ての問答とが、最初の然も重要な學校課業でなければならぬといふことに、私達の意見が一致した。この目的のために私達は、二三個月間毎日、或は私が、或は彼が、教師になつたり、生徒になつたりして、問答の練習をしたのである。

かかる間に、レカーン及びその隣接小作地メズドンクからの子供を入学させる學校が、私の邸内に開かれ、そのために私は一部屋をあげた。これは、舊い校舎は崩れんばかりに朽ち果ててゐて、然も私の領内には、他に學校が無かつたからである。それ故に私は、狹隘で暗かつた舊い學校に比して、全く新しい又一層目的に適つた三つの學校を建造することを決心した。私の住地レカーンに於ける學校は、全く質素で、街路に向つて「子供をして私の許に來らしめよ、そして彼等を妨げる勿れ。」「マタイ傳十、十四章」といふ銘が掲げられてゐた。この學校は、千七百七十四年に開かれたのである。

さて父兄は、總じて新らしいものに對して偏見を有つものであるから、彼等が守るべき新組織及び新學則に親しみを懐かせるやうにすることが必要となつて來た。千七百七十三年一月二日に、新しい學則及び教法が始められなければならなかつたからである。

私は既に、私の有識な説教師と、重要な點に就て意見が一致してゐたのみならず、私の優れた妻の獨創力が、父兄の心を得るに役立つた。彼女は私には知らさずに、元日の午後ささやかな饗宴を設けて、學校兒童の全父兄を招待した。選ばれた子供達が、私の妻によつて着付けされ飾られて、私達の總て及び父兄の面前に於て戯曲を演出した。その散文は、私の説

教師の書いたものであり、詩は、當時近衛銃騎聯隊附の從軍牧師であり、今はタンガミー・ンデの監査官たるハニッシュ君の作であり、共にブルンスが子供達に暗誦させたものである。子供達はよくそれをやつてのけて、父兄等達をして感涙を濺がしめた。父兄等は、やがて私の意のままになるやうになり、又これまで眞面目にやつて來た善事を一層促進すべきことを、私に約束した。

かかる間に、ロツヒョーの公にした子供の友は頗る廣く讀まれて、レカーンの學校が世に知られて來た。尤も彼の他の所領たるゲッチン・クラーネの兩地では、その學校の教育が、猶舊い方と舊い教師とによつて行はれてゐたのであるが、レカーンの學校には一新時期が始まつたのである。即ち文相ツェードリッツは、ベルリンの高等宗務會議員ザック、シュバルディング、テラール、デイトリッヒ等の諸氏をして、この學校を視察させて、その状況を報告させたのであるが、それ等の報告は頗る世の注意を惹き、これに倣ふものも次第に生じて來た。やがて文相自らも來つてこの學校を參觀し、更に一個年の後には再びこれを訪ひ、その情況に就て、他の文書と共に次の如き證明書を與へた。

私は今日再びロツヒョーの村落學校を訪問し、この學校が何故に満足を與へ且特に注意さ

るべきかの新しい原因を發見した。即ちこの學校では、神學と宗教との重要な區別が注意せられ、又多識とか暗記とかが重視せられずに、むしろ兒童に總てのことを明かにし、彼等に對して明かでないことは、譬喩に依つてではなく、又それと同様に明かでない他の表現或は譬喩的な表現を代置することに依つてでもなく、彼等に既に知られてゐる概念に依つて解明せられ、又一般に、彼等に講ぜられたことを彼等の生活に於て應用すべき機會が示されるのである。これぞ正さしく總ての教育學、即ちより良きそして日常生活に役立つ人を陶冶せんとする總ての教育學の、意圖を到達すべき唯だ一つの眞の路である。

レカーンに於て 千七百七十九年五月二十六日

ツェードリッツ

かかる當局の視察を始めとし、諸方よりの參觀者が次第に激増して、それはロツヒョーの自記に據れば、最初の十個年間に實に一千人以上に達し、中には侯伯領主もあり、又宗派の別も色々であつて、カトリック教徒もあれば、デューデヤ教徒もあつた。嘗にドイツ國內からばかりでなく、ハンガリーやデンマークあたりからも、多くの教員試補がレカーンに来て、長く滞在して教授を參觀し、且指導を受けた。それは學校には多大の繁忙を齎らし、教師ブルンスはこれが爲にその健康を害して喘息を惹起し、ロヒョーも亦當時書いたその著たる村落學校長に告ぐの序文に於

て、「私達の村落學校をば教員養成所として考へないやうに。」と希望してゐる程である。然しここで仕上げを受けた教員が、到る所で評判が良かったため、教員候補の來つて教を請ふ者が頗る多く、それ等の人々の懇請もだし難く、かくてレカーンの學校は、教員候補者の仕上所の如き觀を呈するに至つたのである。これと前後してゲッチン・クラエネ兩地の學校も亦改善せられ、前者では、老齡の裁縫師上りの教師の退職を待つて、リーデマンといふ新しい教師が招かれ、後者では、教師を兼ねてゐた役僧の死んだのを機會に、シュリエファッケといふ新しい教師がその跡に呼ばれた。孰れもハルベルシュタットの本山學校で修業をした者であつたが、専任教師として任命せられ、レカーンのブルンスと同様に、年額百二十國定ターラーの優遇を受けたのである。そして教育・教授の實際の方法に就ては、ロツヒョーとブルンスとが、これを指導しこれを傳授したのである。

かくてこれ等三地方に於ける教育改革の努力は、多大の成功とこれに伴ふ名聲とをロツヒョーの雙肩の上に齎らしたのであるが、これと同時に彼は又、誤解者の非難に對して若干闘はざるを得ざる地位にも置かれてゐた。例へばその非難の一は、ブランデンブルグの寺領地方監督によつて發せられたもので、該監督は教會巡視の際、ゲッチン・クラエネ兩地方の學校兒童が聖教問答

に未熟なることを指摘して、ロツヒョーが招聘した上述二人の新教師を攻撃したのである。然しこれは、兩教師とも赴任後日猶淺くして、教授の實際がまだその手に入つてゐなかつた所から起つた認識不足に基く誤解であつて、随つてロツヒョーの充分な辨明と、ツェードリッツ文相始めベルリン高等宗務會議員等の論達とによつて、釋然氷解せられたのみならず、それは又ロツヒョー自らに對しては、初等學校に於ける宗教教授に關して、更に立入つたる改善運動を試みるべく好箇の機會を與へたのである。かくて、かうした小紛糾の如きは、彼の教育事業發達途上に毫も障礙となる程のものではなかつたのであるが、彼の教育活動に深甚の痛手を負はせたものは、實に、二十年間その片腕と頼んだといふよりは、寧ろ同心一體の姿で働いて來た名教師ブルンスの病死であつた。これに就ては、私の學校の歴史の中に彼は次の如くに述べてゐる。

私の學校に迫つた最大の損失は、私の教師ブルンスの死に瀕してゐることであつた。ずつと昂進した肺癆のために、彼は既に數個月以前から教授することが出来なかつた。それで彼の十六歳になる第二子（長子はハルベルシュタットの師範學校にゐた）が、その間小さい子供達を教へ、以前ゲッテンの學校の生徒であつた二十一歳になるシュミットと呼ぶ者が、大きな子供達を教へた。彼等は彼等の出来る限り、ブルンスの代理を努めた。然しこの恐れら

れたる損失が遂に起つた。即ち昨年九月、私の友は、模範的の忍耐を以て堪へたる長い間の憂苦の後、遂に逝いてしまつたのである。

彼の後繼者は、既に暫らくハルベルシュタットの師範學校にゐる、かの十九歳になる長男エバーハルト・ブルンスでなければならぬ。瀕死の床にゐた父は、かく希望したのである。私も亦種々の方面からして、特に教授方法は若い時から決して他の事を學ばなかつた人によつて、最も確實に守られるであらうといふことを考へて、多くこれに反對することは出来なかつた。蓋し若いエバーハルト・ブルンスは、その稀有の勤勉によつて、決して教授材料を缺如してはゐなかつたからである。然し彼は、かかる父の職を繼ぐのには餘りに若く、且尙未だ餘りに多くを知つてゐないと謙遜して、私の申出を辭退した。

そこで私は、その師範學校の最年長の生徒リーベントラウトを選んだ。彼は決して學校の價値を失墜する處が無いといふ悦ばしい希望をば、二三個月以前から私に與へてゐる。故教師ブルンスの如き地位の人で、彼より偉大な影響範圍を有つた人は、未だ曾て無いであらう。六十人以上の、然もその大部分は既に優れた名聲を負うて教職に立つてゐる人人で、その中に外國人は別として、内地人の中から私はベルリンのハルツング、ポツダムスのクル

クフーンを擧げるが、それ等の人人は彼から學んだのであつて、又私と共に、善良なブルンスの思ひ出に尊敬を捧げてゐる。彼は、ジーラッハがその箴言の最後の章に述べた言葉のやうに、彼に命ぜられたる事を忠實に實行し、多くの者を正義に導いた。その功績は大なる報酬に値する。

三尺高い墓碑が、私の城園に、次の如き簡潔な銘を以て、彼の記念のために建設せられることになつてゐる。

ハー・ヨット・ブルンス。

彼は一教師であつた。

ブルンスが指導を與へて仕上げた六十餘人の教師達の中で、ロツヒョーはハルツングとクルックフーンの二人をここに擧げてゐるが、それ等がどんな人物であつたかは今判らない。恐らく當時知名の教師であつたのであらう。教育史上、少くとも教授法史上にその足跡を印せる人としては、この外更にキルベルグを擧げなければならない。キルベルグは小學校の教授に於ける問答法を研究して、特有の妙技を發揮し、殊に問答の分析・進展・及び收結に就て大に啓發する所があり、後にはライン地方第一の教師と崇められ、かのディーステルウエヒなどにも少なからざる

影響を與へた人であるが、その問答法の研究は、實にブルンスを廻つてロツヒョーに發源してゐることを想起せしめるのである。

これより先千七百七十五年に、ロツヒョーはその舊領地に隣接せる自由世襲の騎士領を買收したのであるが、その小邑の住民は普通の日傭、少數の職人、及び牧夫等から成立つてゐて、彼等の子供がその學校に通つてゐた。その學校の教師は、短氣で下劣で、子供が往々その健康を害する程もこれを虐待してゐたので、ロツヒョーはこれを憂へ、乃ちここにも自力を以て一學校を設立し、キルヒバッハと呼ばれたレカーン生れの教師を置き、ブルンスの指導の下に兒童の教育に従事せしめ、キルヒバッハが病死したので、更にやはりレカーン生れのワイドマンをその後任とした。これ等の教師は、もと裁縫師上りで、書寫・計算の力さへ甚だ拙劣であつたが、ロツヒョーはこれを鼓舞し激勵し、殊に躬を以て範を示して教職の精神を吹き込み、遂に相當の教師たるに至らしめたのであつて、その苦心と努力とは、今日からは殆ど想像も及ばない程のものであつた。これに就ては、次の如き涙ぐましい挿話があり、當時のドイツに於ける村落學校の實情を髣髴せしめるに足るから、これを擧げると、それは今擧げたワイドマンに關するものである。即ち、一日ロツヒョーがワイドマンの學校を訪ねた所が、彼はロツヒョーに附いてその家まで來

て、泣いて許しを乞ふた。それは、彼が以前裁縫師であつた頃、ロッヒョーから命ぜられたことに就て屢々私したことがある。そのことが今や教師としての良心を激しく壓し、そのため學校の子供達に、正直・誠實・職業に對する忠實等に關して必要な教示をなし得ない。彼は今更賠償することも出来ないし、又もはや總てを記憶してもゐない。全罪過に對するロッヒョーの寛大な赦免に頼つて、彼に失はれたる心の平靜を再び與へられんことを冀ふと言ふのであつた。ロッヒョーは衷心から悦んでこれを赦し、そして「これこそ一つの教育的事實であらう。」と書いてゐる。

ロッヒョーは、千八百五年の五月十六日を以てレカーンに歿したのであるが、その五種の著書に披瀝されてゐる彼の教育思想には頗る見るべきものがあるが、それを述べるのは尙多くの紙面を要するから、ここには割愛することとし、ただその病歿より十年以前に自ら書いた私の學校の歴史の最後の部分は、彼の生涯の思念及び體驗の結晶とも清算とも見らるべき感想を纏めたものであるから、これだけを擧げてこの節を結ばうと思ふ。

然し親愛する讀者よ。私はあなた方から、然も恐らく問もなく、永久に別れを告げるであらう前に、尙心の慰安のために、二三の言ひたいことを附記しておかねばならない。

一、もし私の學校が多くの參觀者から「私はここに特に、大部分はまだ生存してゐるベル

リンの高等宗務會議員の證明書を思ひ浮べる。」大きな喝采を博し得たならば、それ等は私を喜ばせず、却つて私は多くの賞讃にも拘らず、むしろ泣くであらう。

二、蓋し、既に早く雑誌ドイツ博物館「著者いふ、これは千七百七十六年から同八十八年まで、ライプチッヒで發行してゐた雑誌である。」に掲げた私の他の論文「教育に於ける實際的なるもの」に於て示されてゐるやうに、完全なる學校に就ては、全く異なつた理想が、私の心の中にあつたからである。

三、そしてそれは唯だ、私が次のやうな教師を發見し養成することを斷念しなければならなかつたからである。即ちその教師は、村落の青少年を野山に伴ひ、有用な職業的勤勞に於て正しく考へることを彼等に教へ、然も初めは書物の代りに自然に依つて教へ、又機會あるごとに、子供等の自然の倉庫に於て無料で發見される總ての見得られるものをば、正しく聞き、正しく見、注意し、觀察し、比較し、區別し、進んで判斷し、前後に結合し、推理することを教へ、遂には次の如き思想が、いはばおのづから湧出る如くに、導く教師でなければならぬ。即ち、神は永劫であり、強力なもの賢明なものである。總ての生活は神から起つたもので、生活は最大の思想である。随つて又神はその創造物を愛する。即ち神は我等をも

愛する。蓋し我等は生活し、然も神を通して生活するからである。かくて我等を先づ愛した所の神を、我等をして愛せしめよ。神が我等の呼吸を守る。彼の造つた美しい世界に於ける我等の悦びも、神の準備せるものであり、我等の感覺は、この世界の享樂のために備へられた。一言すれば、神は最高善であつて、いかに愛し頌讚すとも、愛し頌讚し切れはしない。人は凡そ、愛する人に氣に入りたがる。然し我等は、いかにして愛に満ちた神の氣に入るか。かうした思想にまで導かれなければならない。

四、私は、この私の最高の目的が到底達し得られないから、最小限即ち現在の情態を考へた。即ち、子供に思考することを教へるといふことのために、そしてそれだけが、當時の私に許されたことであるが、私の教師が辛うじて役立つたのである。

勿論極めて徐々にはあつたにせよ、親達の動物的な愚鈍さは、子供との多くの談話によつて漸次に失はれた。例へば、彼等は今や、皆無料の醫師及び醫藥の有難さを知つてゐる。病氣をすることが少なくなり、又病氣をしても直ぐ申出るやうに成つた。私の領内に於ける死亡率は著しく減少して、提出された表によれば、通例、一年に三十七人乃至七十八人の死亡となつた。

これに就ては、私の説教師ステファン・ルードルフは不朽の功績を残した。何となれば、彼はその説教に於て、何が快癒及び治療に役立つかを確かに教へたのみならず、病人のために言語を絶した勞苦を捧げ、醫者の指圖を堅く守るやうにと配慮したのである。

レカーンに於ては、冬季及び夏季に子供が學校に行くといふことが、子供並びに父兄にとつて極めて有益なことであつた。それ故に父兄は、屢々涙を流して私達に感謝した。彼等は今は、その子供達を非常に容易に御し得るやうに成つたといふ。又子供達が多く悅樂をば、特に種々の金言とか歌謠の句とかを讀習することによつて、彼等に與へるとも言つた。

最後に、私の妻は既に數年前から、一種の工藝學校を開いてゐた。そしてザクセン生れのシューバーチンと呼ばれる園藝家の妻が、土地の娘達に裁縫及び編物を教へた。「もし教へなかつたならば、彼等娘達にはそれが出来なかつたのであるが。」

私はその時、男兒達も亦、家庭では紡績することを學び、學校では編物することを學ばなければならぬと主張し、第一の目的の方は容易に達し得られたのであるが、第二の目的の方は容易に達し得られなかつたのである。蓋し父兄達が、編物に必要な材料を與へようとしなかつたからである。このことは父兄達が、「そしてこれが唯だ父兄達のみ誤解であつて欲し

「いが」役に立つ勤勞の學習をば、まだ學校の仕事とは考へず、暗記的に學ばれるものの暗誦のみが、學校の仕事であると思つてゐたことの證據なのである。

、おお鸚鵡的な口眞似よ。いかに長く地上を支配し續けるであらうことよ。

三

私は第一節に於ては、フォン・ロッヒョーには殆ど何等の顧慮をも有たずに、早川正紀の教育事業を敘述し、又第二節に於ては、暫らく早川正紀とは離れて、フォン・ロッヒョーの教育活動を明かにした。現實に於ては彼等兩者は、その相互の間に何等の關係もなき、言はば別個の存在だからである。然しながら、試みにこれを同一の考察圈内に持來たして比較對照してみると、そこにかなり多くの近似點を見出し得るのであり、中には、精神・態度に於てその規を一にすると思はれる節もあるのであつて、それは頗る興味深い事柄なのである。

先づ第一に、早川正紀は、皇紀二千三百九十九年に生れて同四百六十八年に歿したのであり、これを西暦でいふと、千七百三十九年に生れて千八百〇八年に歿したことになるし、ロッヒョーは、西暦千七百三十四年に生れて千八百〇五年に死んだのであつて、これを皇紀に直すと、紀元

二千三百九十四年に生れて二千四百六十五年になつたことである。即ち、正紀はロッヒョーより五年後れて生れて四年後れて歿したのであつて、生死共に四五年の相違に過ぎず、その享年、前者は七十一歳後者は七十歳で、實に六十七年間は、正さしく時を同じうして生きてゐたのであり、かなり嚴密な意味に於ての同時代人なのである。そして天明大飢饉の後を受けて塗炭の苦に喘いだ民人が、胎兒を間引き、捨子を敢てし、非倫不良の風習の多かつたのを見て、敢然として起つてこれを救はんとして教化の一路を辿つた正紀と、飢饉に迫まれ惡疫に訶まれながら、醫藥を拒んで巫筮にのみ頼らうとする無智文盲な民衆を憐み、囚はれたる獅子の網目を噛み切る鼠たらうとの決心を以て、猛然として教育の改善に直進したロッヒョーとは、その立場に於て、その情勢に於て、極めて相近似してゐるのであり、殊に矯風更生の根本は、一に教育にあることを擱んだ點に於ては、全然その規を一にしてゐるのである。即ち、正紀の久世・笠岡・及び久喜は、ロッヒョーのレカーン・クラートネ・及びゲッテンであり、ロッヒョーがこれ等三地方及び隣接自由騎士領にそれぞれ經營したる新しい學校は、正さしく正紀の典學館・敬業館・及び遷善館に當るのである。その上、後者がフリードリッヒ大王の教育普及策、及びその旨を承けて義務教育の獎勵に努めたる文相ツェードリッツの精神趣旨を迎へて、これが實施遂行に創後の一生を委ね、貴族の身を以

て遂に所謂地方のベスタロッチー、然も實はベスタロッチー以前のベスタロッチーと成つたる事績は、前者が、幕府の寛政改革の施政方針、殊にこれが當面の執行者たりし閣老松平定信の學問奨励・風俗矯正の趣意を深く體して、その代官任地の到る處に建學のことを全うし、然もそれ等が、それぞれその地方に於ける平民學校の嚆矢となり、模範となつたる鴻業と、殆ど符節を合するが如くに相一致してゐるのである。特に祖國愛に満ち、人間愛に燃え、而かもその愛をば、教育といふ漏斗を通して未成年者の上に注いだことに至つては、地は東西萬里を隔てながらも、精神氣魄は全くその類型を同じうするものと言つてよい。ロッセヒョーがドイツの教育史、少なくともその普通教育史上に於て、眞に輝ける不朽の地位を占むることを見るとき、吾等は我が教育史上、少なくとも我が庶民教育史上に於ける早川正紀の事業に對して、今更ながら感謝と尊敬の眼を見張らざるを得ないであらう。

立入つて調べると、更に我等の凝視を惹く所のものは、兩者共に人を視るの明を有し、人を動かすの力を有して、まことに得難き適任優良の教師その人を得たるの一事である。殊にこの點に就ては、早川正紀の舉措は、實に鮮やかなる手腕を示してゐるのであつて、久世に於ける菊池正因の如き、笠岡に於ける小寺清先の如き、眞に稀有の人材であり、久世に於ける眞野民次、久喜

に於ける龜田鵬齋の如きも亦、確に優秀非凡の教師であつたのである。然し正紀が到る處に、かくも優秀非凡の教師を見出し得たのに對して、ロッセヒョーが一心同體の友と頼んだブルンスも亦、實に世にも稀れな熱誠忠直の人であつたことは前節所述の如く、ロッセヒョーの教育意見及び方法を充分に理會し、これを如實に顯現してレカーンその他の學校内容をば、刷新といはんよりは寧ろ改造したる傍ら、誘掖指導によつて六十餘人の教師を仕込み上げたといふことだけでも、確かに教育家列傳の幾頁かを飾るべき有爲の材であつたのである。いふまでもなく、正紀にあつてもロッセヒョーにあつても、これ等の教師をしてその非凡の材幹技倆を最高度にまで發揮せしめたのは、詮ずる所、その鑑識と信頼とそして鼓舞との結果であつて、正紀が率先して正因や清先に師事したることの如き、ロッセヒョーが當時としては眞に破天荒ともいはるべき優遇をブルンス等に加へたることの如き、皆然りである。そして正紀の遺愛碑や思徳碑が、正因や清先によつて魂を籠めて書かれてゐるのに比べて、ロッセヒョーがブルンスの爲に三尺の豐碑を己が城園に建てて、「彼は一教師であつた」と刻んだのは、まことに悲しむべき逆修とも言へば言へる。

勿論兩者の間には、若干その色彩を異にする所の對照も無いではない。正紀の第一の面目は、何といつても、その優秀偉大な治民家であつた點に存するのであつて、遺愛碑や思徳碑や、記念

銅像や條教談話や、幾多の遺物遺記が充分にこれを物語つてゐる。彼が人を説くの力に拔んでゐたことは、その久世條教を讀んでも窺はれる所であるが、然し纏まつた教育意見といはれる程のものに至つては、彼には遺されてゐないのである。これに較べてロッキョーの全貌は、押しも押されぬ一個の立派な教育學的存在である。彼が絶えず筆に托して世に問うたる數々の述作、即ち、農民子弟に對する學校書の試み・村落學校教師に對する教授としての教案・兒童の友・農民の友等を見ると、彼が教育上又教授上、いかに進んだ且適切な意見の持主であつたかが、まことによく判るのである。殊に初等教育・國民教育の本質・内容・並びに方法等に就ては、世界に於ける最初の立案者たる榮譽が、彼に負はさるべきものであらうと考へられる。現に、今日の小學校教授に相當する初等教授 *Elementaren Unterricht* 並びに今日の小學校に該當する初等學校 *Elementarschule* なる言葉は、彼の述作に於て、始めて現存教育文獻の上に提出されてゐるのである。又かのペスタロッチー以後旺然として起つた開發教授・問答教授の如きも、その淵源はずつと古くにあるのだから、敢てその萌芽とは言へないけれども、然しその重要な契機の一は、既に彼に於て見出されるのであり、かくて彼は正さしく地方のペスタロッチーと成つたのである。ここに兩者の間に一の明かなる對照がある。その他ロッキョーには、直接又間接にこれを助けた

妻クリスチアーネ・ルイーゼの教育的活動が伴つてゐて、それが記録の上にも残つてゐるのであるが、正紀の妻三宅氏に就ては、かうした點で何等聞く所が無いのである。但し兩方共に實子が無かつたといふ點に於ては、亦相似てゐるのである。

最後には擧げるが、然し極めて重要な一事は、根本的で然も堅實なる社會改良家として、兩者の間に大きな共通點の存すること、これである。段々と述べて來た如く、早川正紀もフォン・ロッキョーも、力を盡して大に教育を進めた人であるが、然しその教育は、唯だ學問とか藝業とかの爲にのみ進められたのでなく、それは全く、一般民衆の精神力・生産力を培ひ養はんとする考から出發してゐるのであつて、即ち社會改善的見地が、彼等には共に極めて濃厚であり熾烈であつた。言換へれば、彼等は單なる教育家ではなくして、實に社會教育家であつたのである。更に一步切り込んで稽へると、學問そのもの、藝業そのものに就ての考察に於て、彼等の見解は嶄然として時流を抜き、眞に經世濟民の大道に立脚してゐたのである。即ち彼等に隨へば、學問は又藝業は、貴族のみの柙籠る要塞でもなければ、僧侶だけが死守すべき殿堂でもなく、ましてや徒らに博學を衒ひ多識を誇らうとする者の私すべき利器要具でも決して無くして、それは何人にも缺くべからざる人間活動の指針の體得であり、國民の總てに必ず課せらるべき社會生活の教科

書の理會である。私が第一節に於て早川正紀を敍した際にも見た如く、彼には、學校は藝能貯藏の象牙の塔ではなく、却つて彼は、遙か以前に於て、正さしく學校中心運動の先驅者であつたのであるし、ロッキョーも亦、私が第二節に於て指摘しておいた通り、その農民子弟に對する學校書の試みに於て、「兒童は讀み書きを習ふのみならず、正確に理會し且公共の爲に役に立つ所の眞理を把握しなければならぬ。」と喝破した。彼等は實に、根本的で然も堅實なる社會改良家であつたのである。尤も社會改良家といつても、唯だ生活様式の改善を提唱して、これを成人の間に宣傳し獎勵したといふだけでなく、子供の時から人間精神の基根を培ひ養ひ、これを陶冶しこれを育成することによつて、民衆の生活を改善し向上せしめようとしたのであるから、彼等は單なる社會改良家ではなくして、實に教育的社會改良家であつたと言つてよい。彼等の教育上の企圖に於ても、又その方途に於てもいつも、人道的の見地と共に實學的の見地が重きをなしてゐるのも、この點から推考すると直ぐ首肯されるのであつて、正紀が孝悌を敦くし、風俗を正しくすること、を訓へると同時に、家職を勵み、農桑に勤めるべきことを示してゐるのも、又ロッキョーが修身・書讀のみならず、女兒は勿論男兒にも、家庭では紡績を、又學校では編物を教授しなければならぬと主張してゐるのも、皆かうした見地の閃めける片鱗である。彼等の教育事業が當時にあつて、

斷然傑出してゐた所以の一つは、確にここにあり、今日から見ても猶喚び起さるべき生きた意義と大きい價值とを有つてゐる所以の一つも亦、實にここに存するのである。頃日ロッキョーの生涯の社會的事業に就て書いたるドイツのカール・ファールブルッフが「教育を通して經濟的並びに社會的の健全に到達しようとする彼の思想は、いつの時代にも價值深く残るであらう。」と結んでゐるのは、尤もな言葉である。「教育學研究第二卷第四號及び第五號掲載、昭和十年七月二十日修訂」

参考文献

- | | |
|--|-------------|
| 早川正紀著 久世條教 | 齋藤數山著 條教談話 |
| 日本教育史料卷二十、典學館取調 | 同 笠岡敬業館取調 |
| 五弓久文著 事實文編卷四十八 | 永山卯三郎著 早川代官 |
| Friedrich Fieberhard von Kochow: Geschichte meiner Schulen. Heilmanns Quellenbuch zur Pädagogik. | |
| Karl Vahlbruch: Das soziale Lebenswerk F. E. v. Kochows. | |

第六篇 正司考祺の教育思想

一

これまで餘り世に知られてゐなかつたが、然し可なりよく纏まつた教育意見を抱懐してゐた先輩が、我邦には随分有るのであつて、今茲に擧げようとする正司考祺の如きも、確に宣揚すべきその一人であると考へられる。

考祺は通稱庄治、南畝又は碩溪と號し、肥前有田の人、寛政五年に生れて安政四年に歿したのであるが、その家は世々商賈で、巨萬の富を有してゐた。考祺は夙に學を好んで然も博覽強記、特に經濟の學に長じて著述も頗る多く、一百卷の大量に上る豹皮録を始め、經濟問答秘録・勸善道話家職要道・環堵日記・天明録・武家七徳等があり、就中、經濟問答秘録・勸善道話家職要道・天明録・武家七徳は日本經濟大典中に收載されてゐる。考祺の學歷に就ては、日本經濟大典の編者瀧本精一博士は、その詳ならざるを憾むと言つてゐられるが、勸善道話家職要道の中に考祺が

自ら、

余若時父唯學問を勸れども、田舎の事ゆへ儒師といふ者なし、殊に家業甚繁して、書を看暇も無れば、四書五經のかな附本を求て誦讀せしに、始は甚苦痛ありしが、國字解などを以て段段と會得して、意味漸く貫通して面白く成り、靦て雲霧を拂て晴天を視が如く、今に於て寸隙あれば、書を釋ずして益研究せり、

と言つてゐるのを觀ると、少くとも彼には常師がなく、全く獨學自習で、その告白通り、手に巻を釋かずして益々研究を續けたものと考へられる。然もその畢生の大著たる豹皮録の序跋が、篠崎小竹・廣瀬淡窓・草場佩川・帆足萬里・後藤松蔭・奥野小山等諸名家の筆に成つてゐる所から觀れば、これは瀧本博士の言はれた通り、當時これ等の諸學者中に知られた人であつたのであらう。儒流の系統もなく全くの獨學自習で、これ等諸學者の間に知られるほどの學者に成つたとすれば、益々尊敬すべき偉材であつたことを思はざるを得ないのである。彼の著述を讀んでみると、その知識の該博なる、又その引例の豊富にして且多種多様な點よりしてこれを推すに、彼は古今を問はず和漢に亘つて、廣く群籍を涉獵したものと思はれる。尤も彼の著書には、記事雜駁にして統一を缺ける所や、文章・用語・用字難澁にして意義の明白ならざる所や、引用書名及びそ

の抜抄が原本と一致せざる所や、乃至はその引例中には正確なる史實なり否や疑はしきものある等、種々の混雜と不體裁とを含んでゐることは、既に瀧本博士の指摘された通りであるが、さうした疵瑕のあるに拘らず、その知識の該博なるとその引例の豊富なるには、洵に驚くべきものがあるのである。その上、考祺は單なる讀書人たるに止まらず、その經濟問答秘録の自序に、

余曩偏歷諸國、觀其風土、

と書いてゐる通り、各地の遍歴旅行によつて、更にその見聞を廣めたのであり、又勸善道話家職要道の跋に、八十五翁荒木某が、

此書は南畝先生實地を踏んで著述せられし所也、其實地と云は、先生元大賈にて、商賣家の肺腑を探り得、後年蝸頭丘山の邊といふ野山を開き、千有餘金を費し、大厦を造建して、工匠傭夫の志情に委く、將其開闢の地に田圃を營み、數僕の駟引作物等に、心魂を盡し精神を碎き、實に國の爲能努たりと謂つべし、云々、

と記してゐる所を以て觀ると、躬ら開墾殖産の事業を試みて、その經濟意見を實地に施爲したのである。これを要するに、考祺は所謂碩學鴻儒の部類に入るほどの人ではなかつたけれども、普通の儒者とは頗る異なつた閱歷と、然も卓拔なる識見とを有つた一種の活儒であり、少くとも經

世濟民の思念に満ちたる一偉材であつたやうである。そしてその教育意見の如きも、實にこの經世濟民の理想からして湧出てゐるのである。

二

考祺の教育意見は、その經濟問答秘録中の學校考の篇に主として現はれてゐる。經濟問答秘録は、豹皮録に次ぐ大著であるが、最初に經濟要論を掲げて序篇とし、次に學校考に入り、それより法令考・國用考・田賦考・僧道考・海港部・征權考・武備考・刑法等の諸篇に及んでゐて、實に三十卷に亘る記録であるが、その序篇に次いで先づ學校を論じてゐる所に、教育を重視したる考祺の思念が窺はれるのである。彼は實に、教育を以て世に處し生を遂ぐるの基礎的方途となし、然もその教育の勢力の極めて偉大なるを信じてゐたのである。即ち

人ハ氣質ヲ變化スルコト、無學ニテハ爲ラザルユヘ、衆士ヲ學校ニ入レテ鑄直シ、之ヲシテ衆民ヲ善道ニ導カシム、人ノ才智ハ天性ニテ、出家ヲ致セバ高僧ト爲リ、醫者ト爲レバ名醫ト成リ、庶人ナレバ豪家ト爲ル、何ゾ管役才ノミ才智有ランヤ、一切ノ事何ニ取テモ其才アリ、然レドモ其才智ヲ其儘自放ニ置ケバ邪智ト成ルユヘ、聖人ノ力ヲ假テ仁義ノ才ニ引移ス爲ノ學

問ナリ、

と言ひ、

上ニ學校ヲ建ルハ、譬ヘバ基石細工ノ如シ、基石ヲ作ルニハ、先ヅ白キ貝殻ト、黒キ石ヲ買メテ之ヲ細カニ割り、砥ヲ以テ磨キ、成就ノ上ニテ上中下ト十段ニモ撰揚ゲ、最上ノ石ハ直一石十五六文・其次ハ十文・七文・五文ヨリ、下々ハ一二文迄ニ至ル、磨カザレバ元ノ石貝ニテ、空シク山野海岸ニ棄テ、人ニ躡ル、ノミ、此ヲ拾フテ手ヲ入ル、ユヘ、至極下品トイヘドモ、估一錢トモ成レリ、又之ヲ賣ニモ能ク高下ヲ銘シテ其直ヲ究ムルユヘ、人皆承服シテ買ム、若シ銘違ヘバ再ビ買メズ、學校ヲ建ルモ衆士ヲ集メテ性質ヲ磨キ、其才器上中下ノ次第ヲ頒チ、其器ニ應ジテ其職ヲ授クル事、全ク人君ノ銘ニ在ル可シ、

と説き、殊に教育は兒童の幼少なる頃より、これを始めざるべからざる所以を論じて、

植木モ小天ノ時届伸セザレバ、大樹ト爲ツテハ成リ難シ、人モ幼少ノ時教ヘ込ザレバ、年長ジテハ私欲生ジテ教ヲ用ヒズ、

と言ひ、家職要道の中にも、

孩兒ハ五六歳より氣質は知れる者故、捷才の者は尙も學文致させ、忠孝の道を教べし、子を

養ふて教ざるは親の過なり、世俗の者我身につく酒食衣裳代は惜まず、子を道に率る書物代を惜むは、酒樽の洩を塞がず、丹漆を以て塗が如し、學文といふても、今時の者は手習に遣るを學問と思へども、字を書く事は下手にてもよし、唯書物を讀せよ、多く讀するにも及ばず、小學一部を誦誦さすべし、

と述べてゐる。言ふまでもなく、彼は總べての者を同様に發達させようと考へたのではなく、子に教育を加ふべく總べての親に要求したと同時に、子の天稟素質の相異は十二分にこれを認めたのであつて、寧ろ學校を以て、人の材能の見出さるゝ場所、随つて又天才發見の場所とさへ考へてゐたのである。かくて個人的の見地よりしても又集團的の見地よりしても、適材の發揚を以て凡そ教育の當然の任務となし、又その必至の歸趣と信じてゐたのである。さればこそ、

山林ニ往テ良材ヲ擇ムニ、數萬木ノ中ニ床柱ト爲ベキハ、二木ト得難シ、微雨頃蝦蟇ノ子ヲ見ヨ、途上足ヲ容ル、隙モ無シ、然レドモ眞ノ蝦トナルハ、僅一二疋ト言傳フ、拔群ノ者モ亦是ニ似タリ、世ニ藝術甚ダ多ケレドモ、讀書ヨリ心苦ハ無シ、然ルニ當今諸國ノ教ヘヲ觀ルニ、衆士ヲ悉ク學者ニ爲サントスル教ヘ方ユヘ、還テ文道行レズトミユ、

とさへ論じてゐるのである。無論考棋は、徳川時代の多くの教育思想家と同じく、元來儒學の治

教論に立脚したものであつて、純然たる人文主義とは、おのづから着眼點を異にする所はある。然しその所説は、單なる聖教論でもなければ、又抽象的なる道學說でもなく、寧ろ教育を以て人生處世の意義を體得させるもの、一層端的にいへば、職業の上に人間天與の堪能を發揮させるものとしたのであり、隨つて、職業を基調とする實際生活教育說へまでの充分の展開を示し、かくておのづからに、最近教育思潮の一たる一般陶冶職業陶冶密關論にさへ出て來てゐるのである。これは經濟的見地を重視したる彼にあつては、自然の歸結であつて、當時往々世上に流布してゐた、教育を以て實際生活に寸效無きもの、若くばこれと相反するもの、如くに考へたる見解に對しては、彼はこれを愚俗晒ふべきものとなし、世人がかゝる謬見に迷はされざらんことを切に望んでゐる。然も彼の考が、決して純然たる實利主義にあらざること、家職要道中に問學問爲貧窮^ニと題して、次の如く論じてゐるのを見ても判る。

或人云、今時世間に唱る所は、學問すれば貧窮するといへり、吾も子ども數人あるゆへ、入學させんと思へども、未だ進退決せず、如何計りて宜しからんや、余大に晒ひ、定て勝るを嫌む愚俗の謂ふ事ならん、若學問して貧窮せば、天下の者は千人に九百九十九人までは無學ゆへ、舉て富るならん、漢土の者は卑き土民まで、學問せざる者なしと見ゆるなり、其譯は今長崎に

持越る時憲書を見るに、我邦大抵の學者も讀み兼る程にあり、然らば統て富る者は無き筈とみゆれども、富有る者甚だ多しと聞及びし、學問は道を知る爲なり、生れながら知者は聖人なり、聖人は我日本に未だ出たまはず、人は元天に稟たる所の性は善なれども、磨かざるゆへ石と成れり、其玉と成す礪は輒學問なり、學問といふは道中記を見るが如し、之を能覺へて居れば、往來少しも迷はず、譬へば衆人座して居に煙管を出し、此寸法は何程あらんと問時、衆人各いひ當んと、或は五寸、或は五寸五分と、互に水懸論に及べども、證據なければ勝負決せず、此時規矩を出して之を衡れば、明に分る也、其規矩といふは聖賢の書なり、予も聖人の書を學んで後に、始めて日用の事を考ふれば、大に前非を悔む事甚だ多し、凡俗の身にては學ばずしては、自悟るといふ事は所詮届く事に非ざるゆへ、一生痴愚にして、日用の事誰咎る者無きゆへ、隨分足れりと思ども、其云所其行所、古人の準繩に合れば、齟齬する事甚多し、余信州戸陰山とがくしんに登しに、麓より五里、道連の者の話に、是より奥院には一里許の深山にて、窩の中に大蛇あり、九頭龍權現是なり、恐るべき事故、吾等は詣でずと引還せども、往きて視ば何事も無事也、世俗の云はやす事は斯る者ゆへ、必ず信用すべからず、聖賢の書も學んで見ざれば、其貴事は知ざる也、故に子を生ば學問を致させて、孝行の道を知らしめよ、子を養ふて教へざるは親の過

ゆへ、我身の不遇と諦むべし、然し善事を學んで、悪きといふは無き者也、問には學んで悪き者もあらんなれども、學ずして悪者には勝れり、

三

教育は何人にも必要であるといふのが、考祺の持説であつたにせよ、當時が封建の時代であつて見れば、事の順序として、士分階級を對象とする教育の彼によつて先づ論ぜられてゐるのに、何等の不思議はないであらう。但しその士分教育の内容に至つては、當時一般の思想に比して頗る進んだものであつたのである。即ち武士の教育は武道の修練のみでなく、武道の修練の如きは、その一方面・一部分に過ぎないのであつて、眞の武士教育は所謂文武を併せ包んだもの、否寧ろその根本は文道にあることを、極めて力強く唱道してゐるのである。これは、治教論の母胎たる周代の儒學には明かに存した所であつて、決して考祺の創見ではないけれども、然し考祺の時代に於て一般に抱懷されてゐた常識を水準として、これと比較すれば、確に頗る異なつた且遂に高い識見であつたと認められる。言ふまでもなく當時は、かの松平定信等によつて臺閣の上からも盛に奨勵されたる文武てふ標語が、既に津々浦々にまで響き渡つてゐた際にはあつたが、それに

しても、多くの藩學に於ける所謂文武の奨勵も、その實際の施設・内容が、猶頗る區々たるを免れなかつたのに較べて、文武の包括的全一的見地をば、かくも積極的に、且大膽に率直に主張したる識見に至つては、さすがに見上げたものと言はなければならぬ。即ち

不學ノ者ハ文武ハ兩道ト心得レドモ、文道ハ本體ニテ、武道ハ手足也、又劔術ノミ武道ト思ヘドモ、是ハ武ノ小技藝ニテ、文武ト云トキハ、武ハ軍法ノ事也、自レ古武ノ一道ヲ恃ミ、文徳ヲ修メズ、其終リヲ克セザル者擧テ數ヘ難シ、

是故ニ學ンデ後文質彬々ノ君子ト爲レバ、治亂共ニ其功遂ズト云事無シ、古王代ハ政教ヲ專ニ、文學大ニ隆ンニシテ、學校ハ最上ノ重職ニテ、八省ノ中式部卿ヨリ司リ、親王四品以上ヨリ任ジ、公卿ヨリハ叶ハズ、國家ノ典章皆是官ノ所レ統ニテ、文官ノ除授考選ノ事ヲ掌リ、毎年於ニ本省一行ニ諸國一分召、

など説き、奈良・平安時代に於ける大學・國學の制を略述して、そこに學生と醫生との教養されたる所以を述べて、

學問ハ人ニ道ヲ教ユル故也、醫ハ人命ヲ救フ故也、右ヲ以テ觀レバ、領主トシテ學校ヲ立ザルハ、舊典ニ背クト云モノ也、古ハ民ヲ善道ニ導ク爲ニ、斯ク治教ヲ主トシテ、文學盛ナリシ

ニ、保元平治ノ比ヨリ漸々亂レテ、摺紳ノ徒モ東西ニ奔走シ、年中ノ行事節會モ斷ルホドニ爲ツテ、學校モ竟ニ廢シ、文武ノ臣モ學問ノ暇無ク、武士ハ日ニ戟ヲ秉ルヲ主トスルユヘ、文道茲ニ盡キ、書ヲ讀ム者ハ徒浮屠氏ノミナリ、

と言ひ、尙爾後に於ける文教の隆替と世の治亂との關係を、歴史的に詳述したる後、

今ノ世ハ武士ト云ヘバ、武藝サヘ致セバ、文學ハ無クシテ可ト思フハ、是時代ヲ知ラズ、從頭カラノ相違也、
と斷じ、

水府義公云、世間ノ者我ヲ學問嗜ニテ、武藝ハ不嗜と批判セルヨシ、武藝ハ武士ノ常ナレバ、不_レ勸トモ皆嗜ムベキコト也、學問ハ多クハ人ノ好マザルコトユヘ、人ノ人タル道ヲ少シナリトモ知ラセタク思フユヘ、家中ニ悉ク學問ヲ勸ムト宜フ、朱子云「學者立_レ志、須_レ教_ニ勇猛、自當_レ有_レ進」と、勉強セザルハ元不勇ヨリ生ズ、勇無キ者ハ治亂共ニ國家ノ用ニ立チ難シ、今試ミニ見ヨ、孩兒ヨリ手習讀書ヲ嗜ザル者ハ、年長ジテ終良者無キハ、目前ニ見エシ事也、學校ニ勤ル事ノ苦シサニ、我ハ武藝執心ト退學スルハ逃口ナリ、斯ル者ハ情精ニシテ、睨々武術モ勵ム者ニ非ズ、文學ハ人道ノ稽古ナリ、藝ハ六藝ト云テ、弓矢モ馬術モ、古ヘハ學校ノ内ニ

加ヘテ、文武トモニ込テ有リ、故ニ先ヅ文學シテ人倫ノ道ヲ辨ヘ、其後諸藝ヲ稽古スル事、次第ヲ踏ンデ行クト云ベシ、俗士ノ徒不學ニシテモ、官ヲ勤ルト云ハ、政務ノ重キコトヲ知ラズ、治世ニテ下逆ハザルユヘ自得スレドモ、「是則工人不_レ由_ニ規矩準繩、而學_ニ般倮」ト云者ニテ、君子ノ嗤笑ヲ免レズ、蓋シ學問シテ惡キ者モアリ、是ハ學ビシユヘ惡クナルト云ニハ非ズ、學バズンバ尙モ惡キ者也、故ニ其者ヲ譏ルハ可ナリ、學問ヲ誹ルハ人道ヲ害フ賊トスベシ、古ハ文官武官ト分レドモ、武人モ文學ヲ爲ザレバ、武道ノ本意ヲ明メザル故、皆文學ヨリ入ル、今時學問不嗜ノ士ハ、吾ハ武人ニ爲ラント、五經ノ素讀モ睨ト覺エズ、武場ニ入テ槍刀ヲ執ルハ、發端ヨリ相違ナリ、文學ハ仁義忠孝ノ稽古也、武術ハ陣ニ臨ンデ敵ヲ挫グノ稽古ナリ、故ニ先ヅ聖賢ノ武則ヲ明ラメ、其後ニテ武藝ヲ稽古スルコト、前後本末ヲ亂サズト云ベシ、など論じてゐる。かくの如く人道の稽古であり、仁義忠孝の稽古である、とさへしてゐる文學の修養をば、武士の教育として要求してゐることは、彼の持説たる職業を基調とする見地と、果していかなる關係に立つか、兩者は相矛盾する虞がありはしないかと考へてみると、決して矛盾せざるのみならず、彼の思想に於ては、互によく協調否な齊合されてゐるのである。といふのは、考祺は實に、庶民の上に立つて彼等を嚮導することこそ、武士なるもの、職業であると考へてゐる

たのである。これは、彼の所説を通讀すると充分に掴まれ得る所であつて、かの歐米諸國で嘗て盛に唱へられた、否今日でも往々唱へられる「上流者は衆民の模範たらざるべからず。」の思想と頗る相似たものである。そはとにかく、庶民の嚮導を以て士分の職業と見たのであるから、文武を内容とする武士の教育は、一般に職業を基調とする見地と、毫も相杆格する所なきのみならず、單なる武術の練習の如きは、武士の教育に於ては、その一方面・一部分寧ろ末枝に過ぎずと見るべき所以の理由をも裏書するものである。これと同時に他方には又、かくの如く人倫の道を辨へ且廣く諸藝を稽古することを以て學問とした、言ひ換へれば、學問の標的は廣く成徳育材にあるとしたのであるから、儒學の流派の如きは、考祺に於てはさまざま拘泥すべきものとは考へられず、かの學派の争鬪の如きは、彼にあつては寧ろ問題では無かつたのである。彼が

抑モ學問ハ道ヲ行フ爲ナリ、德行ヲ本トセバ、派ハ入ラザルナリ、諸子百家ノ説、縦ヒ不正ノ言トイヘドモ、木ニ竹ヲツグ様ナルコトハ無ク、善ヲ惡ニ説ク事モ有ルマジ、何レニテモ、一説ニ由テ我身ニ體認シテ行フベシ、互ニ譏刺スルハ、其度量ノ狭キ故ナリ、「中略」然シ孰レノ學ニテモ、其業ニ掛テ視ザレバ、其學功ハ顯レズ、唯書籍ヲ讀ムノミニテハ、所謂蠹魚ニテ何ノ益ニモ立ズ、

と言つてゐるのも、この立場からすれば尤もなことである。そはとにかく士分教育の實際の方法としては、彼はこれを次の如くに提議してゐる。

士大夫ハ「中略」上ヨリ命ヲ受ケ、已ム事無ク學校ニ入トイヘドモ、不勤ノミ多シ、斯ク心ニ染ザル事ヲ、長々引留メ成就サセントハ、斧ヲ礪テ針ニ致スガ如シ、是故ニ捷徑ヲ捨ヘテ、益ヲ得ル法ニスベシ、其業ハ先ヅ三十ヨリ以上ノ者ヲ素讀師ニ立テ、一組ノ孩兒二十人ヲ預リ、十五ヨリ内ハ臨講詩作ヲ禁ジ、素讀一遍ニ致スベシ、今ノ様ニ同年ノ者ヨリ段々教ヘニシテハ、褻慢シテ記憶セズ、故ニ長年ヨリ教ユベシ、偕二十人ノ孩兒ニ一人ヅ、教ユル事、仲々心勞ナル者ユヘ、官給最モ重クスベシ、其次第ノ方ハ、先ヅ孝經ヨリ始メ、次ニ大學・論・孟・中庸、次ニ中士ヨリ以上ニハ孫子ヲ教ヘ、次ニ春秋、次ニ書經・詩經・禮記・周易ト次第ヲ立テ、秀才トイヘドモ、始ハ五六字、孟子・中庸ニ至テモ、紙半枚ヨリ以上ハ教ユベカラズ、朱子モ「唯是貪多、故記不得」ト云、總ジテ其日ノ素讀教ヘヲ受テ、四書・五經一卷毎ニ初ヨリ何卷モ、四五枚ヅ、返讀百遍ヅ、致サスベシ、讀書百遍理自通ズト、唯涵讀ニ諳誦サスルニ不_レ如、華城ハ今ニ於テモ孩兒ニ教ユルニハ、背面ト云テ其書ヲ師ニ預ケ、師ニ背向テ諳ヨミスルナリ、本朝モ古ハ是法ヲ用ヒ、帖ト云テ字ノ上ニ物ヲ安キ諳ズルナリ、如_レ是嚴ニ教ユルユヘニ終身忘

レズ、僧徒ノ佛經ヲ誦ヨミスルハ、孩兒ノ時ソレノミ一圖ニ教ヘ誦スル故ナリ、今時ノ教ヘ方ユヘ士トシテハ皆四書・五經素讀セザル者無ケレドモ、己ニ退學スレバ悉ク忘失ス、孩兒ノ時能ク覺ヘ込ンダルコトハ、一生忘ル、者ニ非ズ、清原真人ハ歳七十ニシテ、後醍醐帝ニ六經ノ說ヲ口ヅカラ授ケ奉レリ、是全ク幼少ノ時誦セシ功ニ由ル所ナリ、偕孩兒ニハ背面ノ法ニ由テ、始メ教ヘシ孝經カ大學ヲ、無本ニテ十枚誦ズル者ニハ、筆紙墨ノ賞ヲ賜リ、一卷誦ズル者ニハ何品ト、甲乙ヲ立置クベシ、又孝經・四書ヲ一章又ハ二三章ヅ、席上ニ無本ニ書セテ試ミヨ、若シ本書ニ相違無クンバ重ク賞スベシ、斯ク致セバ、第一文章ハ自ラ作ル様ニ成ルベシ、又講師ヲ立テ、毎日孝經・小學・四書・五經ヲ講ジ、又兩部ニ致シテ、一方ニ家語等ヲ講ジ、毎日一度ニ三四十枚ヅ、講ズベシ、今ノ様ニ三八九ノ日ナド究メ、僅ヅ、講ジテハ、四書・五經ハ何レノ年迄ニ終ル事ヅヤ、其中ニハ多クハ退學スベシ、解セズシテハ益無シ、太宰氏ハ講釋ハ肩輿ニ乗テ途ヲ往クガ如シト云ハ、儒者トナルノ身ヲ云、衆士總テ儒者ト爲ルハ、中華ニ於テモ無キコトナリ、人ヲ導クニハ一般ノ情ニ就テ計ルベシ、故ニ右ノ法ヲ立テ、十五歳迄ニ成就致シ、其後ハ文學ニ志ス者ハ長ク學校ニ勤メ、詩力文力志ニ任セ、武術ニ志ス者ハ武場ニ入テ、各心ニ任セテ稽古シテヨシ、右ノ聖經孩兒ノ時誦ジテサヘ居レバ、終身必忘レズ、

治亂共ニ君子ノ道ニ逃レザルベシ、是勵士ノ捷徑也、

これは、語記背誦による涵讀を徳適したものであつて、ひたすら群書を多讀して蘊蓄を深めたる彼自らの體驗こそ、この徳適に根據と確信とを與へたものであらう。又一組の兒童數を制限し且これを兩部に分けることによつて、指導力を有效ならせることや、どしどし教程を進めて學習を抄らせることや、十五歳以上は、材能により志向に應じて修業の途を分かたしめることや、孰れも適切なる提議たるを失はず、殊に人を導くには一般の情に就て計るべしとは、まことに至言である。更に小身微祿の士分に對しては、特にこれを收容して教育すべき學校を建つべきことを建言して、次の如くに述べてゐる。

先ヅ都下ニ小學校一館ヲ建テ、其教ノ法ハ郷學ト同ク、孝經・四書・小學ヲ十五マデ涵讀ニ誦誦致サセ、其後鳥銃・弓箭・擊劍ノ稽古スル事宜シ、夫殼祿ヲ受ル身ハ、一石トイヘドモ帶刀致スユヘ、庶人ノ敬禮ニ遇ヘリ、然レバ庶人ニ拔シズル、其徳備ラズンバ、何ヲ以テ帶刀セシヤ、故ニ先ヅ仁義忠孝ノ道ヲ學バズンバ臣道立ズ、仁君不能愛ニ不益之臣ト云、若シ文武ヲ顛ラバ殼祿ヲ還スベシ、是故ニ輕輩小者、一石タリトシ祿有ル者ハ、悉ク小學校ニ入レ、着到ノ人衆ヲ小學校ニ於テ教ヘ、若不入ノ者ハ其隊長ヨリ吟味スル事宜シ、然レドモ入塾ニ於

テモ筆紙墨書籍代等ニテ、五石ヤ七石ノ身ニシテハ、學問モ出來兼ルハ世間ノ情也、故ニ君トシテハ是ヲ能ク知ラズンバ、衆ヲ使フ事能ハズ、國計ハ廣大ユヘ、細カニ事々ニ當レバ、無益ノ弊ヘ有ル者也、此彼ヨリ省約シテ是處ニ用ヒ、貧窮ノ生徒ニ穀祿ヲ助ケテ勵マサバ、後ニハ却テ國家ノ大利トナルベシ、是則大仁ニシテ、富國強兵ノ礎也、

教育の方法に關しては、前の引用文にも若干觸れてゐる所があつたが、特に學習の要訣として、考祺は融會貫通といふことを力説してゐるのである。これに就ては、

學問ハ融會貫通ト云テ、嚴寒ニ池ノ水ヲ融ントスルトモ得ベカラズ、陽春ヲ迎ユレバ漸々融ルガ如ク、學問モ解セザル所ハ暫ク置イテ、又次ヲ讀ミ佗書ヲモ看ルトキハ、池ノ氷ノ春風來テ彼岸ヨリ融ケ、此ノ端ヨリ融ルガ如ク、自然ト會得スベシ、幼少ノ者ニ小學ヲ解セヨ、之ヲ講ゼヨト云ハ、嚴寒ニ池ノ凍ヲ融ント、一桶ノ熱湯ヲ灌懸ルガ如ク、些其一處ノミ、と言ひ、

故ニ融會貫通ノ法ヲ以テ、心氣ヲ屈セズ博ク群書ニ涉リ、古人ノ言行ヲ一々我身ニ體認スルトキハ、其朝ニ臨ンデ古人ハ斯ク致セシ事アリ、斯ク云ヒシ事アリト其規轍ヲ踐ンデ、言ヲ發シ行ヒヲ慎マバ、則古ノ君子ニ異ナラズ、

と説いてゐるのは、前に挙げたる涵讀の徳と、恰も橋の兩面の如き關係を有し、畢竟、漸明の理を以てその本質とするものであり、更に考祺が、學功による發明といふことを言つてゐる所をも併せ考へると、そこに、近時精神科學派の説く體驗・理會・構造の原理とも幾分相近い所があるやうに思はれる。尤も考祺は多讀の必要を説いたけれども、然し無條件にこれを主張したのではなく、却つて「盡信書、則不_レ如_レ無_レ書」の古語を肯定して、

讀書ハ服藥ノ如ク、藥ニ良・毒アリ、妄リニ服スベカラズ〔中略〕故ニ有益ノ書ヲ撰ミ博ク覽ルベシ、

と言ひ、書を讀ムモ講ズルモ、其時代其人ノ氣質ヲ考ヘよと説き、殊に近代の書物にも必ず眼を曝らすべく勸めて、時代ニ味ケレバ事務ニ拙シ、と述べてゐるのも、まことに適切な警告である。これと同時に考祺は、師道の大切なるを論じて、

今諸國家塾ノ師、多クハ弟子ノ行狀ニ目ヲ觸ズ、唯舌耕スルノミ、生徒ヲ導クニハ、讀書ヨリ先ヅ當用ノ行狀ヲ論スニ如ズ、目ヨリ入ルモ耳ヨリ入ルモ、易ル事無シ、古聖人ノ教ハ皆話ナリ、能ク譬ヘヲ取テ、道理ヲ細カニ論ス事、誘引ノ捷徑也、
と言つてゐるのは、いかにもその通りである。

四

武士の教育に次いで、然しながら少しもこれに劣らざるの熱心と誠意とを以て、考祺は更に庶民の教育を論じてゐる。彼は先づ、論語に「民可使由之、不可使知之」とあるを楯に取つて、庶人が學問をすると利口になつて、公事訴訟を好むの本となるといふやうなことを、往々言ふ者のあるのに對して、それは根本的の謬見であると識斷し、これは

出家俗士ノ徒、嫉妬ヨリ云所ナラン、不可使知之トハ、之ノ字ハ人道ヲ指テ觀ルベシ、數萬ノ人ナレバ、一人毎ニ喻シ曉スコト能ハズ、故ニ其長タル人學問シテ、先ツ躬ラ之ヲ行ヒ、其後民ヲ之ニ帥ヒ由ラシムベシト云コト也、事ヲ論議裁判スルニハ、先ヅ其大體ヲ考ヘ、向フニ的ヲ懸ヨ、左無ンバ方角ヲ知ラズ、途ヲ急グガ如シ、生質魯鈍ノ者ハ其中ニ少々過失アルトモ、目指所的善ナルトキハ、遂ニハ其的ニ中ルベシ、人ニ善事ヲ教ヘテ、惡キト云コト決シテ無シ、明ノ劉基ハ太祖ヲ輔ケテ、天下ノ大亂ヲ治メシ武將也、「太祖初迎劉基、劉基云、今欲應天行道、伐暴救民、其要唯在不貪欲、不嗜殺、人而已、仁莫大於教人」ト云、惡性ノ者ニ教ヘズシテ置ケバ益々放縱シ、雪上ニ霜ト爲ル、試ミニ田地ヲ視ヨ、一面ノ平地ニモ、

睦ヲ阻テ二石登ル處アリ、其土ハ易ザレドモ、土性肥磽ニ由テ斯ク損益アリ、其下田ニ上田ト齊ク二石ヲ收ント欲セバ、能ク手ヲ入レテ糞培スレバ、土性ハ惡ケレドモ、精力ノ功ニ由テ、其登リ上田ニ異ナラズ、人ハ元性善トイヘドモ、私欲ニ由テ晦ムナリ、是故ニ聖智ヲ假テ、其昏キヲ破リ明カニ成ス爲ノ學問也、人心ヨリ移リ易キ者無シ、門徒・法華モ同ジ國民ナリ、然レドモ僧徒ノ教ヘニ由テ、法華ハ執拗剛強ニ成リ、門徒ハ凝固頑僻ニ爲レリ、文學ハ忠信孝悌ノ教ユヘ、若シ之ニ帥ユルトキハ、門徒ノ祖師ヲ信ズルガ如ク、國民統テ信レ佛心ヲ引替ヘテ、君上ヲ尊ビ、父母ニ能ク仕ヘ、忠孝ノ道ニスルコト必定ナリ、韓魏公曰、「天與人性不一、聖人欲牽焉而一之於善、非學不能也、故三代夏殷周之興也、自國家以達鄉黨、必有學、以教其民人、導其性、使一之於善、以明乎君君・臣臣・父父・兄兄・弟弟・夫夫・婦婦之道、然後人安其分、而享國永久、大矣哉、學之有功於治也如此、學問シテ小利發ニ成リ、口事訴訟ヲ嗜ムト云ハ、畢竟上ノ徳化行ハレザル故ナリ、虞芮ノ民周ニ入テ畔ヲ讓ルヲ見テ、自ラ耻ルヲ視テ察スベシ、又下ヲ惡ム事勿レ、又一ハ上々ヨリ教導ノ制度無キ故ニモ由レリ、と辯駁し、然も當時民間に行はれてゐた寺子屋教育に對しては、猶その末技に流れて中核を見失つてゐることを痛撃して、

世俗成文字ヲ知り、手跡ヲ能ク書クヲ學問ト思ヘリ、故ニ手習ト云、又童兒ヲ手習子ト云フ、古王代ハ鄉村庠序ノ學館モ有リシニ、戰國ト爲ツテ己ニ廢リ、民人皆寺ニ往イテ僧徒ヲ師トシ、手ヲ習フ事今ニ於テ盡キズ、故ニ入塾スルヲ登山ト唱ヘ、歸省スルヲ下山ト云、郷市ノ師家ヲ寺子家ト名ク、是皆以テ戰國ノ餘言ナリ、呂東來云ク、「教ニ小兒、先以テ恭謹、不ニ輕忽、不ニ躡^レ等、讀書乃餘事」ト云、植木モ小天ノ時屈伸セザレバ、大樹ト爲ツテハ成リ難シ、人モ幼少ノ時教ヘ込ザレバ、年長ジテハ私欲生ジテ教ヲ用ヒズ、然ルニ今時寺ニ行ケバ、唯佛ヲ尊ブ事ノミ教ヘ、人倫ノ道ハ勿論、禮容モ教ヘズ、途ニ官者ニ頭卷ヲ脱ギ、老人ヲ貴ビ酒賭ヲ禁ズル事一舌モ無ク、酒ハ自ラ飲ンデ見スルユヘ、子ドモ皆之ニ倣ヘリ、是故ニ益々佛法盛ンニ及ビ、忠孝ノ道ヲ教ヘズシテ、何ヲ以テ知ルベケンヤ、

と言ひ、寺子屋が手跡を授くるを以て能事畢れりとして、毫も人倫及び禮容を訓へざるを非難し、そこに行はれる教育の内容に立入つて、

寺子屋ノ師ハ、始メ實語教・童子教等、佛道主意ノ書ヲ教ヘ、其後庭訓往來・辨慶狀・義經狀・風月往來・江戸往來等、庶民ノ身ニ何ノ益ニモナラザル者ヲ、唯案文ヲ主トスルユヘ、年長ジテ案文ニ工ミニシテ口事訴訟ノ因トナルハ、元來其教ユル所ノ師匠ニ在ル事ナリ、適富有

ノ孩兒ハ右ヲヨミ終ツテ、大學・論・孟・中庸、是ヨリ書經ト素讀シ、朱學ノ法ヲ堅ク守レドモ、是亦了簡違ナリ、大學・孟子・書經等ハ、天下國家ヲ守ル王侯大夫ノ書ナリ、庶人ノ身ニシテ之ヲヨミ、等ヲ踰テ何ノ益有ルコトゾ、中華ハ及第ノ法ヲ立テ、學才アレバ民間ヨリ宰相ノ官ニモ陞ルユヘ、右等ノ書ヲ素讀スレドモ、我邦ハ容易ノコトニ非ズ、蓋シ下ヨリ出デ、王侯ノ師ト爲ル儒者アリトイヘドモ、是ハ稀ナルコトナリ、衆人ヲ帥ユルニハ、諸人一般ノ情ニ就テ誨ユベシ、其中奇才ノ者出レバ、自己ノ才カヲ以テ讀モスベシ、

と論じてゐる。元來考祺は、佛教を嫌忌し、寧ろ憎惡の眼を以てこれを視てゐるのであつて、經濟問答秘録の中にも、十八から二十に至る三卷を僧道考に充て、盛にこれを攻撃してゐるのであり、家職要道に於ても、佛説に基く迷信等を烈しく非難してゐるのであるが、寺子屋教育の上にも亦さうした攻撃非難を直ぐ移して來て、罪を僧侶に着せてゐる嫌も無いではないが、然し當時寺子屋で用ゐられた教材が、大體に於て庶民生活の基礎教材として必ずしも適當なもので無かつたことは、洵に考祺の指摘してゐる通りである。然らば庶民教育に於ける教科・教材は、いかにこれを改良すべきかといふに、彼は、飽くまでも手跡萬能主義を排斥し去つて、どこまでも德育中心主義で驀進しなければならぬとしてゐる。そして武士教育に於けると同様茲にも亦讀書を

主とし、その教材としては、孝經より始めて論語・小學・家禮の四種に限るべしとなし、

孝謙天皇徧ク天下ニ詔シテ、人民ニ孝經ヲ讀ミ習ハシメ玉フ、孩兒ノ覺エシコトハ、一生志ル、者ニ非ズ、故ニ先ヅ孝經ヨリヨミ始メ、次ニ論語・小學・家禮、是四部ヨリ外、決シテ讀マセズ、ヨミ終ラバ又操返シ讀ゼサスルヲ學則ト定メ置キ、手本ニハ國ノ法度條目ヲ習ハセ、實語教或ハ庭訓往來等案文雜書ヲ禁制シ、

と提言してゐるのは、確に具眼者の識見たるを失はない。そして考祺の提言は、更に寺子屋そのもの、改善に就て、次の如くに進められてゐる。

一郷ニ一館、市町ニハ三百戸五百戸ニ一館ヲ建テ、是處ニ子ドモヲ舉テ集メ、寺觀ニ至ルコトヲ禁ジ、其餘ノ師家モ免許無テ叶ハザル法ヲ立置キ、郷學ノ師ハ手跡ハ惡筆ニテ苦シカラズ、又僅三部ノ經書國字解假名本ニテモ、隨分事足ルベシ、左迄學力無クトモ宜シ、第一下戸ヲ撰ムベシ、倘師タル者飲酒スレバ、子共見習ヒ、一村悉ク酒徒ト成リ、還テ惡弊ヲ勸ム罔トナルベシ、故ニ學ノ淺深ヲ論ゼズ、先ヅ德行ヲ糺スベシ、今諸國毎ニ郷村ニ横目ト云者アリ、或ハ庶人ヨリ勤メ、或ハ小給下士ヨリ勤ム、下士ヨリ勉ル役給ハ上ヨリ出ヅ、庶民ヨリ勤ル役給ハ下ヨリ出ヅ、今ノ庄屋ト云ハ、年貢ヲ取立雜務ヲ計ルヲ自職ト心得テ、風俗ヲ改メ賞罰ヲ正ス政

道ノコトハ、思ヒモ寄ザルコトト見ユ、由レ是横目役ヲ省キ、右ノ郷學ニ下士輕輩ヨリ遣ハシ、是ニ横目役ヲ命ジテ、一郷ノ目附ト爲スベシ、或ハ其郷市ニ在テ師範スル者、ヲシヘ方モ能致シ德行ノ者ナラバ、此ニ命ジテモ善シ、是者ヨリ庄屋ノ郭正ハ勿論、郷民ノ善惡ヲ聞見シテ諫誨ヲ致シ、若シ用ヒズンバ朝堂ニ訟ヘ、或ハ孝子良民等ヲ奏シ、其教導ニ因テ風俗一變セバ、文翁ガ蜀郡ヲ變ズルガ如ク、國家ノ大功ユヘ、重ク賞ヲ賜フベシ、

更に考祺は、庶民教職の努力効果が、遂に一地方を擧つてその風を移し俗を化するに至るものであるとして、

諸國ノ風評ハ天下ノ人能ク知レリ、譬ヘバ水府ハ古來文國ト唱ユルユヘ、彼邦ノ者來レバ、定メテ學者ナラント思フ、若シ不學ナレバ、水府ノ産ニ不似合ト云、又江州ノ商人來レバ、豪富ナラント思フ、江州ハ古來郷村ニ富有多キ故ナリ、或ハ大坂ノ人來レバ、定メテ遊藝ニ上手ナラント云、大坂ハ嬌聲ニ於テハ天下無雙ユヘナリ、能ク是ヲ考ヘ、民ヲ信義ニ移サント思ハバ、唯教ルニ如ザルナリ、今試ミニ觀ヨ、下ニ居テ書籍ニ志ス者、左迄姦猾ノ族ハ有ルベカラズ、縦ヒ行狀惡クトモ、一言ノ諫誨ニ由テ耻ル所アリ、故ニ教ヲ施シ損ト云事決シテ無シ、善政、不レ如ニ善教之得民也ト云ハ、民情ニ合セ考フルニ毛髮モ差ハズ、

と説いてゐる。「是ニ子ドモヲ舉テ集メ」と言つてゐる如く、考祺の意見は、民衆教育の普及徹底を企圖したものであつて、乃ち邑に不學の戸なく、民に文盲の人なからしめようといふのである。かくしてこそ、始めて治教合一の理想が實現されるのであり、少くとも生活處世の一般的初步的基礎としての教育が勵行せられるわけである。随つて彼は、學校の官營を論じて明かに無月謝主義を提唱し、そして家計貧困者の子弟にも、學に就かせるの途を開かうとしてゐる。即ち

民間ニモ親タル者其志有ルモノ多レドモ、實ハ貧ニ逼ツテ其子ニ學バスル事ヲ得ズ、今寺子屋ニ行クニ、毎月米錢ノ謝儀、且ハ筆紙墨書籍代ニ苦シムナリ、故ニ郷學ヲ立レバ、横目ノ役給ニテ謝儀ニ及バズ、又卓ヲ一二百宛、又孝經・論語・小學・家禮一二百部ヅ、官印シテ置キ、貧家ニ貸シ附ケ、其法則ニハ能ク諳ズル者ニハ、筆紙墨其甲乙ニ從ツテ賞ヲ與ヘ手跡ノ善ニハ與ユル勿レ、

と述べて、學用品給貸與の制を勧め、百尺竿頭更に一步を進めて、庶民學校官營の財源にまで論入して、

錢ト偶人ハ使ヒ様ト、今日前國人ヲ善道ニ導ク法ニ財ヲ施スベシ、國毎ニ凶年救急ノ官財アリ、其財茲ニ用ユルトキハ、後ニハ救急ハ入ラザル様ニナルベシ、倂此法ヲ建ルニハ始メ嚴法

ニ爲ズンバ、後年必ず類ルベシ、

と言つてゐるのは、實に産業興隆の基底が民衆の陶冶にあるを識斷し、然もかゝる百年の大計は確乎不拔の覺悟の上に出發するものでなければ、到底奏功し難いことをも徹見した者でなければ、決して發し得ない言である。これと同時に、民衆童蒙の學校は、里閭教化の搖籃であり、國民生活の苗床であるとなし、この學校に於ける生活・行事・風紀・規律そのものが、やがて郷黨に於ける生活・行事・風紀・規律の素地となるやうに組織築造し、かくて治教一本の策源地をば學校の上に定めようとして、次の如くに述べてゐるのも、亦特に傾聽すべき卓見である。

由レ是學則ヲ上ヨリ立テ壁書ニスベシ、其譯ハ毎月十銅ヅ、塾塾料ヲ納ベキ事、一年ニ百二十銅ナリ、是事無ンバ、一向無月謝ニテハ來ラザル故ナリ、歳暮ノ餅、五節句ノ祝儀物不ニ相叶ニ事、出精ノ者ニハ可レ有レ賞事、孩兒ニ能可レ教ニ禮儀ニ事、孝子順孫、次ニ精勤ノ良民アラバ可ニ申達ニ事、第一怠惰ニシテ田地ヲ荒ス事、郷村農民五人ト集會醜飲致サバ、庄屋ト談ジ可レ訟事、惰民及姦亂大酒博奕ノ者ハ一應遂ニ意見、若不レ用トキハ可レ訟事、郷村旅人ノ百化ドモ巡廻セバ、庄屋ニ申シ聞ケ追拂事、僧侶村中ニ入テ、說法或ハ奉加等、其外一村ノ非常、悉ク條目ヲ書シ授ケ置クコト、大ニ宜シ、民ノ盛衰ハ全ク宰尹ト庄屋ニ在ルコトナレドモ、今時ノ庄

屋ト云ハ、政治ハ重キ者ト心得ル者曾テナシ、故ニ此法ヲ建テ教導シ、其中勝レタル者ヲ庄屋村役ト致セバ、自然ト一人教ヘ成テ十人ニ教ヘ、十人教ヘ成テ百人ニ充ベシ、何ゾ治ラズト云コト有ランヤ、國ニモ、家ニモ、善ト見立テ大損ナキコトハ、兎角何事モ致シテ觀ルコト善シ、又茲ニ一術アリ、靱メ一局ニ金五十兩ヲ庄屋ヘ渡シ置カバ、年二割ニ貸附ケ、一年十金ノ利息、是ニテ永代役納給足リ、謝儀ハ一錢取ルニ及バズ、謝儀無ンバ、貧民悦ンデ子ドモヲ入塾サスベシ、

その他考祺は、外國の慈善病院・養育院・及び育英施設に就ても、次の如くに述べて、

北蕃ニハ幼院・學院・病院アリ、病院ハ我邦古ノ悲田院ナレドモ、尙又良制アリ、譬ヘバ難病ニテ終身不具者ハ、一町ヲ立テ家ニ作り、其者ニ應ジテ様々ノ細工ヲ授ケテ職ニツカシメ、或ハ盲目ニハ音曲等ヲ稽古致サスルヲ法トス、幼院ハ棄子ヲ養育シ、後年其捨タル親ドモ其子ヲ乞ヘバ、棄タル年月時刻符合スレバ之ヲ賜フ、或ハ女子ハ嫁セシメ、男子ハ養子トモ成ル、學院ハ中華ノ對策及第ト同ク、民間ヨリ選舉スルナリ、右ノ給用ハ商船ノ輩出帆ノ時、海上無難ノ祈禱ニ、是三院ニ金銀ヲ奉納シ、我邦ノ様ニ寺堂ニ奉納セズト或書ニ見エタリ、此事反テ佛神ノ意ニ悞エリ、「中略」然レドモ郷學ニ良師在テ、通理ヲ論サバ漸々發明シテ、終ニハ三院

ノ如ク、學校ニ寄附スル様ニ成ル事モアラシカ、

など言つてゐるのも、當時としては、珍らしくも興味深き記述ではないか。

五

最初にも述べたる如く、考祺は純然たる道學先生でもなく、又風流翰墨の文士でもなく、寧ろ詩文を以て能事としたる當時の儒者を批評して、

今時ノ儒者は文人ト稱シ、詩ヲ賦シ文ヲ作り、足下ト云ヘバ不佞ト對ヘ、陽春白雪ヲ謳ヒ、

風流ヲ主トスルユヘ、世間ノ者ハ諺ニ云フ南面情落ノ風ト思ヒ、信仰スル者寡キトミユ、

と言つた程であり、その學問も亦、必ずしも朱子學とか陽明學とかの一派に捕はれず、獨學自習によつて廣く和漢の群籍を讀破し、これを自家藥籠中のものとなして、己が志念する經世濟民の大道に役立てようとしたのみならず、躬ら手を下して、殖産興業の事業を經營したる實際家である。廣く見れば、學者でもあり論客でもあつたのであるが、然し決して單なる理論家ではなく、常に實際上の經營策にまで出て來ることを努め、然も一流一派に拘泥せず、極めて自由なる立場から、縦横無碍にその所信を披瀝してゐるのである。かうした人に、往々教育上見るに足るべき意

見や着眼のあるのは、吾等としては特に注意すべきことである。尤も考祺の教育思想の比較的多く現はれてゐる經濟問答秘録は、一つの大きな隨筆様の姿を呈し、その上、まだ充分なる推敲を経ざる未定稿の如きもので、前にも一言したる如く、その文章・用語・用字共に、頗る難澁な所があり、その思想の筋路も、時には枝葉に走つたり、時には脱線したりしてゐて、必ずしも理路井然とは行つてゐないし、又その議論や提案の内容に就ても、若干極端に流れたり、幾分中庸を失したりしてゐる所も、絶無ではないのであつて、その總べてが正論であり熟議であるとは、斷言出来ないであらう。けれども、文意の盡さざる所は助けてその意圖を探り、又敘述の枝葉に走れる所は立還つてその主張を掴み、猶且當時の實情を背景としてつぶさに考へて見れば、他の問題はとにかく、教育に關する限りに於ては、考祺の思想には頗る進んだ意見や着眼のあつたことを、歴々指摘することが出来るのである。然もそれ等が、我が教育界にはまだ餘りよく知らるゝに至つてゐないから、茲にその要點を敘述して、以て聊か先賢の業績を明徴にしたいと考へるのである。「教育學研究第一卷第六號掲載、昭和十年七月二十日修訂」

参考文献

正司考祺著 經濟問答秘録
瀧本精一編 日本經濟大典卷三十序文

正司考祺著 勸善道話家職要道

第七篇 教賢廣瀬淡窓

一 その教育事業

茲に教育上の先賢廣瀬淡窓の事業・思想・及びその立てたる規則等を敘述するのは、實にこの先覺に對する敬仰欣慕の念を、汎く世に宣揚せんが爲のみではなく、實に我が模範典例として、深く私自らの省察に資せんが爲に外ならないのである。

廣瀬淡窓は、幼名寅之助、長じて求馬と改め、淡窓はその號である。天明二年四月十一日を以て、博雅の文人長秋麻桃秋を父として、豊後日田の富商の世家、博多屋の子として生れ、知名の俳人で別に家を立ててゐた秋風庵月化を伯父として、二歳からその膝下に撫育せられ、常に兩家の間を來往して、雙方から周到なる家庭教育を受けたのであるが、幼時は相當に活潑な寧馨兒であつたことは、その後年の自記に成れる懷舊樓筆記の家居養蒙の次の記事によつても判る。

予極幼ノ時ヨリ、人ノ説話ヲ聞クコトヲ好ム。古勇士ノ中ニテ、源賴光大江山ノ惡鬼ヲ退治

セラレシコト、尤モ耳ニ止リ、是ヲ慕ツテ、自ラ頼光ト稱シ、園中ノ樹木アル處ヲ大江山ニ譬へ、童僕數輩ト木刀ヲ帶ヒ、其中ニ周旋シテ、頼光ニ擬ス。平日好シテ脇指ヲ帶フ。五六歳ノ比マテ、數箇ノ刀ヲタ、キツフセシコトヲ覺エタリ。〔懷舊樓筆記卷一、五―六頁〕

その六歳の時の記事に、

此歳ノ事ナリ。一人ノ男子來リテ、伯父ニ謁見ス。畫ヲ能クスル由ナリ。伯父席上ニ於テ、二三葉ヲ畫カシメテ、予ニ與ヘ玉ヘリ。此人遂ニ魚町ニ寄食シ、庵中ニ日々往來セリ。是ハ筑前福岡ノ産ニテ、高橋伊兵衛ト稱ス。越後屋ト云フ豪家ノ子ナリシカ、遊蕩ヲ以テ身ヲ敗リ家ヲ出テ、四方ニ流浪セリ。此人軍書類ニ汎ク通シ、畫ヲ能クシ、俳諧ヲ能クス。俳號ヲ秋光ト云フ。又假名文ヲモ能クツ、レリ。魚町ニ寄寓中、予カ保傳ノ如クニシテ有リシナリ。此ニ於テ、漢楚軍談、三國演義、水滸傳、其外和漢ノ故事ヲ畫キテ予ニ示ス。前後數十卷ニ及ヘリ。予此ニ於テ、初テ古人ノ名ヲ知り、又故事ヲ喜フコトヲ知レリ。〔同上、七―八頁〕

此歳、予庵ヲ去ツテ魚町ニ歸リ、父母ノ膝下ニ養ハレタリ。此レハ、先考臨池讀書ノ事ヲ習ハシメントテ呼返シ玉ヒシナリ。予魚町ニ歸ツテ後、庵ヲ慕フコト甚シク、竊ニ亡ケテ庵ニ歸リシコト、毎度ナリ。一日父母ヨリ大ニ戒メ玉ヒシコトアリ。但シ時々庵ニ往來シテ、數日留

リシコトモ往々アリシナリ。〔同上、八頁〕

魚町ニ歸ツテ後ハ、伯父ノ次女阿信君ノ手ニ懷抱セラレタリ。乳母ハ己ニ去レリ。阿信時ニ年十八、未嫁セスシテ家ニアリ。又伊兵衛ノ手ニ屬シ、戲ニ畫ヲ作ルコトヲ好ミタリ。先考ハ專ラ臨池ノ技ヲ學ハシメ玉フ。仁慈ノ二大字ヲ書シテ、其傍ニ掌ヲ以テ印トシ、額ヲ作りテ、大原ノ八幡宮ニ獻シタリ。予カ十餘歳ノ時、大原宮建テ替リシ迄ハ存セリ。〔同上、一一頁〕

予ト同時先考ニ從ツテ書ヲ學ヒシ者、數輩アリ。源八、長八、長作、八十吉ナリ。源八ハ、石丸喜兵衛ノ子、予ニ長スルコト六歳ナリ。長八ハ予ニ長スルコト四歳。長作ハ予ニ長スルコト三歳。八十吉ハ和兵衛ト云者ノ子、予ニ長スルコト二歳ナリ。又綿屋市兵衛ノ妻ノ弟改吉ト云者アリ、少シ後レテ來リ學ヘリ。予日々筆硯ヲ同クスルニ因テ、何レモ親シカリシナリ。先考書ヲ善クシ、又好シテ童蒙ヲ教導シ玉フ。故ニ往々子弟ヲ以テ之ニ託スル者アリ。生涯是ヲ以テ樂ミトシ、閑ヲ消シ玉ヘリ。又官府元占河島英右衛門ノ子武吉ト云フ人アリ。先考ノ書ヲ學ヘリ。之レハ行キテ教ヘ玉ヘリ。予ニ長スルコト五歳ナリ。源八此歳ヲ以テ元服シ、稱ヲ善吉ト改メタリ。〔同上、一二頁〕

これを以て觀ると、淡窓の父は、寺子屋を開業したといふ程ではなくとも、實に寺子に習字を教

へて、消閑の樂みとしてゐたのであつて、淡窓が他日教育偉人と成つたる素地は、茲にその萌芽を見出すことが出来る。

天明八年戊申、予年七歳ナリ。父母ノ膝下ニアリ。習書ヲ以テ事トセリ。此歳、直八君吉井ヨリ來リテ、我家ニ寓シ、先考ニ讀書習書ノ事ヲ學ヒ玉ヘリ。時ニ年十四、予ヨリ長スルコト七歳ナリ。善吉以下ノ者ト、日々周旋セラレタリ。〔同上、一五頁〕

此歳七月、孝經ノ句讀ヲ先考ヨリ授カリタリ。是讀書ノ始リナリ。孝經終ツテ、明年ニカケ四書ヲ授カリタリ。〔同上、一七頁〕

此歳ノ事カト覺ユ、吉井ヨリ阿則君來ツテ、我家ニ留リ玉フコト、數月ナリ。是ハ嫁期近キタルニ、女功ノコト、未熟ノ筋アルニヨリ、先妣ニ其事ヲ學ヒ玉ヒタルナリ。此人ホボ句讀ナトサトラレタリ。予ニ論語ヲ授ケ玉ヒシコトアリ。〔同上〕

此歳ノコトト覺ユ。筑前ノ醫師森安齋ト云フ者、相良文之進カ家ニ來リ、秋風庵ヲ訪ヘリ。南溟先生高足ノ弟子ナリ。予カ書ヲ見テ稱美シ、南溟ノ書セラレシ扇子一ツヲ、予ニ與ヘタリ。秋高一百二都城ト云フ詩ナリ。予此時初テ世ニ南溟先生アルコトヲ知レリ。安齋ハ、其後予カ十七歳ノ時、南溟先生ノ處ニテ、又相見テ舊時ヲ語レリ。〔同書卷二、一七頁〕

天明九年己酉、予年八歳ナリ。魚町ニ在リテ、父母ノ膝下ニ侍シテ、讀書習書ヲ事トセリ。此歳改メテ寛政元年トス。去年京師災アリ、十萬餘戸ヲ延焼シ、禁廷亦焼失ス。故ニ改元アリト聞ケリ。〔同上〕

此歳、額ヲ官府天滿宮ニ獻シタリ。偶來松樹下、高枕石頭眠、ノ二句ヲ二行ニ書キタリ。頃ヨリ先考命シテ烏石ノ法帖ヲ學ハシメ玉フ。即其本ニヨリテ書キタル者ナリ。〔同上〕

此歳ノ冬ナルベシ、予カ四書ノ授讀已ニ終レリ。先考携ヘテ長福寺ニ行キ、住持法幢上人ニ謁セシメ、詩經ノ句讀ヲ受ケシメ玉ヘリ。是門ヲ出テ師ニ從フノ始リナリ。時ニ上人多事ニシテ、自ラ授ケラル、コトハ少ク、多ク人ヲシテ代ラシメラレタリ。〔同上、一八頁〕

寛政二年庚戌、予年九歳ナリ。魚町ニアリ、父母ノ膝下ニ侍ス。家ニ於テハ烏石ノ法帖ヲ學ヒ、外ニ出テハ、句讀ヲ豆田町椋野元俊ニ授カレリ。去年ヨリ長福寺ニ行キシニ、法幢上人常ニ人ヲシテ代リテ、句讀ヲ授ケシメラレタリ。元俊毎々其事ニ任シタリ。此比寺中ニ往來スル故ナリ。先考遂ニ命シテ、其家ニ託シ玉フ。長福椋野兩處ニテ、詩經書經春秋ヲ授カレリ。又其間ニ、先考ヨリ古文眞寶ヲ授カレリ。〔同上、一八一—一九頁〕

此歳ノ春、先考伊勢ニ參宮シ玉ヘリ。〔中略〕先考參宮ノ間、予カ習書ノ事ヲ、虎屋專五ニ託

シ玉ヘリ。因テ日々其家ニ往來セリ。時ニ予烏石ノ書ヲ學フ。專五頗ル書ヲ能クシ、且烏石ノ體ヲ學フ者ナリ。又先考ト交リ親シ。故ニ託シ玉ヘリ。專五畫ヲモ能クセリ。狩野家ヲ學ヒタリ。其父ヲ文右衛門ト云フ、亦畫ヲ事トス。文右衛門ハ雲波ト號ス。專五ハ俳號ヲ東峩ト云ヘリ。後年、父ハ八十餘、專五ハ五十内外ニシテ歿セリ。予カ二十餘歳ノ時ナリ。專五子アリ、安之助ト稱ス。幼時書ヲ先考ニ學ヘリ。〔同上、二〇頁〕

此歳、日出藩ノ太夫帆足一彌太、國命ニヨリテ、當縣ニ來リ、俵屋藤四郎カ家ニ留レリ。予カ名ヲ聞テ、相見ンコトヲ求メラル。時ニ大阪ノ俳師無々庵冬陽ト云フモノ、秋風庵ニ來リ留マレリ。此人帆足ニ交リアリ。因テ予ヲ携ヘテ、其旅館ニ至リ相見エシム。帆足席上ニテ、予ニ書數葉ヲカ、シメテ、持歸レリ。又冬陽ニ問ヒテ、此兒、詩作ハ如何ニト。冬陽答ヘテ、未タ見ス、何レ遠カラスシテ其企テアルヘシト云ヘリ。予座ヲ起ツ時、廣圓寺法蘭上人、亦來訪ハレタリ。帆足ハ風流好事ノ人ナリ。後ニ兵部ト稱セリ。〔同上、二〇—二二頁〕

此歳九月、椋野元俊ノ家ニ在ツテ、始テ蒙求ノ句讀ヲ授カル。一日一箇ノ人、年五十ハカリナルカ、傍ニ來リテ授讀ヲ聽キ居タリ。已ニ終リテ後、其讀ム所ヲ取ツテ、予カ爲ニ大意ヲ講説シテ聽カシメタリ。又椋野ニ語リテ曰ハク、素讀ノミニテハ發達セス。時々其意味ヲ語キ聽

カセラルヘシト。予家ニ歸リテ、其事ヲ談リケレハ、先考其レハ四極先生ナルヘシトノ玉ヘリ。予彼ノ人ニ學ハン事ヲ願ヒケレハ、先考遂ニ予ヲ携ヘテ、其宅ニイタリ、入門セシメ玉フ。是ハ油屋三郎兵衛ト云フ人也。四極ハ其號ナリ。豆田室町ニ住ス。於是テ蒙求全部ノ義ヲ、彼ノ人ヨリ傳ハリタリ。初メ法幢元俊ノ二子ニ從ヒシカトモ、授讀ノミナリ。此ニ至リテ、始メテ義理ヲ聽ク事ヲ得タリ。〔同上、二二—二三頁〕

淡窓の父は、伊勢參宮の留守の間でも、その子習書の事を虎屋專五に託せし程も、教育には熱心な父であつたが、父だけでなく、伯父だけでなく、總じて廣瀨の一族は、姪甥に至るまで孰れも皆、少なくとも文藝の上には教養ある人人であつた。のみならず、その一家には多くの文人墨客、殊に遠國のさうした人達さへ、絶えず出入したのである。斯うした環境は、人並勝れて俊敏能感なりしこの麒麟兒に、不斷の刺激を與へたものであつたことは、決して想像に難くはないのであつて、かうした環境の影響こそ、眞の意味に於ての大きな教育であつたのである。これまでに淡窓のことに就て記述した人達は、概ね、山水秀麗の日田の郷なればこそ、斯かる偉人を産んだのであると説いてゐる。いかにもさうであつて、先生の豊醇な詩藻を培ひ養つたものは、確かに豊筑四州の天地、別けても山紫水明の郷土日田の盆地がそれであつて、これに關しては、私は毫

もそこに異議を挿まうとするものではない。然し、懷舊樓筆記を閲して先生の幼時を如實に髣髴せしめ得た私は、敢て次の一事をこれに附加へたい。それは、この偉人を孕み育てた精神的文化的環境の影響、特に俊敏能感な素質に對して眞に好箇の刺激となつたもの、即ち先生を取巻いてゐた一家一族の人文的雰圍氣の力の、何といつても強く且大きかつたこと、これである。因みに該筆記天明七年の所に、

此歳ノ夏、松平越中侯執政トナリ玉ヘリ。侯ハ田安侯ノ次男ナリ。少ヨリ學ヲ好ミ、名譽アリ。此ニ於テ、其家筋ニ非ズト雖モ、天下ヲ託シ玉ヘリ。侯盡ク田沼ノ弊政ヲ改革シ、天下一新セリ。四海翕然トシテ、其賢相タルコトヲ稱シ、或ハ聖人ト喚ヘリ。我輩幼ト雖モ、朝暮其事ヲ耳ニ聞ケリ。節儉ノ令、別シテ閭里ノ間ニ能ク行ハレリ。〔同上、一五頁〕

の記事がある。後年、儉約を勸むる説を書いて、その質素勤儉主義をば咸宜園の全生活に貫流せしめたる淡窓の學憲經濟觀の源泉は、恐らく茲に湧いてゐるのであらう。尙も淡窓の修養時代を審にせんが爲に、懷舊樓筆記の出門從師の篇中、必要な若干の項目だけを抜萃しよう。

寛政三年辛亥、予年十載ナリ。魚町ニアリ。日々四極先生ノ家ニ往來シテ業ヲ受ケタリ。蒙求終リテ後ハ、漢書文選ヲ讀ミタリ。先生講釋ヲナスコトハナシ。此方ヨリ讀ンデ、疑ヲ質ス

ノミナリ。〔同書卷三、二五頁〕

去冬ヨリ、久留米ノ浪人松下勇馬ト云フ人、來テ隈町ニ留レリ。松下轍ト云フ百五十石ヲ領セシ官醫ノ養子ナリシガ、故アリテ、其妻子ヲ捨テ國ヲ去リタリ。此人少キヨリ學校内生ノ内ニテ、才子ノ聞エアリ。當地ニ來リテモ、文學ヲ以テ教授シ、造酒助君ノ許ニ出入シテ師範タリ。今春ニ及ンデ、四極先生予ヲ携ヘテ往テ見エシム。程ナク予ガ宅ノ裏ノ土藏ヲカリテ、其所ニ引キ越サレタリ。是ニ於テ、予東脩ヲ執ツテ弟子トナル。松下時ニ年二十八ナリ。名ハ夷、字ハ世民、西洋先生ト號ス。既ニシテ稱ヲ改メテ震左衛門トイヘリ。後ニハ左衛門ト改メタリ。〔同上〕

又同時ニ、四極先生予ヲ携ヘテ、竹田村廣圓寺法蘭上人ニ見エシム。法蘭、字曇茂、錢塘ト號ス。一向宗ノ僧ナリ。此人少キヨリ、文字ヲ善クシ、肥前大超禪師ノ弟子トナリ、又江都ニ遊ビ、服南郭ノ門ニモ入レリ。當時文壇ニ於テ、一名家ナリ。大潮嘗テ其詩ニ序シテ、高雙桂ト、此人トヲ以テ、九州ノ三才子ト云ヘリ。其少キ時、相良文之進ガ父ノ泰安ト共ニ、同郷ノ人ノ詩ヲ選ビテ、二卷トナシ、豊城濫吹ト名ケ、世ニ梓行セリ。法蘭ノ集ヲ錢塘詩集ト云フ。又二卷ニテ梓行ス。此人ハ教授ヲ事トスル人ニ非ズ。故ニ予往來スト雖モ、日勤シテ業ヲ受ク

ルコトハ無シ。法蘭今年六十四。松下先生モ弟子ノ禮ヲ執ラレタリ。筑ノ南冥先生モ、兄ヲ以テ事ヘラレシトゾ。法蘭ノ祖及父、皆文學ノ譽レアリ。其子圓什、法天、法珍、皆文字アリ。〔同上、二五—二六頁〕

予既ニ松下先生ノ門ニ入り、始テ詩ヲ學フ。一日ニ七絶一首ヲ以テ課トス。遂ニ七絶二百餘首ヲ得タリ。其後ニ至ツテ、五律ヲ學ヒタリ。此年又文ヲ學ンテ、譯文一章ヲ作レリ。此時他方ヨリ往來スル弟子十人程アリ。因テ其人ト會讀ト云フコトヲナス。初ニ十八史略ノ會アリ。〔同上、二六頁〕

寛政四年壬子、年十一ナリ。松下先生ノ膝下ニ在リテ、業ヲ受ケ、兼テ四極先生ノ許ニモ往來セリ。〔同上、二七頁〕

此春、高橋左七、吉田榮、松下ノ門ヲ去ツテ、筑前龜井ノ門ニ遊フ。時ニ龜南冥ノ名、海内ニ噪キ、一世ニ於テ、泰斗ノ望アリ。四方ノ學生、爭ツテ其門ニ輻湊ス。先考予ヲシテ往イテ學ハシメント思ヒ玉ヘトモ、幼少ニシテ旅遊ニ堪ヘス。故ニ高橋ナトカ行ク時、之ニ託シテ、成長ノ上、入門センコトヲ預メ彼方ニ申シ入レ玉ヒシニ、許容ノ旨答ヘアリ。〔同上〕

後年、淡窓が筑前に行つて龜井南冥の門に學ぶことは、既にこの時から豫定されてゐたのである。

因みに、この年の所に次の第一項の記事があり、又翌寛政五年の條に第二・第三兩項の記事がある。當時世に宣傳せられたこれ等志士の行實も亦、少年淡窓の心情には、少なからざる感銘を刻んだものであらう。

此歳ノコトナリ。仙臺ノ藩士林子平、公朝ヨリ罪ヲ得テ、幽囚セラレタリ。子平儒生ニシテ、兵學ニ兼通ス。海國兵談、三國通覽ノ二書ヲ著シテ、外夷ヨリ日本ヲ伺フコトヲ云ヒ、其防戦ノ法ヲ論シタリ。訛言ヲ出シテ、人心ヲ搖動スルニ因ツテ、罪セラレタリ。然レトモ、子平カ名、是ヨリ天下ニ施シ、吾輩童幼ノ耳ニモ聞エタリ。〔同書、二九頁〕

此歳上野ノ國ヨリ、高山彦九郎ト云フ人、當縣ニ來リテ、高田屋利右衛門カ家ニ滞留シタリ。予カ家ニ訪來リテ相見シ、先考ト至ツテ親シカリシナリ。彦九郎名ハ正之、字仲繩、年コロハ四十餘ナリ。顔面雄壯ニシテ、眼大ニ、鬚多シ。壯年ヨリ浪遊ヲ好ミ、足跡ホトンド天下ニ遍シ。名山勝水奇人異士ヲ訪フヲ以テ事トセリ。故ニ諸方ノ名家、皆是ト親善ナリ。當縣ヲ去ツテ後、筑後ノ久留米森嘉膳トイフ人ノ家ニ滞留セシカ、彼家ニテ自殺シタリ。其故知ルモノナシ。此人予ヲ稱シテ才子ナリト云ヒ、他方ニモ悠揚シタリ。予一日百詩ヲ詠セシコトアリ。其時彼ハ己ニ我縣ヲ去リタリ。先考其稿ヲ寄セ示シ玉ヒシニ、和歌ヲ詠シテ贈レリ。

大和ニハ聞モメツラシ珠ヲ聯ネ、一日ニ百ノ唐歌ノコヘ

彦九郎ニ相見セシ時ハ、予若年ニテ、其人トナリヲ察スルニ及ハス。後年筑前ニ遊ヒ、南溟先生ニ陪セシニ、彼カ人トナリヲ稱シ、非常ノ豪傑ナリト云ハレタリ。其ノ後樺石梁カ文集ヲ見ルニ、彼ニ贈ルノ序ヲ載セタリ。其人トナリノ大略モ、文中ニホホ備ヘタリ。其後モ追々ト其傳ナト人ノ書キタルヲ見タリ。實ニ一世ニ高名ナルモノナリ。此人極メテ人ノ善ヲ喜ヒ、美ヲ揚クルヲ事トス。其至ル處、孝子忠僕等ノモノアレハ、カヲ盡シテ是ヲ悠揚ス。天性慷慨ニシテ、王室ニ志深シ。其自殺セシコト、世ヲ憤ル旨アリテノ事ナルヘシ。「同書卷四、三七—三八頁」

これと同時に、淡窓が、一面には内面的・思念的・哲學的の素質を有つてゐたと共に、他面には自然並びに人生に對して繊細な感受性と強烈な反應力とを兼ね具へた樂天的・情熱的・詩人的の材能に恵まれてゐたことは、當時既に、自己省察の工夫や四季の景物に對する感想に亘つて、左の諸記事があるのも判る。即ち

童幼の時ハ、野外ノ遊第一ノ樂ナリ。格別觀賞スルコト有ラサレトモ、纔ニ門ヲ出ツレハ、志氣欣欣トシテ、其樂言ニ盡シカタシ。是ハ余ニ限ラス、世上ノ兒童モ皆シカリ。此ニ因テ見レハ、山水田野ノ樂ハ、人ノ天性ニ受ケタル處ニシテ、雅俗ノ分ナキコト、ナホ四端ノ人ニ於ルカコトシ。然ルニ、十四五歳ノ後ニ及ンテハ、情欲内ニ生シ、世事外ヨリ攻メテ、天性ヲ失ヒ、山水ヲ見テモ、眉ヲノベス。風月ニ逢モテモ心ヲ樂シマシメス。天受ノ樂ヲ失フコト、又ナホ人ノ利欲ニ纏ハレテ、四端ノ良心ヲ格亡スルカ如シ。惜マサルヘケンヤ。悲マサルヘケンヤ。「同書、四六—四七頁」

童幼ノ時ハ、四時ノ佳節、尤モ樂シ。新年ヲ待ツコト甚シ。季冬ニ至レハ、日夜指ヲ屈シテ、新年ノ未タ來ラサルヲ恨ム。家々ノ松カザリヨリシテ、其他ノ節物、ミナ心ヲタノシマシム。上巳端午モ亦是ニ次ケリ。端午ハ別シテ甲冑ヲカザリ、旌旗ヲ建ツルノ形容ヲ摸擬シタルコト故ニ、コレヲ樂シメリ。六月ニハ祇園會ノ山車アリ。七月盂蘭盆ニハ、街中ヲ遊戯シテ、燈籠ヲ玩ヒ、諸戲ヲ見ルコト、尤モ一年中ノ樂トス。總テ盆中夜間ニ遊戯スル者ハ、少年ノ徒ニシテ、桑中ノ期會ヲナスヲ以テ樂トス。予ハ固ヨリ童年ナレハ、其趣ヲ解スヘキ様ナシ。然レトモ、人ノ遊行スルヲ見テ、同シク市中ヲ徘徊シ、ヤヤモスレハ、深更ニ及フコト、ハタシテ何ノ心ツヤ。追思スレハ、一笑ニ餘リアリ。畢竟人心ノ同シク樂ムヲ見テ、我亦樂トスルコト、人ノ天性ナルヘシ。八月放生會ノ事ハ、前ニ述フルカコトシ。重陽ニハ、本宮八幡宮ノ祭アリ。

必ス彼ノ地ニ遊ヘリ。佳節ノ樂モ、十五六ノ後ハ、一切ナシ。老年ニ至リテハ、佳節ニ逢ヘハ、光陰ノ速カナルヲ感歎シ、且昔遊ヲ思ヒ、親戚ヨリシテ、舊友ノ凋亡セシ者ヲ、一一思ヒ出シ、悲涙内ニ催スノミナリ。〔同書、四七頁〕

斯かる聰明な資質と好學の熱情とを有つたる淡窓が、青雲の志を胸に抱いて、二年以前からの先容もあつたこととて、龜井南溟の塾に入るべく筑前福岡に赴いたのは、寛政八年十五歳の秋のことであつた。然るに當時南溟は、罪を藩主に得て閉門謹慎中であつた爲、謁することが出来ず、依つて先づその子昭陽に接見し、滞在數日にして一先づ日田に歸つたのであるが、爾後一二回日田福岡の間を往返して、遂に南溟に謁することを得たのは、翌九年正月のことである。斯くて暫らく龜井の塾舎甘棠館に留まつたが、日田に歸省してゐる間に、龜井の塾は火災に罹り、師家も甘棠館も皆灰燼に歸してしまつたので、已むを得ず家に留まり、時々、龜井父子をその假寓たる娯の濱に訪うて教を受けてゐたが、かかる間に淡窓は病に罹つたのである。

余已ニ福岡ヨリ歸リテ後、姑ク家ニ留レリ。當時福岡ノ師家ニ、講業ノ事ナク、塾生離散セシニヨリテ、余モ亦急ニ遊フノ志ナシ。家ニアリテ、光陰ヲ徒ニ送レリ。若シ此ノ時、獨學研究セハ、遊學セシト、サマテ殊ナルコトアルマシキニ、其事ナクシテ、徒ニ日ヲ送リシ事、恨

ムヘキノ至リナリ。初余七八歳ノ頃マテハ、極メテ多病ナリ。十歳頃ヨリ、漸ク壯健ニナリ、十四歳佐伯ニ遊ヒシ頃ハ、一年中少ノ病モナシ。十五六ヨリ、又漸クニ病ヲ生シ、此ノ年ニ至リテハ伏枕ノ日大半ナリ。其源ヲ推スニ、懶惰安逸ヨリ生スルモノナリ。先考モ、余カ十四五ノ時迄ハ、嚴シク督責ヲモ加ヘ玉ヒタリシカトモ、今ハ年已ニ長スルヲ以テ、マタ其事ナカリシナリ。コレニ因テ、益其身ヲ縱ニシタリ。此年多クハ秋風庵ニアリ、其樓上ニ居タリシナリ。

〔同書卷七、八三頁〕

とは、寛政十年春頃の記事である。斯くて、娯の濱に行つて龜井父子の許に留まつたが、翌十一年冬の頃には、

予二三年來病多シ。此年ノ冬ニ至ツテ、稍ク甚シ。一身熱ヲ生シ、潮熱ノ症ナリ。自汗盜汗アリ。其症勞瘵ニ似タリ。是ニ於テ、心中恐レヲ生ス。傍ノ人モ、皆家ニ歸リ保養スルニ如カジト云フ。是ニ於テ十二月上旬、彼ノ地ヲ發シテ、故郷ニ歸レリ。是レ即大歸ナリ。予十六ノ春ヨリ、先生ノ塾ニ入り、是ニ至ツテ三年、終ニ大歸セリ。素志ハ五六年モ、彼地ニ留リ、其後ハ四方ニ漫遊セント思ヒシニ、筑ノ逗留モ、實ハ二年ニ滿タズ。其後終ニ四方ノ事ナシ。歎息スルニ餘リアリ。〔同書卷八、九四頁〕

との記事の如く、已むを得ずして四方の志を斷念し、閑居療養を事としながら、自己の修養に努めたのである。

寛政十二年庚申。予年十九。魚町父母ノ膝下ニ在リ。北家樓上ノ東偏ニ居リ、病ヲ養フヲ以テ事トセリ。初メ余十八歳ノ冬、筑前ニ在リシ時、已ニ大病ノキサシアリ、心中ニ甚恐ヲ抱キタリ。因ツテ彼地ニ於テ、和譯ノ袁了凡ノ陰騭錄一部ヲ買求メテ讀之、善事ヲ爲シテ天助ヲ祈ラント思ヘリ。

今年正月元旦、試筆ノ詩アリ。詩ニ曰ク、

人生天壽定何因、須識皇天祚善人、

案上一編陰騭錄、要祈年命保千春。

此時樓上ノ東偏六疊ノ間ヲ、居間トナシ、其壁襖ヲ新ニ張リカヘ、諸名家ノ墨跡ヲ上ニ張リ、又南溟先生送別ノ詩ヲ表装シテ、壁ニ懸ケ、香爐ニ香ヲ燒キ杯シテ、優遊シテ、日ヲ送レリ。

〔同書卷九、一〇一頁〕

予カ庚申ノ疾ハ、予カ終身ノ一大厄ノミニ非ス、誠ニ我家ノ一大厄ナリ。時ニ先考先妣ハ、家ニ在リテ、萬事ヲ經營シ玉ヒ、醫ヲ招キ、人ヲ雇ヒ、賓客ニ供シ、其外一切ノ事、皆其手ニ

アリ。心配限リナシ。故ニ予カ病床ニ看護シ玉フ暇ナシ。且又先考ハ平日神佛ヲ信シ玉フエ、祈願ニ誠ヲ盡シ玉フコト大方ナラス。病床ノ看護ニ至リテハ、全ク伯母ト妹有ト二人ノ手ニアリ。伯母ハ予幼時已ニ養育シ玉ヒシヨリ、予ヲ愛スルコト、實ノ子孫ニ過キタリ。妹有ハ予ニ少キコト二歳、幼ヨリ一室ニ並長シ、連枝ノ愛、又他ニ異ナリ。此二人、夜モ帶ヲトカスシテ、晝夜トナク、誠ヲ盡スコト、見ル人、皆之カ爲ニ涙ヲ流セリ。アルトキ湊〔醫師ノ名、姓ハ倉重〕カ曰ハク、鷄鳴ノ時刻ニ粥ヲ食フヘシ。病人ニ益アリト。伯母其言ニヨリ、時刻ヲ違ヘスシテ、粥ヲ煮テ、之ヲ進メ玉フ。時ニ予胸塞リテ食フコト能ハスシテ、之ヲ退ケタリ。伯母起ツテ次ノ間ニ至リ玉ヒシカ、忽チ席上ニ倒レテ、吞聲テ哭シ玉フ。其聲余カ耳ニ入りタリ。予驚キ悲ミテ、再ビ粥ヲ取リテ、強テ一兩箸ヲ吃シタリシコトアリ。妹ハ予ガ病ノ初發ヨリ、始終差添ヒテ、數年ノ間終ニ一日ノ間隙ナシ。伯父心配モ大略先考ト輕重ナカリシナリ。嗚呼、ワレ家ニ於テ、一點ノ功ナクシテ、尊長骨肉ノ心ヲ傷マシムルコトハ、如シ莫大ナリ。後年遂ニ其萬一ヲモ報ユルコト能ハス。今ニ至リ之ニ報イント欲ストモ、其人マタ一人ノ存スルナシ。此事ヲ追思スレハ、タ、悲歎胸ニ逼ルノミナリ。〔同上、一〇六一—一〇七頁〕

この妹有は、この時私かに佛に祈り、身を以て兄に代らんことを誓つたのであるが、これ等骨肉

近親の、然も三個年の長きに亘る献身的看護の費であらう、淡窓の宿痾も漸くにして平癒に向つた。その豫後の間、徒然のままに楞嚴經を讀んで、佛教を研究し、又老子國字解から入つて、老子の道をも學ぶなど、専ら自己の修養を事としたのであるが、さうしてゐる間に、又他人の爲にも道を講ずることが始められたのである。これ實に、淡窓が生涯を教育の事に委ねるに至つた前提であつて、それは次の如く、一友人からその教授してゐた童子數輩を托せられたことに、端を發してゐる。

享和二年壬戌、余年二十一。或ハ魚町ニ在リ、或ハ秋風庵ニ在リ。優遊シテ、病ヲ養フヲ事トセリ。時ニ水岸寺密如子ト往來頗ル熟セリ。密如ハ子ヨリ若キコト一歳。始メ四極先生ノ弟子タリ。後寶月上人ニ學ヘリ。其學ニ入ル、頗ル子ヨリモ後レタリ。ユエニ童幼ノ友タラサリシカ、兩三年頗ル親シメリ。密如去年ヨリ、童子數輩ヲ集メテ、之ガ爲ニ講釋ヲナセリ。今年ニ及シテ、密如京都ニ赴ク。因テ童子輩ヲ予ニ託シタリ。予從來人ニ句讀ヲ授ケシコトハアレトモ、講釋ヲセシコトハ曾テナシ。是ニ至ツテ、始メテ密如ニ代ツテ孟子ヲ講シタリ。時ニ密如ガ生徒始メテ予家ニ來ル者、諫山彙五郎年十六、田島三輪吉年十五、河南孫二郎年十三ナリ。伊織並ニ廣圓寺法珍ナトモ加ハリテ、聽衆六七輩アリシナリ。是ヨリ後、講業ノ事、或ハ起シ、

或ハ止メ、二十三歳ニ及ホセリ。聽衆多キ時ハ、八九輩ニ及ビ、少キ時ハ一兩人ナリ。固ヨリ師弟ノ名アルニアラズ、同輩ノ交リニテ、先輩後輩ノ別アルノミナリ。〔同上、一一二頁〕

淡窓自身にあつては、然し、教育を以て畢生の事業としようとする不拔の志念が、まだ積極的に定まつてゐた譯でなく、時には醫を以て身を立てようかと考へたり、或は儒者として聘せられたこともあつたが、猶病身の爲遠遊を憚り、果たすことを得なかつたのである。然もその遂に意を決して、垂帷講業の一路を驀進するに至つたのは、次の如き経緯に基くのである。

如レ此ニシテ推移リ、二十三歳ノ冬ニ及ホセリ。時ニ倉重湊肥後ヨリ來ツテ、久シク當縣ニ留マレリ。彼レ余ガ庚申ノ歳ノ大病ヲ治セシヨリ後、予ト交情頗親シ。余其人トナリヲ見ルニ、智術アリテ計策多シ。共ニ身事ヲ計ルヘキ者ナリト思ヘリ。因ツテ一通ノ書ヲ裁シテ彼ニ贈リ、其裁斷ヲ請ヘリ。其書文句多シ。今其大意ヲ左ニ録ス。

某數年來、疾病多ク、伏枕而已ニ日ヲ過スコト、獨リ宿痾ノ害ヲ作ス而已ニ非ズ、亦心中ニ深憂アル故ナリ。某幼キヨリ、専ラ讀書ヲ事トセリ。今日ニ至リ、身ヲ立ツルノ計ヲ作サントスルニ、儒ヲ外ニシテスヘキ様ナシ。抑儒ヲ以テ身ヲ立テントセハ、出テテ諸侯ニ事フルカ、又三都ノ間ニ行キテ舌耕スルカ、二ツノ外ハ、爲スベキ計ナシ。此二ツノ者、皆某當時

多病ニシテ之ヲ作スコト能ハス。又當縣ニアリテ舌耕セントスルニ、我日田ノ地、開闢以來、儒者ト云フモノアルヲキカス。是其業立ツヘカラサル故ナリ。某既ニ數年來、生徒ヲ集メテ講説ヲ作スト雖モ、業ヲ受クル者、五六人ニ過キス。是何ソ門戸ノ計トスルニ足ランヤ。又今ニ至ツテ、業ヲ變セントスレハ、醫事ノ如キハ、素ヨリ習フ所ニ非ス。農工商賈ノ業、亦習フ所ニ非ス。某今ニ至リ進退コ、ニ窮マレリ。故ニ年來嚮々トシテ日ヲ送ル而已ナリ。願ハクハ高明某カ爲ニ一ノ良策ヲ施シ玉ヘ。若シ某カ身計既ニ定リナハ、心モ亦止マル所ヲ得テ定マルヘシ。然ラバ、宿痾モ亦年ヲ追ツテ治スヘシト思ハル。唯々高明ノ良策ヲ願フ而已ナリ。

如此ニカキ認メテ贈リ、其報ヲ待テリ。

已ニ數日ヲ經シニ、湊何ノ言モ無シ。余乃チ其閑ヲ伺ヒ、問テ云ヒケルハ、君余カ書ヲ見玉ヒシヤ。湊乃チ其書ヲ懷中ヨリ取出シテ、是ヲ地ニ抛チ、冷笑シテ云ヒケルハ、此書余已ニ熟讀シタリ。是ヲ名ケテ離騷ノ文體ト云フ。一言ニテスムヘキコトヲ、百回モ反復シテ不止。語勢鳴々トシテ如レ怨如レ訴シ。足下遷客ニ非ス、何ゾ其レ言ノ屈原ニ似タルノ甚シキヤ。吾ヲ以テ見ルニ、足下ノ身事、已ニ天ノ定ムル所アリ。只一ノ道アリテ、傍蹊岐路ノ迷フヘキ無

シ。然ルニ、之ヲ決シ難シトスルコト、所謂當局者迷フト云フ者ナリ。足下町家ニ生レナカラ、十歳ニ滿タサル時ヨリ、專讀書ヲ事トシ、十二三ニ至ツテハ、奇童神童ノ名ヲ得、弱冠ニ至リテハ、其名海西ニ遍シ。是レ足下ノ業儒ヲ外ニシテ、又何ヲカ事トセンヤ。然ルニ今ニ至ツテ、活計ニ便ナラストシテ、或ハ業ヲ醫ニ變シ、甚シクシテハ、農商ノ事ヲモ作サントス。果シテ如レ此ナラバ、世上ノ物笑トナルヘシ。足下ノ面皮、何トテ如レ此厚キヤ。儒ト爲ツテ活計ニ窮セハ、何ソ飢エテ死セサルヤ。又多病ニシテ、遠遊スルコト能ハサルハ、實ニ其言ノ如シ。タトヒ志ヲ決シテ遠遊スルトモ、父母心ニ安ンシ玉フマシケレバ、是又孝道ニ非ズ。畢竟足下今日ノ事業、父母ノ膝下ニ在リテ、教授ヲ以テ事トスルヨリ外ハ無シ。然ルニ日田ハ儒業ヲ立ツヘキ地ニ非スト云フ。是日田ノ風土惡シキニ非ス。足下教授ノ道ヲ盡サ、ルカ故ナリ。足下毎日僅ノ書ヲ講スルノミニシテ、未タ曾テ教育ノ術ニ心ヲ用ヒス。講説ト雖モ、一日作レ之テハ兩日休レ之コト多シ。如レ此ニシテ、生徒ノ多カラントヲ求ムルコト、又難カラスヤ。吾レカク云フト難モ、足下ナホ心ニ思ハン。教授ノ業ニ力ヲ盡サンニハ、生徒ハ如何ニモ、今ヨリハ益スヘシ。畢竟ノ所、儒者ハ貧シキモノナリ。都會ニ居ル者スラ、貧ヲマヌカレス。況ンヤ此僻陋ノ地ニ居ル者ヲヤ。終ニハ妻子ヲモ養フニ足ラスシテ、父母親戚ノ助ヲカルニ至ラ

シ。是耻ツヘキコトナリト思ハン。夫レ世上ノ男子タル者、二十歳ニモ至レハ、皆家事ヲ勉メ、父母ヲ養フコトヲ知ル。足下今年二十三。家ニ在ツテハ、一事ヲ勤メス。安然トシテ父母ノ養ヲ受クル而已ナリ、是世人ノ咎ムル所ナリ。然ルニ、此ヲ以テ耻トセス。若又今ヨリ粉骨碎身シテ、身計ヲ營ミ、力足ラサルニ及ンテ、父母ノ助ヲカルコトハ、誰カ之ヲ咎ムル者アラシヤ。然ルニ、此ヲ以テ耻トス。何ソ夫レ轉倒ノ甚シキヤ。足下又思ハン。郷里ニ在ツテ、村學究ト爲リ、朽チ果ツルコト、本意ニ非スト。聖人ノ道ハ、一龍一蛇ト云フニ非スヤ。隱見出處、何ノ常カ是レ有ラン。他日運ニ乗シテ、青雲ノ上ニ雄飛センコト、何ノ妨カ有ランヤ。足下當時一事ヲ勤メス。悠悠々々トシテ、日ヲ送ルコト、第一父母ニ對シテ、不孝之ヨリ甚シキハナシ。若シ余カ言ヲ是トセハ、今日ヨリ改メテ門人ノ教授ヲ事トスヘシ。余不才ナリト雖モ、足下ノ爲ニ郷黨ノ父老長者ニ説キ、カヲ出シテ、之ヲ助ケシメント云ヘリ。

余身計久シク決セス。或ハ人ニ計ルト雖モ、終ニ定策ヲ得ス。此度湊カ言ヲ聞クニ及ンテ、一々條理アリ。且危言確論、吾カ心腸ニ砭スルコト多シ。此ニ於テ、幡然トシテ往日ノ非ヲ悔イ、湊カ忠言ヲ拜謝シテ、是ヨリ改勵シテ、教授ノ業ニ心ヲ專ニスヘキ由ヲ、湊ニ答ヘタリ。時ニ歳已ニ暮ニセマレリ。明春ニ至リ、早速開業スヘキニ決シ、其志ヲ父母ニ告ケ、是ヨリ、

日夜開業ノ事ニ工夫ヲ用ヒタリ。「同書卷十、一二五—一二八頁」

青年學徒淡窓の宿痼を療治したる倉重湊は、亦彼の深き煩悶をも治癒せしめたのである。生涯に三千の子弟を啓培誘導して、彬々たる人材を育成し得たる教育偉人淡窓も、嘗てはその遺る瀬無き煩悶をば、この仁人の忠言によつて清算し去つたのである。勿論、苦慮に苦慮を重ねて漸く悟機の將さに熟せんとする頃であつたからでもあらうが、然しその畢生の決意の定立したのは、蓋しこの忠言の賜である。かくて懷舊樓筆記の卷十一垂帷講業の篇は、次の記事を以て始まつてゐる。

文化二年乙丑。予年二十四。魚町ニアリ。父母ノ膝下ニ侍ス。去冬ヨリ倉重湊カ言ニヨリテ、開業ノ存念アリ。湊言ヒケルハ、足下從來ノ病根、父母ニ依頼スルニアリ。今教授ノ業ヲ始ムルト雖モ、若シ父母ト同居セハ、舊ニヨリテ、一日之ヲ作シテハ、兩日之ヲヤメ、遂ニ成功ナカラン。故ニ是非トモ、一旦ハ父母ノ膝下ヲ離レ、屋宅ヲ求メテ別居シ、自ラ衣食ヲ營ムヘシトナリ。コ、ニ於テ豆田町長福寺學寮ヲ借り受ケ、此年三月二十六日ヲ以テ、彼ノ方ニ轉居ス。予ニ從ツテ同居スル者二人。諫山安民・館林伊織ナリ。學寮ニ樓アリ。樓上樓下、合セテ席二十疊ホトアリ。三人ニテ飯ヲ炊キタリ。予講説ヲ作スコト、二十一歳ニ始マルト雖モ、唯コレ閑ヲ消シ日ヲ送ルノ具トスルノミニテ、是ヲ以テ業トスルニハ非ス。講學ヲ以テ身ヲ立

ツルノ業トスルコト、此時ヨリ始マレリ。

長福寺法幢上人ハ、予カ幼時句讀ヲ授カリシ人ナリ。其父寶月上人モ、幼時ヨリ數々陪遊セリ。法幢ノ養子東海ハ、此度ヨリ相識トナレリ。長福寺寺内徳善寺素龍ハ、俳諧ヲ好ミ、伯父先考ト交リ厚シ。予モ亦幼時ヨリ相識レリ。學寮ニ寓スルニ及ンテ、萬事予カ爲ニ周旋ス。且其二子昇道・賢杖ヲシテ、予カ弟子トナラシム。學寮ノ北隣三松齋壽カ家ナリ。朝暮ニ往來ス。予學寮ニ寓スルトキ、素龍齋壽二子ノカヲ假ルコト多シ。

倉重湊ヨリ、予カ開業ノ志アルコトヲ、市中ノ父老ニ告ケタル故ニ、其子弟ヲシテ來リ學ハシムル者多シ。三松寛右衛門ノ子寛次、俵屋藤四郎ノ子幸六、倉重湊ノ子文哉、諫山元瑞ノ子登、小林安石、專賞寺堯立、皆新ニ業ヲ受ケタリ。其内堯立ハ暫ク學寮ニ寓シテ、予ト同居セリ。五馬ノ人ナリ。後ニ虚舟ト稱ス。其外伊豫屋久右衛門儀七親シク往來セシ者ナリ。予弟正藏モ、此ノ時學ニ入りテ、寛次幸六ノ二子ト同シク學ヘリ。田島蘭秀・河南大路・村上俊民ハ、舊來ノ生徒ニシテ、此時モ常ニ往還セリ。

水岸寺密如ハ、予ニ先ツテ業ヲ講セリ。予長福寺ニアルニ及ンテ、日々彼ノ處ニ來リ、講説ヲナセリ。當時予ト二先生ノ如シ。

予長福寺ニアル時、羽倉左門君嘗テ來リ訪ヒタマヘリ。長福寺ノ書院ヲ假リテ、講席トナセリ。其比ハ予モ日々官府ニ出入シテ、講説ニ務メタリ。

予長福寺ニアレ時、書會ト云フコトヲ始メタリ。五言ノ詩一句ヲ書キ、其字ノ美惡ニヨリテ、點數ヲ定メ、甲乙ヲ分チタリ。數句ノ後、大ニ市中ニ行ハレ、其會ニ加ハル者、男女百二十三人ニ及ヘリ。其後其法變スト雖モ、書會ノコト今ニ傳ハリテ、四十餘年ニ及ヘリ〔同書卷十一、一二九—一三一頁〕

學塾の體裁ほほ備はり、書會の行事まで始められたのである。羽倉左門は日田の代官たりし幕吏の子であり、官府とは即ち代官所であつて、代官所との交渉關聯は、既にこの時から始まつてゐる。かくて長福寺にあること、三月より六月まで百餘日にして、再び魚町に歸り、その南家後園の土藏に於て業を講じ、八月に至つて更に、豆田町大阪屋林左衛門の家屋八疊と六疊とを借りて轉住し、初めてこれを成章舎と名づけた。

予ニ隨ツテ移リ住スルモノ、安民伊織以下七輩ニ及ヘリ。衆人相議シテ曰ハク、居處ニ號ナケレバ、稱呼ニ便リアラスト。於是名ケテ成章舎ト云ヘリ。

成章舎ノ北隣、即水岸寺ナリ。ト居ノ事、密如及其父ノ老僧、之カ爲ニ周旋セリ。水岸寺ノ

前ニ、小宅アリ。此時之ヲ名ケテ臨江亭ト云フ。諸生往來シテ業ヲ講スルノ處トナセリ。密如又余ト二先生トナル。余成章舎ニ留宿シテ、萬事密如父子ノカヲカルコト多シ。密如カ母ハ廣瀬氏ニシテ、用松勝兵衛ノ妹ナリ。余カ父ノ再從兄弟ナリ。

成章舎ハ官府ヲ去ルコト、僅ニ一町餘ナリ。時ニ左門君學ニ向ハセ玉ヒ、余日々講説ノ爲ニ、彼方ニ赴ケリ。或ハ諸生ヲ引連レテ行キ、官廳ニ於テ會讀ヲ成セシコト毎々ナリ。左門君モ其中ニ加ハリ玉ヘリ。又近臣ノ中、今井軍藏藤野陸藏モ亦同シク學ヘリ。

余二十一歳ニシテ、初テ講説ヲナセシヨリ、安民伊織之輩、從遊シテ業ヲ受ケシカトモ、唯朋友ノ交リニシテ、師弟ノ名ナシ。今春長福寺寮ニ入りシヨリ、頗ル師弟ノ貌ヲナストイヘトモ、稱呼ニ至リテハ、舊例ニヨリテ、互ニ名ヲ相呼ヘリ。コ、ニ至ツテ、倉重湊言ヒケルハ、名不正ハ言不順ト云ヘリ。已ニ師弟トナリテ、同輩ノ稱ヲ用フルコトアルヘカラス。以後ハ改メテ先生ト稱シテ、名イハサルヘシト。諸生一同其議ニ從ヘリ。於是師弟ノ名始メテ明白ナリ。又三松寛右衛門曰ハク、成章舎同居ノ者、數輩ニ及ヘリ。然レハ、先生ハ食料ヲ出スコトアルヘカラス。衆人打チ寄リテ、之ヲ供スヘシト。諸生又其議ニ從ヘリ。於是師弟之實イヨイヨ別レタリ。因ツテ思フニ、今時ノ人ハ、年幾ニ弱冠ニモ至レハ、公然トシテ顔ヲ抗ケテ、

人ノ師トナリ、之ニ居テ不疑。旁人モ亦稱之以ニ先生、尊崇甚タ至レリ。予カ開業ノ始ニ比スルニ、成功ノ難易、日ヲ同シクシテ語ルヘカラス。時代僅ニ三十二年ニシテ、風習ノ異ナルコト如此。

、此年ノ八月、成章舎ニ於テ、始メテ月旦評ヲ作ル。其中ニ入ル者十五人。階級ヲ分ツテ、四等トナセリ。第一等ハ、諫山安民・小關亨・館林伊織・三人ナリ。第二等ハ田島蘭秀・河南大路・村上俊民・三人ナリ。第三等ハ、廣瀬正藏一人ナリ。第四等ハ、釋昇道・諫山登・小林安石・倉重文哉・役世龍・松本主計・井上徳次・本河要人・八人ナリ。月旦ノコト、此時ヨリ始リテ、今ニ至ツテ四十餘年。今ハ階級モ九等トナリ、人ノ數モ亦十三四倍セリ。其後月々ノ月旦、一々記得スヘキニ非ズ。只初メテナセシ時ノコト而已、久シキヲ經テモ不_レ忘。故ニ此ニ錄スル者ナリ。當時ハ余ガ門人垂_レ帷_レ講_レ業者、諸國ニアマネシ。皆月旦ヲ作ラサルハナシ。余ガ門人ニアラサル者モ、亦其風ヲ聞キテ、之ニ倣フ者多シ。或ハ文學ニ與ラヌ他藝ヲナス者迄モ、往々此風ニ倣ヘリ。教フル者モ此ヲ以テ教ヘ、學フ者モ此ヲ以テ學フ。因ツテ當時ノ學風大ニ古昔ト變シ、殆ト漢人ノ科擧ノ業ヲ習フカ如シ。抑百事皆一得有レハ一失有リ。一利アレハ一害アリ。後人此事ヲ論センニ、余ヲ以テ功首トセンカ。將タ罪魁トセンカ。「同上、一

三六一—三八頁

草創當時に於ける學寮經營の情態を想見するに足らう。茲に注目すべきの第一は、教師としての反省、寧ろ直截に言へば、自己が教師たるに足る資格ありや否やの反省が、學寮創設の最初から、淡窓の意識を強く支配してゐたこと、これである。この反省こそは、淡窓が當時なべての所謂先生達に比べて、斷然地を抜いてゐた着眼であつて、微々たる成章舎が、遂に咸宜園として他に比類なき成功と繁榮とを示すに至るべき命脈は、既にそこに動いてゐたのである。次に注目すべき第二は、月旦評即ち學業の階級が定められ、成績評定の途が、學寮機構の骨子として樹立せられたこと、これである。當時の學塾は、一般にその内容が甚だ蕪雜なものであつて、學業課程の階級も無ければ、成績評定の尺度も無く、生徒の方から見た學習進歩の規準といふものが、殆ど全く缺けてゐたのであるから、學校としての組織としては、極めて不完全なものであつたと言はなければならない。教育的思念に富んだ淡窓は、茲に考ふる所があつたと見え、一方には絶えず教師としての反省を忘れなかつたと同時に、他方には月旦評を作つて、生徒學業進歩の階級を定めたのである。凡そ教育といふ見地からすれば、又學校といふ組織から考へれば、これこそ最重要の一點でなければならない。私は淡窓の學塾を以て、徳川時代に於ける我が邦學塾中の典型

的なものとして、特にこれを稱揚する所以のものは、必ずしも彼が四十餘年の長きに亘つて、子弟三千餘人の多きを教養した爲でもなければ、又西海の山間に僻在しながら、よく全國六十餘州の學徒を蒐め得たその繁榮優勢の爲でもなく、實に教育的の原理・原則が、本格的にその學塾を支配してゐた爲なのである。端的に言へば、凡そ我が邦に於ける學塾の内部生活に、眞に教育的の規制を附與した點に於て、淡窓先生こそ、確にその功首であると信ずるからである。

文化四年の五月に至つて、豆田の裏町に伊豫屋義七なる者の田地を借りて新たに書塾を築き、これを桂林園と稱した。

五月初ヨリ經營起リテ、内外ノ生徒二十餘人、日々其事ニ役セリ。大工ハ喜右衛門ト云フ者也。殆ト一月ニシテ功ヲ終ヘタリ。其室、東ヲ上トス。六疊ノ間アリ。是ヲ余カ居處トス。次ニ八疊アリ。其次ニ土間アリ。其西ニ十疊ノ間アリ。其上ニ樓アリ。廣サ樓下ト同シ。凡四間ニシテ、其三ツヲ生徒ノ居ル處トス。炊飯ノ處、及ビ溷廁ノ處、皆其傍ニ建テ續ケタリ。六月上旬ニ至リ、余在塾ノ生徒十人餘ヲヒキキテ、其内ニ移リ居住セリ。其ノ宅ヲ名ケテ桂林園ト云フ。

經營ノ費ハ、錢八九十貫ニテアリシト覺ユ。義七ヨリ其半ヲ供シ、余及ヒ生徒、其半ヲ出セ

リ。此時ヨリ、日湊錢ト云フ者ヲ始メ、生徒一人ヨリ一日三錢宛ヲ出セリ。此ヲ以テ、月々ニ經營ノ時ノ費ヲツクナヒ返シ、凡四五年ニシテ終レリ。其後モ尙ホ日湊錢ヲ集メテ、塾ノ修覆料トセリ。此法今ニ至リ、三四十年、尙ホ傳ハレリ。

義七八余ニ長ズルコト四五歳ナリ。久右衛門ハ其叔父ニシテ、之ニ長スルコト一歳ナリ。二子皆余カ門人ニアラス。余長福寺寮ニ有リシ頃ヨリ、日々親シク往來セリ。此ニ至リテ、遂ニ此舉アリ。凡市人其親戚舊友ノ爲ト雖モ、容易ニ財ヲ棄ツルコトナシ。義七モトヨリ學生ニアラス。余ト交ルノ日モ亦淺シ。然ルニ、主トシテ此ノ學ヲ爲スコト、余何ノ德アリテカ、之ヲ致スヤ。實ニ感佩負荷スヘキノ至リ也。義七ノ父ヲ休安ト云フ。極メテ節儉ノ人ナリシカ、此ノ舉ニ至リテハ、速ニ同心シテ、之ヲ賛成セリ。久右衛門ハ、微力ノ人ナリシカトモ、亦若干ノ財ヲ棄テ、垣牆ノ類ヲ建立シタリ。

安民去夏ヲ以テ、秋月ニ赴キシカ、久シカラスシテ歸リ、家ニアリ。義七久右衛門皆其戚族ナリ。經營ノ事、三子之ヲ外ニ唱フルト雖モ、安民實ニ之カ内主トナレリ。經營中、専ラ數十ノ生徒ヲ引卒シテ、之カ爲ニ周旋セリ。此人余カ垂帷ノ業ニ於テ、輔佐賛成ノ功、第一トスヘシ。其他ノ生徒モ、經營ノ時ニ當ツテハ、拮据ノ勞一方ナラス。余毎々其辛苦ヲ見テハ、此役

ヲ興セシコトヲ後悔セシコト有リシナリ。〔同書卷十二、一四八—一四九頁〕

學塾設備上の方面は、この桂林園の新築に於て漸くその形を整へたと云つてよい。そして上述の記事を読むにつけても、いかに淡窓が經營上の手腕に長じて、父兄・有志者から生徒各自に至るまでを協力糾合して、よく拮据成功せしめたかが判るのである。これより桂林園は次第に發展の過程を辿り、翌文化五年には始めて入門簿を作り、入門者をして自らその姓名・郷里と入門の月日とを書かせることにしたのである。尤も先年入門した者でも、後に來なくなつた者は皆簿中から洩らし、その後とても年の甚だしく長じた者、學に専らならざる者や、入門後數月を経ても名を書かなかつた者、その中歸郷して再び來なかつた者等は、皆これを洩らしたのであるが、それでも署名した者だけの入門簿が、積もり積もつて實に浩漭な記録となり、それが今も存してゐて、受業者大部分の氏名を明かにすることが出来るのである。然し桂林園の發展は極めて徐々の道程を辿つたものであつて、在塾生三十人に達し月旦に載する者六十人に及んだのは、實にその新築滿三年後の文化七年五月のことである。この年の九月に、淡窓はその妻合原氏を迎へたのであるが、時に淡窓は二十九歳、妻は二十歳であつた。この頃は、桂林園と代官所との間を往來して學を講ずるのが、淡窓の生活であつた。元來、學塾の經營と代官所への出仕との二兎を追ふこ

とが、遂に或は一兎をも獲ざるに至るべき虞のあることは、聰明な淡窓の必ずしも看取し得ざる所ではなかつたけれども、代官所との關聯は、既に成章舎開塾の當初より、代官の子を教へたことによつて若干存した所であり、その後、代官は三度替つたけれども、孰れも廣瀬家に對する眷顧は厚く、殊に羽倉氏より算へて四代目の代官鹽谷大四郎が、淡窓の父を通しての懇命は、孝順な淡窓をして、これを固辭してその力を専ら學塾の經營にのみ用ふることを得ざらしめた。斯うした事情もあつて、桂林園時代に於ける學塾の發展は、必ずしも隆運にのみ恵まれたとは言はれないのである。かくて文化十四年淡窓三十六歳のときに至つて、その塾舎を郊外堀田村の地に移したのである。

十七日、桂林園ヲ毀テ、其屋材ヲ堀田ト居ノ地ニ運漕ス。兩日ニシテ事終レリ。其地ハ伊與屋ノ田ナリ。之ヲ其主ニ返セリ。始メテ桂林園ヲ開キシヨリ、今春迄、凡十一年ナリ。其間疾病事故アルニアラサレバ、一日トシテ行カサルコトナシ。今一朝ニシテ之ヲ毀ツコト、惆悵ノ至リナリ。初桂林園ヲ開キシトキ、年ノ冬ニ當ツテ、予疫症ヲ病メリ。時ニ人皆曰ハク、桂林園ノ普請、金神ニ當レリト。明春病瘳エテ、再ヒ桂林園ニ赴カントスルニ、家人皆之ヲ忌ミ嫌ヘリ。然レトモ去年數多ノ財力ヲ費シテ、經營セシ事ナレバ、其マ、ニ止ム可キニ非ス。往來

シテ業ヲ講スルノ處トナセリ。但シ予カ身ハ魚町ニ在リ。桂林園ニ在ルコトハ半日ニ過キス。桂林園ハ魚町ヲ去ルコト、二丁ニシテ遠シ。且ツ隱僻ノ地ナリ。塾生ノ行事ニ於テ、耳目行届カサル事多シ。是ヲ以テ規律嚴ナラズ。遊惰ノ徒、常ニ慣焉トシテ自ラ恣ニセリ。予其弊ヲ知ルト雖モ、身已ニ婚ヲ成セリ。塾生ト同居スヘカラズ。一室ヲ塾ノ側ニ築カントスルニ、親戚不同意ノ人多シ。因ツテ荏苒トシテ果サズ、五六年ヲ過セリ。門下ノ久シク振ハザルコト、是ガ爲ナリ。是ノ時、早ク塾ヲ轉スルカ、又予カ居ヲ其側ニ建ツルナラバ、決シテ十年ヲ經テ振ハザルコトハ非ジ。後ニ思フニ桂林園十年ハ頗ル失策セリ。〔同書卷十七、二二三頁〕

廿一日、秋風庵ヨリ又下道ニ移ル。廿二日、祖先ノ塚ニ謁シテ、轉居ノコトヲ告ク。廿三日、下道ヨリ新築ニ轉居シ、妻ヲシテ飯ヲ炊カシム。屯食客トナル。家内凡三人ナリ。此時新居西南ノ隅ニ六疊牀ノ間アリ。之ヲ書院トス。其次玄關三疊ナリ。西北ノ隅六疊、納戸トス。其次炊飯所ナリ。板間二疊ニシテ、席ナシ。樓ハ東南ノ隅ニアリ。六疊ナリ。又西北納戸ノ上、一樓アリ。六疊ニシテ席ナシ。物置キトスルノミ。疊數、樓下十五疊、樓上六疊ナリ。樓ハ即遠思樓是ナリ。是ハ秋ニ至ツテ成就セリ。西北ノ樓ハ、謙吉カ時ニ至ツテ、修理ヲ加ヘ、席ヲ敷キ、夕佳樓ト稱セリ。又玄關三疊ヲ廣メテ、六疊トナセリ。東南ノ隅ノ二疊ハ、後年予カ加フ

ル所ナリ。「同上、二一四—二一五頁」

の兩記事、以て堀田村へ移轉の理由と新塾舎の規模とを知るに足る。淡窓の塾名として最も人口に膾炙せる咸宜園なる名稱は、この堀田村の新塾舎に就て用ひられたものであつて、この咸宜園時代に於て、淡窓の學塾は始めて隆盛の頂上に踏登つたのである。即ち、茲に移轉してより三年目の文政三年四月廿六日に於て、月且に名を録する者百十三人に上り、同四月二十日に於て在塾生の數五十四人に達してゐ、その時の記事に、

初メ予廿四ニシテ、教授ノ事ヲ始メシ時、筑前龜井先生ノ門下ヲ盛ナリトス。塾生廿四五人モアリシナルヘシ。予カ業ヲ開キシ前後ニ、筑ニテハ江上源藏、豊ニテハ帆足里吉、皆門戸ヲ開イテ、弟子ヲ引ケリ。兩三年前ニ及ンテ、龜井江上帆足及ヒ予カ塾、何レモ塾生多キ時ハ、三十人ニモ及ヘリ。九州ノ學徒、此ニ於テ盛ナリトス。今年ニ至リテ、予カ塾五十人ニ及フ。其盛ナルコト、他塾ニコエタリ。是世上文學ノ運、一變スルノ始マリナリ。「同書卷二十、二五五頁」

とあつて、咸宜園は茲に九州第一の學塾として輝いたのである。然もこの勢は尙も續けられて、文政五年四月十八日には在塾生六十名に達し、同九月十四日には七十名に進み、文政七年九月十

六日には八十名に及び、翌八年二月二十八日には九十名に滿ち、同四月二十二日には遂に一百十三名に及んだ。これは在塾生のみ就てであるが、月且にその名を録する者に至つては、これに準じて更に多數に上つたことは、元より言ふまでもない。この頃の記事に、

二十二日、在塾生凡ソ一百十三人。是ヲ在塾多人ノ極トス。七月月且、通計百八十六人。是ヲ月且多人ノ極トス。予二十四歳、三月十六日ヨリ開業シテ、長福寺學寮ヲカリ移住ス。同居生安民、伊織二人ナリ。其年八月、成章舎ニ移住シ、始メテ月且ヲ造ル。名ヲ録スル者、凡十人ナリ。其後追々繁昌シテ、是ニ至ツテ二十年。其數始ニ數十倍セリ。抑物盛ナレバ必ス衰フ。此年ヨリ大病ヲ得、生徒日日衰ヘタリ。倚伏ノ理、オソルヘキノ至ナリ。「同書卷二十四、三〇九頁」

とある。私は茲に、この塾の斯くも目醒ましい發展をなし得た所以に就て、少しく考察を加へてみたい。當時學塾は、前にも掲げた如く筑豊地方だけでも若干はあり、全國を見渡せば相當の多數に達したのである。然しそれ等には、概して一定の課程も無ければ、細かい規約も無く、その内容は實に亂雜極まるものであつたと言ふを憚らない。教師は講説を行ふだけであつて、指導は與へなかつたのであるし、教授は加へられたけれども、教育は施されなかつたのである。それ等

は、讀書所であり、講釋所であり、又合宿所ではあつたが、眞の意味に於ての學校ではなかつた。そこでは誦讀聽聞が行はれ、添削加筆が行はれる學習の場所には相違なかつたけれども、教育の行届いた學園では斷じてなかつたのである。それが、當時一般の學塾に於ける實情であり、眞相であつたのである。然るに淡窓の塾舎に於ては、そこに先づ支配した所のものは、前にも一言しておいた如くに、教育的の考慮であつた。彼は、書籍や筆硯を第一に見ずして、子弟そのものを先づ凝視したのであり、又實社會とは懸離れずして、寧ろ子弟の生活そのものを篤と考へたのである。即ち一方には、少年の心理を洞察した。然も徒らに放恣に躍らせずして、その現實の生活に充分の指導を與へようと努めたのである。これと同時に他方に於ては、當時の社會の實情を察知した。然も決して子弟をして俗了凡化し去らしめず、彼等をして、民衆の實生活と緊密に關聯せしめることに力を竭したのである。これを一括して具體的に言へば、淡窓は訓練を先にして教授を後にしたのであつて、茲に明かに教育的の考慮が支配して居り、誦讀聽聞のみの行はれた當時一般の學塾とは、甚だ異なつた色彩が發揮されたのである。淡窓は後にも擧げる如く、孔門には黜陟賞罰の法ありしを聽かなかつた。然し訓練なくして徳化することは、孔子の聖にあらざれば期し難き所であつて、普通の教育には、その所謂治と教、即ち訓練と教授とが、どうしても共に必要で

あると確信し、斯くて訓練を重視し、少年の生活を規正する所の盟約を樹立して學園を統整し、それを構成する組織を整頓し、そこに漲る空氣を清明にし、子弟をして斯うした環境を造らしめると共に、その環境の中に生活せしめることによつて、修養を積ませたのである。彼はコメニウスと同じく、訓練なき學校は流水なき水車であることを信じてゐたものであると言つてよい。然しながら訓練は教育の全部ではなく、これと同時に教授の大切なことも亦、淡窓の元より熟知してゐた所であつた。乃ち月且評を設けて成績を考査し、以て子弟の勤惰を明かにし、精勤にして業の進む者は躊躇なくこれを擡んで、怠慢にして學の捗らざる者は常にこれを激勵し、そして絶えず彼等の學習生活に刺激を加へ、活氣を與へ、斯くして沈滞を防ぎ、嫌惡を遠ざけしめたのみならず、實に學習に即した意氣の教育を行つたのである。この學習に即した意氣の教育——私は淡窓先生の教育法に對して敢てこの言葉を用ひたい——こそ、眞に意味深いものであつて、教育實際家の尙も攻究すべき多くの教訓と示唆とを、そこに含んでゐると、私には考へられるのである。然も必ずしも、總ての學習者をつつの鑄型に箝めようとはせず、百舌鳥と鶯とをば同じ聲に鳴かさうとは試みずして、寧ろ各自の鳥に各自の歌を練らせたのである。言ふまでもなく、斯うした卓抜なる運営は、決して單なる技巧の工作ではない。全く郷先生として一身を育成の道に捧

げ、然もそこに自己の最善を盡すを天職と觀じたる淡窓躬らの教育的考慮の發露であり、眞に子弟各自の精神的發展を冀ふたる陶冶的思念の自然の所産に外ならなかつたことは、嘗て門人劉君平が、先生自ラ無佛處ニ尊ヲ稱ストノ玉ヘリ。然レトモ、當時門下ノ盛ナルコト、我門ニ過クルモノナシ。通邑大都ニ、名儒乏シカラスト雖モ、亦皆千里ヲ遠シトセスシテ、我門ニ來リ學ヘリ。然ラハ、無佛尊ヲ稱スルノ言ハ、過キテ謙讓ノ爲ニ非スヤ。と問うた時に、どこまでも眞摯なる淡窓が、實に次の如く答へてゐる所から推して考へても、それが領かれ得るのである。

是予カ學德ノ致ス所ニハ非ス。別ニ故アルコトナリ。前ニモ述ヘタル如ク、多病ニシテ業ヲ遂クルコト能ハス。遠遊ノ望ミ、仕官ノ望ミ、一切思ヒ止レリ。因テ思フニ、郷里ニ在テ、徒ラニ父母親戚ノ養ヲ受ケテ、素餐ヲ以テ日ヲ送り、世ノ一蠹物トナランコト、口惜シキコトナリ。ツラ／＼世儒ノ人ヲ教フルヲ視ルニ、未タ善ヲ盡サ、ル處アリ。若シ此處ニ心ヲ用ヒテ後進ヲ誘引セハ、世ニ於テ小裨益ナキニ非ス。是ヲ以テ天職トシ、素餐セサルノ義ニ當ラント、如レ此志ヲ決セリ。夫レ世儒ノ人ヲ教フル、固ヨリ心ヲ用ヒサルニ非ス。一經ヲ講スルニモ必ス其註ヲ審ニシ、又其疏ヲ審ニシ、又他ノ註解ヲ聚メ、異同ヲ論定シテ、是ヲ取ルニハ取ルノ説アリ、是ヲ捨ツルニハ捨ツルノ意ヲ釋シ、一字ト雖モ、等閑ニ過スコトナシ。詩文ヲ筆削スル

ニモ、少ノ瑕ト雖モ、是ヲ恕スルコトナシ。若シ己レ一覽ノ後、他人ヨリ是ヲ難スルコトアレハ、師ノ不面目トス。是レ誤ヲ傳ヘサルノ志ニシテ、其意篤カラサルニハ非ス。但シ當時諸生、師ニ隨フ者、大抵年十五六ヨリ二十七迄ノ間ニシテ、誠ニ血氣未タ定ラサルノ輩ノミ也。是ヲ以テ、同居スル者多キ時ハ、種々ノ惡習ヲ生シ、其弊事舉テ述ヘカタシ。凡在塾中、長ハ幼ヲ侮リ、強ハ弱ヲ凌キ、童弱ノ徒ハ、身ヲ措クニ處ナシ。固ヨリ定リタル課程モナク、何ホトノ遊惰ヲ恣ニスルトモ、誰モ咎ムル者ナシ。又勤學人ニ過キタルモ有レトモ、唯是自己ノ美ニシテ、賞愛スル者ナシ。又青樓酒肆杯ニ遊蕩シテ、父母ヨリ仕送リシ遊學料ヲモ、其ノ爲ニ空フシ、遂ニ逐電シテ故郷ニ歸ラサル者モアリ。又忿爭ヲ生スルコト多シ。小ニシテハ爭訟シ、大ニシテハ人ヲ傷ツケ、命ヲ損スルニ至ルコトモナキニ非ス。是當時遊學ノ益少キ所以ニシテ、學徒ノ繁昌セサル所以ナリ。因テ余ハ其處ニ心ヲ用ヒタリ。諸子ノ知レル如ク、月旦評ヲ設ケテ、其勤惰ヲ明ニシ、勤ムル者ハ上ニ擢ンテ、惰ル者ハ下ニ抑ヘ、榮辱ヲ分チテ、惰夫ト雖モ、一度我門ニ入レハ、勉勵ノ心ヲ生セシム。又飲食遊宴ノ事ヲ禁シ、酒色ノ過チ、蕩財ノ患ヘ無カラシム。其他規約法度、謹嚴ヲ極メ、賞罰黜陟、殆ト軍令ノ如シ。其施設スル所、一端ニ非スト雖モ、大意其放蕩懶惰ノ氣ヲ除キテ、順從勤勉ノ行ヒヲ生セシムルニ在リ。故ニ

在塾ノ者、百人ニ過クルト雖モ、忿争畔亂ノ患へ少ク、淫逸邪侈ノ害多カラス。才モ不才モ、皆少シク成ス所アリ。是余カ區々天職ヲ奉シテ、素餐ノ責ヲ免ル、ノ本意ナリ。今ハ余カ學徒、四方ニ於テ業ヲ講シ、弟子ヲ誘引スルモノ多シ。其教法大抵余カ爲ル所ニ倣ヘリ。又予カ門人ニ非ル者モ、余カ塾風ヲ傳へ聞キテ、摸擬シテ是ヲスルモノ多シ。故ニ海西ノ地ホト郷先生ノ多キ處ハナシ。青衿ノ學ニ入ル者、僻陋ノ境ト雖モ、亦師ナキヲ以テ患トセス。是天時ノ到來スルトハ雖モ、亦余カ首唱ノ功ヲ推ス者アリ。猶陳涉カ劉項ヲ基スルカ如シ。是門下ノ人多キ所以ナルヘシ。凡人ヲ率キルノ道二ツアリ。一ハ治、二ハ教ナリ。世儒ノ人ヲ率キル、教アリテ治ナシ。是儒者ハ教官ナルカ故ナリ。孔門ニモ黜陟賞罰ノ法アルコトヲ聞カス。余ハ則思ヘラク、師ニ孔子ノ徳ナケレハ、弟子ニモ顔閔ノ行ヒハ責メカタシ。然ルニ、數百桀黠ノ少年ヲ一室ニ聚メ、唯經義ノミヲ傳へ、規約賞罰ヲ施サズバ、是レ之ヲ驅ツテ放逸ニ赴カシムルナリ。故ニ余カ人ヲ教フルハ、先ツ治メテ、而後之ヲ教フルナリ。余カ長所、此外ニアルコトナシ。入室ノ者ハ、其故ヲ知ルヘキコトナリ。〔夜雨寮筆記卷二、一八一—二〇頁〕

咸宜園が、當時存した幾多の學塾に對して嶄然として頭角を現はし、眞に目醒ましき成功を收め得た所以の因由は、正さにそこに動いてゐた教育的の識見と考慮とにある。然も淡窓自らは、

毫もその教育的の材幹を恃んだのではなく、謙虛なる彼は、却つて常にその指南の才の乏しきを自覺し、ひたすらに教育的考慮を凝らすことに努めてゐたものである。或年の新年雜咏に、

射圃垂楊外、

書堂流水隈、

鳥從幽谷出、

朋自遠方來

絳帳開新講、

青樽酌舊醅、

未蒙稽古力、

本乏指南才。

と賦してゐるのは、全くその衷情であつたのである。然もこの識見と考慮とは、獨り咸宜園を榮えしめたのみならず、茲に行はれた教法が、又他の教育家の追從する所となり、摸倣する所となり、これを取入れた學塾はこれが爲に繁榮を來たしたことは、次の記事を見ても判る。

初メ山河敬藏〔中津ノ儒者である〕、五年前ニ當リテ、來ツテ予ヲ訪ヒシ時、予カ傍ニ於テ予カ講業ノ體ヲ委シク見、猶又教授ノ方ヲ問合セテ歸レリ。其後其門人末松元長、田淵元亨、二子ヲ遣ハシテ、予カ門ニ入ラシム。二子塾ニアルコト數年ニシテ歸ル。コ、ニオイテ、敬藏二子ト相議シテ、其塾法ヲ定メ、月且ヲ設クルコトヨリシテ一切ノ法度、皆予カ塾ニ倣ハサルハナシ。コ、ニオイテ、生徒頗ル盛ンニシテ、又一方ノ名家トナレリ。他方ノ人、予カ塾法ヲ學フ

事、是ヨリ始レリ。「懷舊樓筆記卷二十、二五六頁」

これは、他の學塾で淡窓の教育法を取入れた最初のものであるが、爾後これに倣ふ者が段々と出来、殊に咸宜園に學んだ者がその郷國に歸つて、亦塾を開いて業を講ずること多きを加へるに及んで、その教育法は四方に傳はり、後には大村藩主の如く、特に淡窓を招いて、その藩學の教育法を改善したのも出来たのであるが、これ等に就ては後に擧げることとし、茲には詳しく述べないが、とにかく斯くの如くにして、淡窓の教育法は次第に他の追従摸倣する所となり、爾後の教育界に少からざる影響を及ぼしたのである。思ふに、詩人としての淡窓には、その壘を擽する者が當時他にも有つたであらう。又學者としての淡窓には、これに及ぶ者が必ずしも無かつた譯でもない。けれども教育家としての淡窓に至つては、嘗に當時だけではなく近き前後を見渡しても、その匹儔は絶えて見出し得られないのであつて、この點に於て彼こそは、確かに當時の第一人者であつたのである。私が教賢として淡窓先生の偉大さを仰ぎ讃へるのも、正さにこれが爲である。文化十五年の冬、淡窓を咸宜園の新塾舎に訪ねて來た頼山陽は、次の詩を賦して深き欣美の情を披瀝してゐる。

琅々唯晤認柴關、

閭塾新開松柏間、

斗折蛇行臨築水、

竹批馬耳見豐山、

羨君白首此中住、

愧我青鞋何日閒、

且喜一罇共醉醒、

細論詩律手頻刪。

時に淡窓は三十七歳、山陽は三十九歳で正さに二歳の長兄であつた。

然しながら、斯くも目醒ましき咸宜園の成功は、決して淡窓の教育的識見考慮の單なる反射ではなく、寧ろその厲行實施の絶えざる努力奮闘の結果であつて、成章舎から桂林園へ、桂林園から咸宜園へ、とこの學塾の推移展開の過程は、仲々に變化に富み、波瀾に満ち、今日これ想ひ見るだに、涙ぐましい程の經營慘憺の歴史なのである。私はこの學塾の生活そのものに就て、更に立入つた洞察をその内面にまで加へてみたい。これまで引用し來つた數々の記事によつてもほぼ窺はれる如く、多くの學塾は、そして淡窓の學塾も亦、最初から一定數の子弟を同時に收容するに足るべき整つた設備と井然たる規程とを用意して、開塾せられたものでなく、始めは兩三輩の同志の少年が、集まり來つて業を受けただけであり、それが三年經ち、五年經ち、十年十五年と經つにつれ、塾生の漸次に増加するに隨つて塾舎を増築し、かくて學園の規模が段々と大きくなつて來たのである。豆田町長福寺の庫裡から成章舎へ、成章舎から桂林園へ、桂林園から咸宜

園へと數度の轉々移住も、この規模の遞次の擴大と若干の關係を有つて居り、咸宜園が出来てから後の幾回かの増築改修の如きに至つては、全くこの關係から起つたものであつた。塾舎さへ斯うした有様であつたから、炊事の如きは、この塾に於て、初めて塾生自己に菜を作することを禁じて、食事の時刻を定め、盛飯給事等の法を立てたのは、創立十餘年後のことであつて、それまでは、塾生が各自に自炊をなすこと、恰も舊時の湯治場に於ける生活の如く、随つて塾舎は好學者の合宿所の如き姿を呈せざるを得なかつたのであり、これを監督統整して生活の指導を與へることは、淡窓の頗る苦心した所であつたのである。然し、上述の如く食事等を一律にするやうに成つては、學園經營者は、當然經濟問題に直面せざるを得なくなり、淡窓の如きも學寮草創の頃は、塾舎のこと概ね篤志者の周旋提供に頼つてゐたけれども、規模が稍大きくなるにつれて、さうは行かず、學園の經營維持には可なり大きな經濟上の苦慮を要したのである。文化十二年の暮に酢屋勘助所持の畑地八畝二十歩を買つて村落に塾舎を移さんとしたことの如きも、その一端であり、咸宜園で井を堀らせた時に、工人が利を貪つて手を抜いた爲、翌年梅雨の候に石垣が崩れて井が埋れ、又堀り代へさせたことや、さうした事柄にさへ、一々勞苦を嘗めたのである。塾生の中にも随分苦學の輩があり、文化十二年に入塾した筑前の青年飯田榮伯の如きは、資糧の續かざる爲

塾に於て髪を剃つて僧となり、乞鉢を事としたが、爾後その輩に倣ふ者が段々と出たのである。勿論、衛生の未だ進まざりし頃とて、斯うした情態で多數集合してゐた學園生活にあつては、疾病に罹る者が少からず、脚氣に悩む者は殆ど絶えず、又時疫の流行に當つて、一時に二三十人もこれに罹つたこともあり、文政四年春の風邪には、師家の家族より塾内外の諸生に至るまで、これに犯されざる者一人も無く、爲に講義を廢すること半月に及んだこともあり、長い間には塾舎で死んだ塾生も數人あり、その第一人は、懷舊樓筆記卷十七に、次の記事で吊はれてゐる。

七月九日、古田豪作桂林園に於テ歿セリ。歳二十二。諸生塾ニ死スル者、是人ヲ以テ始トス。是ヨリサキ、六七日以來、塾中痢ヲ病ムモノ多シ。豪作モ其一ナリ。時ニ予小恙アリ。桂林園ニ行カズ。往來スル者ニ、豪作ガコトヲ問ヒシニ、憂フルニ足ラズトイヘリ。此日ノ暮ニ及ンテ、令助走り來ツテ、豪作ガ病急ナリト報ス。驚キ走ツテ行イテ見シニ、已ニ事キレタリ。廁ヨリ返リ、眩暈シテ倒レシカ、其マ、開カズトナリ。發病以來七八日ナリ。予先考ト專ラ往來シテ喪事ヲ經紀セリ。俵屋幸六佐伯ノ用達タルヲ以テ、來ツテ予ヲ助ケテ、喪事ヲ經營シ、又人ヲ遣シテ佐伯ニ報ス。其屍ハ大超寺銀杏樹ノ下ニ、假リ埋ミセリ。其ヨリ十日程ニテ豪作ノ兄惠十郎佐伯ヨリ來ル。是ニ於テ、改メテ葬式ヲ行ヒ、益多其碑文ヲ作りタリ。今大超

寺ニ存セリ。

初メ八日ノ夜、予夢ニ先考卒シ玉ヘリ。其屍牀ニアリ。予奔走シテ、喪事ヲ經營ス。時ニ傍ニ在ツテ予ヲ助クル者アリ。其人即先考ナリ。予夢中ニモ、亦其前後相應セサルヲ怪メリ。覺メテ後、心ニ掛リシカトモ、夢境顛倒シタルヲ以テ、深ク憂ヘスシテアリシニ、翌日豪作死セリ。予先考ト行イテ事ヲ治ムル時、夢中ノ象彷彿タリ。是ノ時哭詩二首ヲ作ル。

書劍西遊竟不歸、

黃泉無路省庭闈、

可憐今夜高堂夢、

猶自分明著綵衣。

南雅山前我祖墳、

新塋咫尺隔蹊分、

春蘭秋菊貧家祭、

不惜馨香併薦君。

益多豪作、皆今年三月ヲ以テ入門セリ。二子佐伯ニ於テ、俊才ノ稱アリ。國君ヨリ資糧ヲ賜リテ、他方ニ遊學セシメ、大成ノ後、國用ニ供セントノ思召ナリシトソ。益多ハ俊逸ナリ。豪作ハ溫良ナリ。共ニ得難キノ器ナリシカ、豪作ハ志ヲ遂ケズ。益多ハ遂クルト云ヘトモ、亦壽ナシ。惜哉。「同書卷十七、二〇七—二〇八頁」

文政八年は在塾生最多の年であり、殊に旅人の在塾者が多かつた時ではあつたが、一夏に塾生

三人が脚氣衝心で死んだのである。淡窓は憂愁の餘り病を發し、伏蘇殆ど一年に及んだ。

予門生ヲ教授スルコト二十年、四方ノ士、塾ニ來リ留ル者多シ。然レトモ、死喪ノコトハ至ツテ少シ。前ニ豪作、後ニ大聚カコト有ルノミナリ。人皆天福有リト云ヘリ。然ルニ、至レ此テ、一朝ニシテ三子ヲ亡ヘリ。其人皆俊才ニシテ、後進ノ領袖タルモノナリ。嗟嘆ノ至、何ヲ以テカ之ニ加ヘンヤ。時ニ予カ大病已ニ發セリ。此病壬午ノ年、伯父母ヲ亡ヒシ時ニ淵源シテ、此ノ節ノ事ニ至ツテ、大ニ發セリ。「同書卷二十四、三二—三三頁」

然も、斯くの如く吉凶慶吊、共に俱にこれを體驗しこれを處置する間に、おのづから蘊釀觸發したる師弟間の情誼に至つては、亦眞に掬すべきものがある。その端的なる一例として、淡窓によつて奇人とさへ形容せられたる高足の一人釋徳令の行實を擧げる。

徳令初メテ郷ヲ出ツルトキ、父之ニ命シテ曰ク、師ニ事フルコト、猶我ニ事フル如クセヨト。徳令始終此一言ヲ奉セリ。每且夙ニ起ツテ盥嗽シ、師ノ所ニ至ツテ安否ヲトヒ、其疾痛苛瘥ノ處ヲ問ウテ、謹ンテ之ヲ抑ヘカク。夜モ亦如此。師門ニ入ルトキ、鞠躬如タリ。容レラレサルカ如シ。師問フコトアレハ、席ヲ避ケテ答フ。其座ニ反ツテ、蹶踏如タリ。師命シテ事ヲ執ラシムレハ、勃如トシテ戰色アリ。足踏々トシテ、循フコトアルカ如シ。既ニシテ以爲ラク、

塾生師ノ役ニ任スルコト、輪次ヲ以テス。此ノ如クニテハ、父ニ事フルト同シカラスト。予ニ請ウテ、自身常侍者トナリ、朝ヨリ夕ニイタルマテ、師ノ側ヲサルコトナシ。予辭シテ曰ハク、予カ家、門人ヲ待ツコト、平等ヲ以テ主トス。如レ此ニテハ親疎アルニ似タリ。吾子カ厚意忘ルヘキニハ非レトモ、敢テ辭スト。徳令退イテ人ニ語ツテ曰ハク、我夫子ヲ視ルコト父ノ如クスレトモ、夫子我ヲ視ルコト子ノ如クセス。コレ我カ誠敬足ラサルカ故ナリ。今ノ如クニシテハ、父ノ命ニ違フナリ。内ハ父ニソムキ、外ハ師ニ容レラレス、我今ハ天地ノ間ニ立ツヘカラスト云ツテ、晏天ヲ呼ンテ號泣シ、去ツテ其行ク所ヲシラス。予之ヲ聞イテ大ニ驚キ、人ヲ分ツテ尋求メ、稍ニシテ之ヲ塾ニ反ラシメ、慰諭スルコト萬端ナリ。予乙酉ノ歲ヨリ、丙戌ノ際ニ至ルマテ、大病ニカ、リ、講業ヲ廢スルコト、殆ト一年ニ近シ。門人看侍スルモノ、皆倦ミ疲レ、且學業ノ怠廢スルヲ憂ヘテ、散シテ他門ニ往クモノ多シ。是ニ於テ、入室ノ徒十餘輩、密室ニ會議ス。一人ノ曰ハク、我輩業ヲ廢シテ、師ノ疾ニ侍ス。是レカクアルヘキコトナリ。然レトモ、少壯ノ時ナレハ、寸陰モ亦惜マスンハアルヘカラス。我已ニ半年ノ力ヲ盡セリ。今ヨリ退イテ家ニ勤學セハ、如何。一人曰ハク、師ノ壽命、已ニ旦夕ニ逼レリ。今退イテハ九俛ノ功一費ヲカクナリ。寧其死ヲ待タン。或曰ハク、師歿スト雖モ、謙吉君（淡窓の弟、旭莊

と號す）アリ。之ニ從ツテ業ヲ受ケン。何必シモ去ラン。或曰ハク。我豈賢子ニ向ツテ北面セシヤ。速ニ衣ヲ拂ツテ去ラント。衆口紛々タリ。徳令一人默然タリ。衆其ノ志ヲ問フ。徳令曰ハク、衆君子ノ撰ニ異ナリ。在三ノ義、諸君ノ知ル所ナリ。但經文ニ、服事シテ死ニ至ルトアレハ今日ニ於テ去ル可カラサルハ勿論ナリ。抑孔子歿シテ、群弟子皆三年ノ喪畢リテ、家ニ歸ル。子貢獨墓上ニ廬ヲ結フコト六年ト見エタリ。夫子若シ不諱ノコトアランニハ、我三年ノ喪ニ從ハンカ、將タ六年ノ廬ニ從ハンカ、是未タ決セサル所ナリト。諸人之ヲ聞イテ、互ニ面ヲ見合セ、一言ヲ出サスシテ退散セリ。其後徳令予ニ請ウテ、所願アル由ニテ塾ヲ去リ、龍馬森八幡宮ノ祠ニ入り、食ヲ斷ツテ獨居セリ。予其友ニ命シテ、私ヲ以テ其所願ヲ問ハシム。徳令曰ハク、我師ノ疾平癒ヲ祈ルナリ。食ヲ斷ツハ、疾癒エルノ日ヲ待ツナリ。若シ癒エルコトナクンハ、餓死セント決スルナリト。予之ヲ聞イテ大ニ苦シミ、其同派ノ僧ニ托シテ、之ヲ説イテ、祈願ヲヤメシム。僧往イテ説イテ曰ハク、足下師ノ爲ニ忠ヲ盡スコト、誠ニ我輩ノ及ハサル所ナリ。但神ニ祈ルノ一事ニ至ツテハ、決シテ不可ナリ。我淨土眞宗ノ教、祈念祈願ノコトヲ禁ス。君父ノ大事ニ逢フトモ、人事ニ於テ力ヲ盡スノミ。神ニ祈ルノコトナシ。吾子宜シク他事ヲ以テ師恩ヲ報スベシ。宗門ノ戒ニ違フヘカラス。徳令答ヘテ曰ハク、我今ハ儒學修業ノ

身ナリ。其書ヲ讀ミタリトテ、其道ヲ行ハスシテ、修業ト云フヘキヤ。釋尊ハ仙術又ハ外道ノ法ナト學ヒ玉ヒタルコトアリ。修業中ハ、皆其法ニヨリテ、修ジ玉ヘリ。故ニ我モ當時儒法ニヨルナリ。昔武王疾アリ。周公金縢ヲ作ル。我ソノ例ニヨリテ、師ノ命ニ代ラント思フナリ。後年宗門ノ學ニ入ラハ、又其時ノ法ニ從フヘシト。既ニシテ食ハサルコト七日ニ及ヒ、顔色憔悴シ、氣息奄々タリ。予此時ニ當ツテ、己カ疾ヲ患ヘスシテ、唯德令ヲ以テ憂トス。衆人相集リ、終ニ之ヲ負ウテ、塾ニ歸リ、藥用ヲ盡セシニ、久シキヲ經テ癒エタリ。前後ノ行事大抵カクノ如シ。予十八才子ノ詩中ニ、石門道者佛中儒、右有禮樂左詩書、造次顛沛由古訓、舜趨禹步鞠躬如。ト云フ。コレ德令カ實録ナリ。又嘗テ其人トナリヲ品シテ、申生カ孝、尾生カ信、陳仲カ廉、鮑焦カ貞、德令ニ至ツテ、集メテ大成スト云ヘリ。諸門人ト志合ハス。一人モ相親ム者ナシ。輕薄ノ子弟ニ至ツテハ、之ヲ惡ムコト寇讎ノ如シ。予亦頗ル其スル所ヲ厭ヒ、言ヲ以テ之ヲ遠サケントス。後謙吉奈良馮ニテ業ヲ講セシカ、家ニ歸レリ。彼方ノ門人、師ノ代トナル人ヲ乞フ。余德令ニ命シテ、彼地ニ至ラシメ、教授スルコト、年月ヲ經タリ。既ニシテ又塾ニ歸リ、都講ニ任ズ。鹽谷明府其師ニ忠ナルコトヲ聞キテ、大ニ感賞シ、之ヲ召シテ相見シ、至ツテ懇志ヲ結バレ、朝夕ニ往來セリ。嘗テ之ニ語ツテ仰セケルハ、新ニ寺ヲ作ルコト、

國禁ナリ。然レドモ、我新田ヲ闢ケリ。天下ノ地既ニ廣マリタレハ、戶口モ亦増益スル理ナリ。故ニ上ニ請ウテ新ニ一寺ヲ構ヘ、上人ヲ以テ此カ住持タラシメント思フトツ。其ノ歸ルニ及ンデ、〔德令は、天保二年八月二十八日、咸宜園の業を終へて郷里に大歸したのである〕明府及諸屬吏ヨリモ、餞贈ノコトアリ。我親族ヨリモ、往々別意ヲ表ス。此レ前後ノ諸生ニ絶エテナキコトナリ。德令去ツテノチ、余一日僧來眞ト談話ノ次、問テ曰ハク、吾子同門ノ友ニ於テ、何人ヲトルヤ。來眞曰ハク、己ムコトナクンバ、ソレ德令カ。德令カ行、人其矯激ヲ毀ラサル者ハナシ。甚シクシテハ、之ヲ目スルニ姦邪ヲ以テスルニ至ル。夫德令誠ヲ盡シ、忠ヲ盡セトモ、上ハ先生ニ親マレス、下ハ群弟子ニ惡マル、コト、是唯迂濶ニシテ、人心ヲ知ルニ暗ケレハナリ。然レトモ、是猶君子ノ過ナリ。今時ノ諸生、先生ヲ視ルコト、獄吏ノ如クシ、師家ヲ視ルコト、囹圄ノ如クニシ、聖賢ヲ侮リ、經籍ヲ蔑ロニシ、飲食ニ非レハ、心ニ思ハス、男女ニ非レハ顔ヲ解カス。試ミニ天下ノ人ヲ合シテ、是ヲ品評センニ、輕薄、放慢、無禮、不實ナル者、諸生ヲ以テ第一トスヘシ。然ルニ德令獨泥中ニ儼然トシテ、古人ヲ以テ自ラ期ス。縱ヒ矯僞ニ出ツルトモ、亦重スヘシ。張湛曰、人皆詐レ惡、我獨詐レ善ト。小子ハ寧德令カ詐ヲ爲ストモ、他人ノ眞ヲナサスト思フナリト云ヒシ。〔同書卷三十、三九六―四〇〇頁〕

これはいかにも矯激で、淡窓が言つた通り、奇人の部類に屬する弟子であつたけれども、その忠誠眞摯に至つては、寧ろ驚くべきものがあるから、これを擧げたのである。

勿論、學園の生活は必ずしも靜安單調なものではなく、長い年月の間には好い日ばかりが続いた譯ではなかつた。塾舎の規模の小さい頃には、小さい事故があり、その規模が大きく成れば、亦相當に大きな事故も起つて、塾主淡窓の身邊は、決して徒然燕居を許さなかつたのである。例へば、

門生釋普教、金苗見龍、箕浦首令、三人罪アルニ因テ、之ヲ擯出セリ。初メ見龍余カカ門ニ在リシカ、去ツテ山河敬藏カ門ニ入り、遂ニ都講ニ任セリ。既ニシテ山川ト仇ヲ結ヒ、彼塾ヲ去リ、當官府ノ屬吏大坪運大夫ヲ紹介トシテ、再ヒ我塾ニ入ランコトヲ請フ。余其人ヲ喜ハスト雖モ、大坪カ請ニヨツテ、已ムヲ得スシテ之ヲ許セリ。其後塾生黨ヲ結フ風漸ク盛ナリ。普教モ性亦剽輕ニシテ、上ヲ犯ス事ヲ好ミ、見龍ト相和ス。今夏五子黨ヲ結ンテ牧太ヲ擯斥セシコト、普教實ニ之ヲ唱ヘタリ。牧太終ニ塾ニ安ンスルコトヲ得スシテ去レリ。近頃ニ至ツテ、塾生三十餘人、黨ヲ結ヒ、觀看周邦二子及舎長崇旭ヲ擯撃セントス。見龍首令檄文ヲ草シテ、衆ヲ聚メタリ。觀周カ輩、人ニ託シテ深ク過ヲ謝シテ、ソノ事暫ク止ミタリ。余ソノ事ヲ知ルト

雖モ、徒黨甚多キニヨリ、隱忍シテ漏ラサス。竊ニ叔父及三松靜壽、森成作、澄川造酒右衛門、和田一平、岡研介、兒玉茂等ト相議シ、此ニ至ツテ、遂ニ之ヲ放ツテ塾ヲ出テシム。既ニシテ、三生皆豆田町ニ宿リ、人ニ託シテ自ラ罪ナクシテ誣ヒラレタルコトヲ訴フ。往復スルコト三四。遂ニ其ノ歸塾ヲ許サスシテ去レリ。三生既ニ去ツテ後ハ、塾風頗ル改マリ、數年ノ安靜無事ヲ得タリ。普教ハ高田ノ産ニシテ、金谷弗水ヨリ伯父ニ託シテ、余カカ門ニ入りタリ。故ニ伯父母之ヲ視ルコト甚厚シ。且ソノ過二子ニ比スレハ較輕シ。故ニ數年ノ後、之ヲ赦シテ再ヒ塾ニ入ラシメ、又數年ヲ經タリ。金苗箕浦二生モ、後年ニ至リ、對面ヲハ許セシカトモ、塾ニ居ルコトハナカリシナリ。〔同書卷二十二、二八一—二八二頁〕

といふ出來事もあれば、

余樓上ニ在リシニ、東塾ニ啼叫フ聲アリ。極メテ劇シ。余以爲ヘラク諸生紛争スルモノナリ、怪ムニ足ラスト。既ニシテ先考ノ聲アリ。如レ是大變ニ、求馬ハ何方ニアリヤト。余驚イテ走り行イテ見シニ、啼ク者ハ維八ナリ。其面ヨリ鮮血淋漓トシテ、衣襟ヲ浸セリ。豊前僧了明刀ヲ以テ切りタルナリトソ。其故ヲ詳ニスルニ、戲謔ヨリ起リシナリ。維八ハ家ニ歸シテ療養セシニ、其瘡深キニアラス、速ニ癒エタリ。然レトモ、目ノ下ニ些ノ痕ヲ餘セリ。了明ハ破門セ

リ。塾ニ於テ、刀ヲ拔キ人ヲ傷クルコト、從來ナキコトナリ。後ノ戒トスヘキコトナル故ニ之ヲ録ス。「同上、二八八頁」

といふやうな騒ぎもあつた。然し淡窓をして最も苦惱せしめた所のは、代官所との関係、就中咸宜園の内容に對して加へられたる代官よりの干涉が、次第に露骨となつて來たこと、これである。

これより先、文化六年淡窓四十二歳の時、弟謙吉を以て義嗣となし、將來家業を繼がせることにした。謙吉は旭莊と號し、十歳頃から淡窓に従つて業を受け、この時は十七歳で既に塾頭になつてゐたのであるが、淡窓に子が無かつたから、これをしてその後を承けしめようといふのが、父桃秋の切望であり、その上、この繼承の決定には代官の息も亦掛かつてゐたのは、次の記事を見ても判る。

十三日、始テ謙吉ヲ以テ義嗣トシ、之ヲ官府ニ乞フテ、其許シヲ得、遂ニ之ヲ携ヘテ、府ニ至リ、明府ニ謁見セリ。謙吉ハ始メテ桂林園ヲ建テタル歳生レタリ。余ヨリ若キコト二十五歳ニテ、今年十七歳ナリ。十歳頃ヨリ、余ニ從ツテ業ヲ受ク。益多去ツテ後ハ、塾生ノ冠タリ。近コロ明府先考ニ問ウテ、謙吉ハ何ニ仕立ツル存念ニヤト仰セケルニ、先考對ヘテ、彼レ幼ヨ

リ儒術ニ從事シ、餘念ナシ。求馬子ナシ。愚意彼ヲシテ兄ノ業ヲ嗣カシメンコトヲ願フ所ナリト。明府曰ハク、然ラハ速ニ其名ヲ正スヘシトテ、終ニ命アリテ、養子ニ致スヘキ由、願書ヲ捧ケシメ、而後之ヲ許可アリシナリ。「同書卷二十二、二八七頁」

淡窓は深く心に感ずる所があり、謙吉をして塾舎の管理を見習はしむると同時に、これを一轉機として自己の改勵更新に入らんと決心し、益々學問徳行の精進に勤しんだのである。思へば、幼より穎悟、苗にして既に秀でたる彼が、生活の必要上、弱冠にして早くも人の師となり、然も學塾の經營、後進の誘掖に於て、嶄然として頭角を現はし、他の追隨を許さざる一大成功を收め得たのである。普通の人であつたなら、恐らくこの成功の悦びに安易の胸を撫でて、ひたすら學塾經營の上に守成の一路を辿つたであらうが、淡窓にあつては決してさうではなかつたのである。これを好機に奮勵一番、更に修養蘊蓄の途上に躍進せんとした、この初老教育家の颯爽たる意氣を見よ。いかに彼が、どこまでも篤學研鑽の人であつたかを想見せしむるに充分であるのみならず、それは又、身を以て學習に即した意氣の教育を施したる彼に最も適はしい行實ではないか。この點に於て淡窓の生涯は、凡そ人の師となれば動もすると小成に安んぜんとし易き吾等教育者に向つて、眞に好箇の教訓を與へるものと言ふべく、斯うした意味に於ても、淡窓こそ、吾等の

景仰すべき模範であらう。そして吾等が今日、淡窓の學說思想を窺ふに足るべきその文筆上の述
作業績は、概ねこの頃より後に纏まつたものであつて、即ち文政七年三月に先づ自新録が脱稿した。

十九日、所著自新録脱稿セリ。凡二千八百言ナリ。四月ニ至ツテ續編成ル。字數大抵相同
シ。初余十八歳ノ時、袁了凡カ陰騭錄ノ旨ニ因ツテ、一萬善ヲ行ハント誓ヘリ。然レトモ、其
事果サス。其他行事モ亦悔ユヘキ事多シ。故ニ斯ニ至ツテ、改勵ノ志ヲ發ス。且ツ前ニノベシ
如ク、今年ハ厄年ニ當レリ。故ニ行事ヲ修シテ、天災ヲ消センコトヲ默禱セリ。果シテ明年ニ
至リ、禍難ニ遇ヘリ。〔同書卷二十三、二九九頁〕

この引用文の最後の段に言つてゐる如く、翌八年の夏には前に挙げたる如く、三人の塾生が相
踵いで死没して、淡窓は、憂鬱の餘り病大に發して伏蓐數月に及んだ。彼自らもこれを中年厄運
と記してゐるが、翌九年の春に至つて漸く輕快となつたのである。彼は當時を回想して、「若シ此
時ニ死セハ、一生ノ事業成就スル所、今ノ半ニ及フコト能ハス。死後又一人ノ知ル者モナカルヘ
シ。嗚呼、天地神明佑護ノ恩、親戚朋友看侍ノ力、豈少シモ忘ルヘケンヤ。是ヨリ以後ハ、再生
ノ身ナリ。務メテ功德ヲ修シ、上ハ天地神明ノ恩ヲ報シ、下ハ親戚世人ノ力ニ報スルコトヲ思ハ
スハアルヘカラス。」〔懷舊樓筆記卷二十五、三一六頁〕と記してゐる。然し餘患猶未だ去らず、

寢たり起きたりの姿で數年間は、已むなく湯藥と筆硯とに併せ親しんだのである。斯かる間にそ
の敬天説がほゞ纏まつたのであるが、後改めて約言と題し、文政十一年の夏に至つて脱稿した。
實に淡窓四十七歳の時である。翌春の元旦には、その稿本を聖像に供へ、次の一絶を賦してゐ
る。

誦章記誦事何繁、

堅白異同爭立門、

一部約言緣底事、

中心唯報聖人恩。

それから後、天保二年五十歳の時に約言或問が出来た。これは國字を以て綴られてゐる。天保
七年五十五歳にして遠思樓詩集の校定が成り、又塾生の爲に前定録及び儉奢考の兩篇を草し、天
保九年五十七歳には析玄が略脱稿し、同十一年五十九歳には迂言が脱稿した。

これより先、文政十三年淡窓四十九歳の時、義嗣旭莊が二十四歳に達したので、愈々家業をこ
れに傳ふるの議を決して、これを實行したのであるが、その時書いて與へた「謙言へ申聞候事」
と題する戒告書は、十二個條より成り、情理洵に懇到、學塾經營者としての淡窓の風格を偲ぶに
足るものであるが、就中その第九條は、教育的考慮の紙上に躍如たるものがあるから、前掲夜雨
寮筆記中の文と、趣旨に於て多少重複せる所あるに拘らず、その全文を左に掲げる。

儒家の門人は僧家の檀越同様に候。檀越歸依なく而は寺は難ニ相立候。但檀越は公儀にも通り候物に而容易に離檀致候儀は出來兼候得共、儒家門人はソレと違ひ、朝ニ來り暮ニ去ルモ心次第に候間別してあしらひ難き物に候。又仕方宜き時は繁昌致も易候。因而門人の歸依第一の心掛に候。但し我等門人の育方は他家とは大本の趣向違ひ候。其處ヲ兼てより承知致置可申候。凡諸生は皆少年英氣の徒に而桀驁ニシテ難ニ制、動スレバ事を引出して師家の難題に成候儀有レ之候。大學校に而さへ殺害の變アリ。況ヤ其他の場所ヲヤ。我等教授の初年より其處を深く心遣致候ニ付、凡惡事の出來るべき根源を推躬して、其處に嚴禁を設て之を制す。其大意者英氣を消し圭角ヲ除キ柔弱にして律令に従はしむるを主とす。扨禁を嚴にするからは、禁外の事は如何様に致候而も一切差許し置候。是は一張一弛の道理也。夫故二十年來安然無事にして争鬭淫佚ノ變ナキ事我門に過る處なし。雖然其弊風に至り而は人心苟且偷惰ニシテ振はず、頑鈍ニシテ好利、免て無耻、禮儀作法甚等閑にして世上よりの見場惡敷候。其方兼々弊風ヲ改メ候存念有レ之由、至極尤なる心付に候。但其思立に候はゞ禮儀ヲ詳ニシテ法律ヲ略シ、教化ヲ先ニシテ賞罰ヲ後ニシ、口ヲ以て不教、身ヲ以て教へ、月日を経て自然ト人の化する様に可致候。師に孔子の徳なく而は弟子にも顔閔の行は難責候。若法度禁令ヲ以て人を板挟みに

に致し、或は苛責ノ辭ヲ繁して急ニ直サント致候はゞ、俄に窮屈ニ成ルヲ迷惑致し門人大半離散可致候。凡禁令ノ峻急ナルト苛責ノ繁多ナルトハ、奴婢にても難堪モノ也。況や門人ニ於テヤ。兎角忠アリテ恕ナクテハ人ハ歸服セヌ物也。三思すべき事也。又我等儀不才無能ニシテ世間の事一も人並に勤り不申候へ共、教授の儀は二十年來心を碎キ候に付手覺へ候處も有レ之、門下も他方よりは繁盛に候。大抵我等日々相勤候講釋會讀詩文の添削等の儀、自身の力ヲ用候分者格別多き事は無レ之、大方門人任セニ致候間、外人より見候得へば餘程閑暇に相見え候得共、人の心付無レ之處に工夫ヲ勞候。凡席序ノ法、課程ノ法、試業ノ法、一切ノ規約等何れも二十年來の工夫ヲ以て或ハ増減シ或は改革致置候。其内ニモ仕損じ候事も毎々有レ之候。夫故當時に至り而は大抵の事は人に任せ置候而も相濟候は、ヂバン能固リ居候故に而候。喩は人自鳴鐘の撃タズニ鳴るは致ニ承知候得共、内に六ヶ敷カラクリの有レ之は、外よりは見へ不申類に而候。自今以後其方に任に代り候に付而は其心得可有レ之候。講釋會讀杯我等が改ル分ヲ其通に勤候而も心の用方親切に無レ之候而は行届不申候。凡諸生の人品一樣ならず。才子アリ不才子アリ。富生アリ貧生アリ。長者アリ幼者アリ。勤者アリ惰者アリ。塾生アリ外來生アリ。其人によりて其望不レ同。夫故に規約課程ノ類ヲ定むるに、彼に便ナレば此に不便ナリ。右ニ

喜ぶ者アレバ左ニ怨ル者アリ。扱も面倒なる物に候。我等存念に而は、人を餘サズ洩サズ引入候積りニ付、一事ヲ始メ一令ヲ出スにも、必前後左右を考へ候間、其内には迂曲ニシテ捷直ナラズ、參差ニシテ齊整ナラヌ事多く候。其事情は自己の心底に含み候迄にて口には難ニ申出候。若左様の處に貪着なく、唯理の當然を以て一概なる取計を致候はゞ、當分は何事も明白齊整ニシテ立派ニ見ユレトモ、次第二人數減省シテ門下の元氣索然となるべし。班超か水清無大魚と申せし事大に心得ニナル語也。又凌雲臺の風に隨て搖動セシ間は年久敷恙ナカリシニ、大木ヲ加て動カヌ様に致候處、程ナク傾頹セシコト杯相似タル事情也。大意其方我等に代り候て三四年ノ間は禁令は可レ減不レ可レ増。課業は可レ増不レ可レ減。如レ是に致候はゞ門下の人心驕虞として日ヲ追て繁盛シ世上にも人望可レ生也。世間ニ名儒多ト雖モ、何レモ面倒なる事ヲ嫌ひ門人の世話行届不レ甲。夫故門下モ繁盛不レ致候。是は官祿アル人に候間、其分に而相濟申候。我等其方は門人の力ヲ以て妻子を養候得ば第一の天職なり。努々龜略に不レ可レ存候。右の當り其方にも心付キ有レ之事ながら婆心難レ止に付申聞候。「謙吉へ申聞候事、第八項」廣瀬家の代官所に對する關係は、既に父祖の代よりのことであるが、代官も頻繁に交迭し、その人と爲りと方針とによりて親疎の度も色々であつた。鹽谷代官は自ら咸宜園の保護者を以て任

じ、且淡窓を配下に招致せんと欲し、文政二年九月淡窓の父を通して次の意を傳へしめた。「方今文明ノ化盛ニ行ハレ、大阪長崎ヲ始メトシテ、諸ノ州縣ニ、學校ヲ設クル所多シ。故ニ此縣ニモ、亦學校ヲ興サント思フナリ。此事汝ニ非レハ、共ニ議スヘキ者ナシ。因テ思フニ、暫ク汝ヲ屈シテ、我家臣ノ列ニ從ハシメンコトヲ欲スルナリ。然レハ、幾度相招クト雖モ、義ニ於テ害ナキニ似タリ。我固ヨリ寄寓ノ客ナレハ、汝ノ終身ヲ託スヘキ者ニアラス。我時ヲ見テ、學校ノ事ヲ公朝ニ申シ達シ、且又汝ノ姓名ヲモ通達シテ、學校ヲ主ラシメント思フナリ。身此地ニ在ツテ、名ヲ公朝ニ達スルコト、是モ亦一美事ナリ。今之ヲ汝ノ父ニ謀リシニ、父既ニ我ト同意セリ。此上ハ、汝ノ存念ヲ聞カント欲スルナリ。」〔懷舊樓筆記卷二十、二四七—二四八頁〕といふのである。淡窓元と隱君子を以て居り、且鹽谷代官の人と爲りを好まず、頗る躊躇したのであるが、父は勿論伯父の勧めもあり、遂に意を決して代官所に到り代官に相見し、かくて用人格に準ぜられ、尋いで陰徳倉と稱する貯米賑民の仕事にも參劃したのである。文政六年義嗣定立の際に於ける代官の容嘴は前に既に述べた所であるが、文政十三年淡窓が退隱して旭莊が塾主となるに及んで、その干涉の手は、遂に咸宜園の内容の上にもまでも延びて來たのである。

二十八日〔天保二年四月〕、家難起レリ。是ヨリ先、明府命アリ。我塾ノ月旦評ヲ彼ノ方ニ奉

ラシム。既ニシテ分職ノ榜アルコトヲ知り、又之ヲ奉ラシム。榜ニノスル所、前月ハ茂知藏句讀師トナリ、級第三ニアリ。本月使令トナリ、級第五ニ居レリ。三吉郎四五級ノ中ニ居タリシカ、句讀師トナリ、三級ニ列ス。分職ノ級ハ、少キヲ以テ貴シトス。本高下ナシ。時ニ從ツテ上下ス。月旦ノ進ムコトアツテ退クコトナキハ、事體大ニ異ナリ。然ルニ、明府思ヘラク、三吉郎ハ元占ノ子ナリ。故ニ功ナケレトモ之ヲ進ム。茂知藏ハ、無告ノ者ナリ。故ニ罪ナケレトモ、之ヲ黜ケタリト。大ニ怒リテ、府中ノ子弟來リ學ヒシ者ヲ、盡ク呼返サル。於是父子門ヲ閉シテ自ラセメ、丸屋幸右衛門ニ託シテ罪ヲ謝ス。諸弟皆朝暮トナク、相會シテ事ヲ議ス。五月四日ニ及ンテ、其事略解ケタリ。時ニ予病アリ。夜中輿ニ乘リテ、官府ニ至リ、増田、服部、長谷部三子ノ宅ニ往イテ謝ス。又幸右衛門ガ家ニモ往ケリ。

予今春退隱セシ後、暫クアリテ、明府心ニ疑ハレケルハ、求馬謙吉ヲ子トスルコト、内ハ父ノ意ニ出テ、外ハ我命ニヨレリ。本人心底、果シテ之ヲ願フヤ、計リ難シ。今謙吉若年ナルニ、塾生ヲ託シテ、己レハ閑居スルコト、一身ノ安逸ヲ謀ツテ、子孫ノ爲ニスルノ慮ナキニ似タリ。サモアラバアレ、我謙吉ヲ導イテ、塾ヲ治メシメ、彼ヲシテ父ニ超ユル稱アラシメントテ、乃チ僚屬及市中ノ官ニ出入スル者ニ命アリ。以後謙吉ヲ視ルコト、求馬同様ニスヘシ。若

シ之ヲ輕スル者アラハ、曲事タルヘシト。是ニ於テ、塾ノ月旦規約ノ類、仔細ニ檢閲シテ、己ガ意ヲ以テ改革セラル。是レ塾政攪亂セラル、ノ始マリナリ。既ニシテ、謙吉カ爲ス所、其意ニ合ハサルコト多シ。是ニ於テ、憤怒ヲ發シ、譴責屢作ル。是レ官府ノ災難作ルノ始ナリ。〔懷舊樓筆記卷三十、三九〇—三九一頁〕

二十六日〔天保三年九月〕、月旦評ヲ改ムルニ因ツテ、謙三、龍市七級下ヲ加ヘタリ。初メ月旦ノ階級ヲ設クルコト、成章舎ニ於テス。唯四階アル耳。其後漸々加増シテ、八階ニ至リ、無級ヲ合シテ九階トス。昇進スル者、大抵六級ニ至ツテ止マレリ。其中ニテ、益多七級ニ至リ、謙吉八級ニ至ル。六級ヲ越ユル者、二人ノミナリ。是ニ至ツテ、始メテ七級ニ昇ル者アリ。明府之ヲ聞イテ、門生ニ益多以後ノ才子ヲ得タルコトヲ賀シテ、賀酒ヲ贈リ玉ヘリ。〔同上、四一三頁〕

兩三年來、試業ノ法ヲ立テタリ。其審ナルコトハ、筆紙ニ盡シ難シ。其法幾度モ變革セシカ、今年ニ至リ、略定マリタリ。即今日準用スル所ナリ。七級昇進ノ者アルコト、人才前ニ加ハルニ非レトモ、此法アルニ因リ、自然ト此ニ至レリ。試業ノ設ケ、其弊ナキニハ非レトモ、先ヅ當時ニ於テハ、有益ノコトナルベシ。猶又時ニ隨ツテ修補スヘキ者ナリ。〔同上〕

九日〔天保四年一月〕久兵衛來ツテ、府君ノ命ヲ傳ヘタリ。大意、予塾政ヲ謙吉ニ傳ヘシヨリ、門人減省ス。再出テ門人ノコトヲ治ムヘシトナリ。十日、塾ニ難アリ。龍甫、眞道相爭ツテ平カズ。謙吉來ツテ之ヲ諮詢セリ。十一日、謙吉ト共ニ門生五十餘人ヲ引イテ、官府ニ至ツテ賀ス。府君相見。禮畢リテ後又予ヲ引イテ、重ネテ九日ノ旨ヲ命セラル。〔同上、四二二頁〕

二十九日、官府ノ難作レリ。予ガ病中ニ當ツテ、府君謙吉ヲ召サレテ、月旦評其宜シキヲ得ザルニ由ツテ、之ヲ改メシム。謙吉命ヲ奉シテ歸リ、之ヲ改作り、府ニ至ツテ覽ヲ乞フ。府君見玉フニ、其旨ニ叶ハサルコト多シ。於是茂知藏ヲ召返ス。其他府中ヨリ來ル者、之ヲ見テ、皆退イテ其家ニ歸ル。猶辛卯四月ノ例ノ如シ。予ガ家、戸ヲ閉チテ業ヲ廢シ、人ニ托シテ罪ヲ謝ス。初高木風水ニ托シ、後三松順平ト善三郎トニ托セリ。時ニ服部權六疾ヲ以テ家ニ在リ。故ニ事遷延シテ果サス。時ニ久兵衛、仲平皆公事ニヨツテ筑前ニアリ。予ガ難ヲ聞イテ、仲平歸ツテ之ヲ省ス。一宿ニシテ去レリ。既ニシテ増田良作筑前ニ在リシカ、歸來レリ。鐵之助之ニ托シテ請ヒシカ、事漸ク平キ、茂知藏其他ノ者モ、亦歸塾セリ。〔同上、四二三頁〕

初メ龍甫、眞道塾ニ於テ訟ヲ構ヘシニ、其事解クルコトヲ得タリ。時ニ謙三都講タリ。正月ノ末、謙三郷ニ歸ル。二子又爭ヲ發ス。宗仙、龍信、正純カ輩、居間シテ事略解ケタリ。其實

ハ末々釋然タラス。時ニ予病牀ニアリ。官府ト塾トニ難交作ル。謙吉數々病牀ニ來ツテ諮詢セリ。〔同上〕

謙吉二月ノ月旦評ヲ造リテ官府ニ奉レリ。其昇進舊例ニ從ハズ。大抵府君ノ意ヨリ出ツル者、半ニ居レリ。於是事平キタリ。予退隱ノ後モ、月旦ハ自ラ之ヲ造リシカ、此後ハ謙吉ニ委ネタリ。予此法ヲ始メテ、殆ト三十年ニ近シ。其法、孔明ノ所謂、予心如秤、不能爲人作輕重ト云フヲ師トセリ。是ヲ以テ衆人ノ心ヲ服シ、策勵ノ具トナリ、門下ノ人モ自ラ繁殖セシガ、此ニ至ツテ、明府愛憎ノ私ニ奪ハレ、舊法ヲ失ヒシコト、歎息スルニ餘アリ。〔同上、四二四頁〕

八日〔三月〕塾ニ於テ、上等ト中下等ノ諸生ト、爭訟ノ事起レリ。中下等ノ巨魁タル者、和一郎、勇哲、文山、世珉、掌珠カ輩ナリ。謙吉來請ニ因ツテ、勇哲ヲ呼ンテ、之ヲ諭セトモ、從ハス。仲平、彌六カ輩、皆來ツテ事ヲ謀レリ。十日、久兵衛モ亦來謀ル。十一日ニ至リ、和議遂ニ調ハス。和一郎、勇哲、文山去ツテ豊前ニ往ク。世珉、掌珠モ亦離散セリ。十二日ニ至リ、袋屋要六來ツテ居間シ、和一郎等カ爲ニ、過ヲ謝シ、事遂ニ解ケテ、諸子皆歸塾セリ。

廿八日、官府ノ難起レリ。謙吉月旦評ヲ奉リシ所、府君ノ意ニ協ハサル由ナリ。余謙吉來眞

ト府ニ至リ、其事ヲ陳謝セシニ、府君人ヲ以テ月且私アルコト數條ヲ責メラル。是ニ於テ、家ニ歸リ、是ヲ改メ作りテ奉レリ。其中一事ヲ擧クレバ、重三郎三級下、進メテ三級上トナス。谷藏二級上、黜ケテ二級下トナセリ。是府君ノ旨ヲ奉スル者ナリ。時ニ重三郎カ父良作、君寵ヲ得タリ。谷藏カ父衆助、君意ヲ失ヘリ。事ノ源、其所ヨリ發スル者ナリ。此日又仙吾、顯赫、元章、凌雲、四子ノ罪ヲ處置シタリ。此輩約ヲ犯スコト、毎々ナリ。誠ニ化シ難キ者ナリ。仙吾ハ官府織田氏ノ紹介ヲ假レリ。故ニ織田ニ謀リテ、罰ヲ施セリ。何レモ擯出ニハ至ラス。惡生官威ヲ假ル者、誠ニ門下ノ孟賊ナリ。其後仙吾、元章、泰藏又約ヲ犯スニ因ツテ、遂ニ之ヲ擯出セリ。〔同上、四二七頁〕

廿八日、茂知藏加級スルニ因ツテ、明府ヨリ酒肴ヲ賜ハレリ。茂知藏例ニ於テ、未ダ進ムコトヲ得ス。明府ノ旨ニ因ツテ之ヲ進メタリ。塾法ノ頽壞スル所以ナリ。嘆スヘシ。〔同上、四二八頁〕

余謙吉ニ代ツテ、儉約ヲ勸ムルノ說ヲ作レリ。邦言ヲ以テ綴レリ。塾生費用過多ナルニ因ツテ之ヲ戒メンカ爲ナリ。上ニ謙吉カ名ヲ題シタリ。來真之ヲ官府ニ携ヘ往キ、明府ノ覽ニ入レシニ、大ニ其旨ニ逆ヒ、責讓ノ說、頻ニ起レリ。久兵衛ヨリ増田良作ニ托シテ、過ヲ謝シ、事稍

ニシテ解クコトヲ得タリ。事情ヲ尋ヌルニ、一ハ明府修靡ヲ好ミ、儉約ヲ喜ヒ玉ハス。二ハ、

邦言ノ文、自ラ得意トシ玉フ所ナリ。故ニ他人ノ文ヲ見テ、妬心アルナリ。〔同書、四三八頁〕

二十六日、始メテ課程通考ト云フモノヲ作レリ。月且評府君ノ命アルニ因ツテ、公平ヲ得ズ。勤惰位ヲカヘ、利鈍倒ニ處レリ。故ニ私ニ此設ヲナシテ、其實ヲ考ヘテ差等ヲナセリ。然レトモ、私塾ノ設ケ、縣府ノ公ニ勝ツコトヲ得ス。徒ニ心ヲ勞セシ而已ナリ。二十九日、府君ヨリ塾式二卷ヲ制シテ、謙吉ニ賜ハル。舊法ヲ全ク變シ盡サンカ爲ナリ。〔同書、四四四頁〕

廿二日、官府ノ難起ル。初明府從弟僧眞道カ事ヲ聞キ玉ヒ、之ヲ召シテ相見アリ。自ラ命シテノ玉フハ、老父家ニ在リ、其命ヲ待タスシテ、出家スルコト、道ニ叶ハス、還俗スヘシトテ、席上ニテ、魚肉ヲ賜ハリ、之ヲ食フヘシトナリ。眞道辭シテ命ニ從ハス。此ニ於テ又命シ玉フハ、家世々淨土宗ナリ、出家スルコトナラハ、禪ヲ改メテ淨土ニ歸スヘシトナリ。眞道之モ命ニ從ハス。此ヨリシテ旨ニ忤ヒ、謙吉ニ命シ玉フハ、彼既ニ佛門ニ入レリ、久シク儒者ノ家ニ留メテ益ナシ。亟ニ塾ヲ立去リ、佛門ノ師ニ從ハシムヘシト。謙吉命ヲ奉スルト雖モ、遷延シテ果サス。其後府君其留ツテ塾ニアルコトヲ聞キ玉ヒ、遂ニ怒ヲ發シ玉ヘリ。此日眞道ヲ逐ウテ塾ヲ去ラシメ、予カ家、門ヲ閉シ、業ヲ廢シ、諸塾遏密セリ。廿三日、予自ラ三松順平ガ家

ニ至リ、之ニ托シテ罪ヲ謝ス。久兵衛又竊ニ服部氏ニ至リ陳謝ス。服部ノ請ニ因ツテ、事始メテ解クコトヲ得タリ。〔同上、四四四―四四五頁〕

廿一日、初メ官府ヨリ塾政變改アリシヨリ、舊法盡ク廢シ、人心洶々トシテ、事ヲ事トスルモノナシ。此日入室ノ徒數輩ヲ招キ、我ガ旨ヲ諭シ、災厄ニ逢フト雖モ、志ヲ墜サス、自ラ勵ムヘキコトヲ申シ諭シ、私ニ社ヲ結ヒ、出精スヘキコトヲ托シタリ。諸人其旨ヲ領ス。此日宗仙長トナリ、五人志ヲ同シウシ、事ヲ約シ、社ヲ結ヘリ。號シテ日新社ト云フ。廿二日、廻瀾社起ル。來眞長トナル。一社四人ナリ。廿四日、必端社起ル。勳平長トナル。同盟四人ナリ。三省社起ル。龍信長トナル。一社八人ナリ。〔同上、四四六頁〕

二十六日〔十一月〕課程通考ヲ作ルコトヲ廢シタリ。大本既ニ亂レタレハ、此舉アリテモ、盃水ノ車火ヲ救フコト能ハサルカ如シ。且看侍以來、教導力ヲ用フルコト能ハス、百度廢壞セリ。故ニ之ヲ廢ス。天若シ文運ヲ絶タスンハ、他日ヲ待ツテ、再興ノ舉アルヘキノミ。〔同上、四五―四六一頁〕

廿四日〔天保六年一月〕、近年官府ノ災難頻リニ起リ、塾生衰微スルニヨリ、其機ヲ轉センコトヲ思フ。因ツテ祖先神位ノ前ニ於テ箴ヲ設ケタリ。遇_三豚_{三三三}之_三同人_{三三三}日_{三三}ハク、_三逐尾_三厲、

勿_レ用_レ有_レ攸_レ往。象曰、逐尾之厲、不_レ往何災。此言ニ因レハ、當時安ニ動クヘカラス。動かスンハ災モ追ツテ消スヘキノ象アルナリ。因ツテ其詞ヲ以テ、志ヲ定メタリ。〔同上、四五―四五六頁〕

此日〔三月二十六日〕僧來眞藝州ヨリ至レリ。初メ前月ニ當リ、府君ヨリ命アリ。塾ノ都講、其人ナキノヨリ、來眞ヲ招クヘシトナリ。因ツテ前月二十三日、雄悅ヲ使トシテ、彼ノ地ニ赴カシム。此ニ至ツテ遂ニコレヲ迎ヘ來レリ。予塾ヲ開キシヨリ三十年。末タ嘗テ人ヲ地方ヨリ招キヨセテ、塾ヲ治メシメタルコトナシ。且彼人得カタキノ才器アルニモアラス。是全ク府君愛憎ノ私ヨリ出テタルコトナリ。〔同上、四五六―四五七頁〕

以上を通覽すると、淡窓が家業を旭莊に譲つて退隱して、湯藥と文筆とに親んだ六年間は、決して靜養靜思の歲月で無かつた許りか、實は代官の壓制と門下の軋轢との交錯紛糾に悩んだ焦心勞思の六年間であつたのである。そして「私塾ノ設ケ、縣府ノ公ニ勝ツコトヲ得ス。」と歎じ、「天若シ文運ヲ絶タスンハ、他日ヲ待ツテ、再興ノ舉アルヘキノミ。」と長大息し、遂には祖先神位の前に箴を設け、その罫に頼よつて辛うじて諦めをつけたといふ、この印象深い記事に想到すれば、私も亦覺えず悲憤の涙を唆られるのである。自分が建てた學塾に於て自分が教へた子弟の學業成

績に對して加へたる評定が、官憲者の一片愛憎の私によつて漫りに改竄せられ、果てはその三十年來慘憺經營の塾法までも、根本的に變革せられ去るが如きことは、今日に於ては到底想像だになし得られざる所であるが、然しそれは實際に起つた事實であつたのである。人は往々、徳川時代學塾の長所美點を擧げ、そこでは師匠の人格的教育、教育的感化が何の故障もなく極めて不羈に、全然自由に行はれたことを説いて、今日の教育は種々の規制の爲に拘束を受けて、成績が却つて充分に擧げ難いなど論じて、徒らに往時の教育を羨むが如き言説を聞くことがある。けれども、これは所謂楯の一面を觀たものに過ぎない。徳川時代の私塾には、亦當時に免かれ難かつた様々の故障や事情もあつて、偉大なる教育家といへども、それ相當に仲々の苦心を重ねたものである。我が淡窓の如きも亦、確にその例に漏れなかつたのであるが、然も克く堅忍自重、奮闘持久、遂に後世に羨まれる程の、いな驚かれる程の、感化と功業とを貽したのである。教育事業が堅忍耐久を不可缺の要件とする事業であることは、今に始まつたことではなく、昔からもさうである。いな往時に於ては、それが一層必須であつたのである。然も堅忍耐久は遂に勝利を齎らすものであつて、淡窓も亦、受難時代の咸宜園に如實にその適例を示してゐる。天保六年に鹽谷大太郎が幕府に召喚せられて、寺西藏太が代つて代官となり、かくて干渉壓迫の魔手は始めて拂ひ

除けられたのである。尋いで塾主旭莊も亦、修學の爲に遠遊を決行することゝなつたので、淡窓は茲に再び塾政を取るに至つた。時にその歳五十有六。この頃の咸宜園は多年攪亂の後を承け、加ふるに次の如き理由もあつて、その塾運は實に衰微の極に達してゐたのである。

在塾生合シテ二十八人ナリ。十二年前、塾生百十三人ニ及ヒシコト尤モ盛ナリトス。其事已ニ前出セリ。其後大病ヲ得テ生徒離散シ、且又近國ニ門戸ヲ張ル者、競ヒ起ルニ因テ、在塾ノ者減省セリ。然レトモ、塾生多キ時ニ、七八十人、少ナキモ亦三四十人ナリ。三十人ヨリ減スルコト、十四五年來ナキコト也。故ニ之ヲ録セリ。今年俄ニ衰ヘシハ、世上ノ流言ニ由レリ。今夏謙吉東遊スルニ由ツテ、遂ニ其ノ説ヲ構ヘテ曰ク、小廣ハ已ニ去レリ。大廣ハ老病ニテ、少シノ業ヲモ講セス。塾生一人モ存スル者ナシト。人多ク其言ヲ信シテ、來リ學フ者ナシ。是皆他邦ノ儒先、我門ヲ傾ケンカ爲メノ奸計ナリ。加フルニ、今秋大凶年。入學ノ者モ、是カ爲ニ困メラレテ、遠遊スルコト能ハス。塾生益衰ヘタリ。〔同書卷三十六、四八三頁〕

斯かる非運に直面しながら、淡窓は意氣を鼓舞して奮勵事に當たり、先づ塾生の爲を計つて、前定録、檢修考の二書を編んだ。前者は、塾生資財の有無を檢せんが爲であり、後者は、月末に至つて費用の多少を閱するものであり、孰れも、これ等によつて適宜の指導を與へ、應急の處置を

取つたものであらう。「二ツノモノ、塾政の要務ナリ。此時ヨリ始メテ、後年モ從ヒ用ヒタリ。」
と言つてゐる。他方、淡窓は塾生の爲に、自ら米を筑後から糶して彼等の經濟を助け、又丙申改
正規約を制し、更に告諭の文を草して門下に示すなど、大に更張を謀つたのであるが、如何せん
時恰も天保の大饑饉に際會して、一般に修學者は甚だ少なく、淡窓が渾身の努力も時勢の不況に
は打勝ち難く、纔に塾生の若干を増加し得たのみであつた。加ふるに又病に罹り、これを助けん
が爲に江戸から歸つた旭莊が、淡窓の病癒ゆると共に又大阪に赴く等のこともあり、學塾の復大
に振ふに至るまでには、尙忍苦の數年を閲せざるを得なかつたのである。然し、天保九年十一月
二十六日に月旦評を作つた際には、大阪で旭莊が開いてゐた塾の門生二十五人をもその中に入れ、
兩方の月旦を合せて一とし、以て彼此の門生を勵ますこととしたのであるから、これは見方によ
つては、堀田村の咸宜園が大阪の町に分校を有つたものとも認められる。翌十年三月二十六日に
至り、淡窓は月旦の階級を改制して、これを十階に分つこととした。從來は無級の上に八級があり、
その上が七級・六級といふやうに合計九級であつたが、この度の改制に於ては、一階を新に加へ
て無級の上を九級に分け、合せて十階としたのであつて、「三十年ノ舊法、是ニ至ツテ一變シ、コ
レヨリ以後永制」となつたのである。又翌十年九月二十一日に至つて、更に月旦評に於て始めて

眞・權の二法を立てた。以前からも、上等の諸生にあつては、専ら試業によつて階級を進めてゐ
たのであるが、眞・權の二法といふは、その階級毎に課程を別けて、讀書若干、詩文若干と定め、
そして「加級スト雖モ、課程滿タサルヲ權トシ、滿ツルヲ眞ト」したのである。隨つて「課程多
ク滯ル者ハ、二權三權等ノ目」もある譯である。これは上等の部に就てであるが、中等・下等
部にあつても、會讀・輪讀等の外に、その句讀を檢閲して、やはり眞・權を立てたのである。こ
れは、縦の階級と同時に、横に科目の彙別をも設定したものであつて、確に一段の進歩である。
思へば、淡窓が教育的創意の結晶たる月旦評、然も無理會な代官の執拗極まる干渉と制肘の爲に、
久しくその運用を阻まれてゐた月旦評が、今や、完全にその創始者の手にまで回收せられたのみ
ならず、更に改善せられて、一層進んだものと成つて活用せらるゝに至つたのであるから、淡窓
は茲に再び會心の笑みを湛へたに相違なからう。

斯かる間に、在塾生の數も月旦評に名を列する者の數と共に次第に増加して來た。獨り教授の
方面のみならず、諸職の精勤勵行及び塾舎の經濟方面に至つても亦、元より老練な淡窓の決して
等閑に附せざる所である。翌十二年五月十七日には、塾の爲に免役錢の法を立ててゐる。

初メ塾生病ニ託シテ職掌ヲ避クル者アリ。故ニ本病半病ノ別ヲ立ツ。服藥ヲ事トシ、且ツ學

業ヲ廢スルモノヲ本病トス。諸役ヲ免シ、飲食起居、心ニ任ス。服薬スト雖モ、廢業ニ至ラサル者ヲ半病トス。唯役ヲ免スルノミ。已ニシテ半病ニ託スル者多シ。此ニ於テ、免役錢ノ法ヲ設ク。其身業ヲ廢セスシテ、塾役ヲ辭スル者、一日ニ拾參錢ヲ主簿ニ入レテ、惣塾の費用ヲ補ヒタリ。〔同書、五六六頁〕

翌天保十三年、淡窓歳六十有一。本命即ち俗に所謂本卦還へりの齡に達したのである。その元旦試筆に

一家人意總歡然、

今歳方當本命年、

德業自茲須努力、

涓埃好是報蒼天。

と題した程で、老來益々努力奉公の念を固めたのである。この夏大村侯の招聘を受け、九月三日を以て家を發して肥前に向ひ、大村に入り、その藩費たる五教館に於て講義をなし、且諸生の業を講ずるを觀、滞在九十日に及んだ。その間に、五教館の爲に月旦評を設けたのである。この時又初めて長崎に遊んで、そのの聖堂をも觀た。この年の十二月十七日に至り、代官所から召出され、幕府の命を以て永世苗字帶刀を差許されたのである。その時、代官竹尾清右衛門の讀上げた文言は、

豊後國日田郡豆田町 久兵衛兄

廣 瀬 求 馬

右多年學業勵ミ、世上手廣ク教授致シソロニ付キ、苗字帶刀、永々差免ス。

右水野越前守殿、仰セ渡サレソロ段、井上備前守殿仰渡サレソロ間、之ヲ申シ渡ス。

寅十二月

といふのであつたが、この旌表に先ち、幕府よりの照會に應じて、七月に竹尾代官が老中水野越前守に提出した書付は、次の如くであつた。

廣瀬求馬身分御尋ニ付申上ソロ書付覺

廣 瀬 求 馬

寅六十一歳

右ノ者儀、私任陣屋元、豊後國日田郡豆田町元組頭三郎右衛門惣領ニテ、若年ノ砌ヨリ、學文ヲ好ミ、家業ハ弟久兵衛ニ相譲リ、其頃當所へ罷越居ソロ儒者、筑後國久留米浪人、松下新左衛門ト申ス者ノ門弟ニ相成、其後筑前國福岡儒者、龜井主水門人ニ罷成、同人方へ罷越居、數年學文仕、其後、右豆田町續日田郡堀田村へ住居致シ、文化二丑年、當人廿四歳ニテ、

教導ヲ存立ソロヨリ、九州筋ハ勿論、四國中國上方筋、其餘國々ヨリ、是マテ門人千八百人餘有之、平日在塾ノ弟子、百人内外、百五十人有餘ニ及ヒソロ儀モ有之。一體性質篤實ニテ、教導方厚ク心ヲ用ヒソロ者ニテ、諸國へ相知レ、高名ナル者ニ御座ソロ。尤入塾罷在リソロ士僧ノ弟子、多クソロニ付キ、帶刀ノ身分ニ無_ニ御座_テハ、教導方差支ヘソロ意味合モ、御座ソロ間、鹽谷大四郎在勤中、家來ノ積リ申付、其後引續キ、先支配寺西藏太、私方ニテモ、同様申付オキソロ。右求馬身分御尋ニ付、内々取調ソロ所、書面ノ通ニ御座ソロ。依_レ之此段申上ソロ。以上。

寅七月

竹尾清右衛門

この恩命は、當時儒者に對する彰旌として、眞に無上の光榮であつたことは言ふまでもなく、それが咸宜園の評判の上に好影響を及ぼしたことは、淡窓の滿悅する所であつた。彼が懷舊樓筆記翌年一月の條に、

謙吉初メテ浪華ニ遊ヒシヨリ、去年壬寅ニ至ルマテ七年。塾生大ニ減シ、一歳ニ入門スル者、五十人内外ニ過キス。今年ニ至ツテ、遽ニ九十人ニ及ヘリ。恩命ノコト、遠近ニ傳ヘ聞エシニヤ。又大村行キノコトモ、世上ノ聞エ宜キト思ハル。

在塾生合シテ九十一人アリ。謙吉東遊ノ後ハ、在塾五十人ニ盈タサリシカ、此ニ至ツテ初メテ盛ナリ。故ニ之ヲ録ス。予四十四歳、酉ノ年四月、塾生百十三人ニ至ル。其後此時ヲ以テサカンナリトス。但シ昔年ハ外塾スルモノ絶エテナカリシカ、今ハ多クナレリ。若シ内外塾ヲ通計セハ、百十餘人ニ及フナルヘシ。

と記してゐる。とにかく、再び塾政を取つてより拮据忍從七個年にして、茲に復隆盛の頂點に達したのである。謙遜な淡窓は、これを恩命の賚と考へてゐたが、實は門人千原鶴陽の批評してゐる如く、老來猶心血を灑いで塾政を改革したる淡窓躬らの努力の報酬でもある。

然も既に還曆を閲したる淡窓には、老後の塾計を立つることに於ても亦、その用意の頗る周匠なるものがあつた。さきに旭莊が、大阪に在つて一塾を開いてからは、時あつて日田との間を往反したけれども、長く日田に留まることが出来なかつた。旭莊東遊の後都講の職にあつたのが、高足矢野青村であるが、學業も優れ且極めて忠實に老淡窓を輔佐して門生を教導したから、この年九月二十六日の月旦評の時、評中からその名を除いて、これを特に都講の上に置き、且その旨を普ねく門人に告知せしめ、翌十五年七月代官所に請ひ、その許可を得て家を嗣がしめることにしたのである。青村は、これより廣瀬姓を冒して淡窓を助けてゐたのであるが、その後嘉永四年

に至り、淡窓七十歳に達して最後の退隱をなさんとするに當り、旭莊の子林外をして更に青村の後を承けしめることに定めたのである。これは後のことであるが、さて彰旌のことあてつからは、淡窓の聲名は益々高くなり、四方の學者の來り訪ふ者も頗る多く、常にこれ等の學者と會談歎語し、時には賦詩和韻して閑を鎖し、加ふるに門下の人材既に學名を成せる者も段々多くなり、大村侯よりは歳時使を以て音問があり、又青村を以て嗣と定めた年の九月には、府内侯の懇請を容れ、往いてその建學の業を助けた。かくて淡窓の晩年は、洵に賑やかなものであり、輝かしいものであり、安政三年十一月一日七十五歳の高齡を以て、かゝる足り満ちた燕居の裡に彼は病歿したのである。旭莊の大阪から歸着するのを待つて、同六日その葬儀を營み、遺骸を中城村の新兆長生園に歛めたが、この日會葬する者、當縣官府、各藩代表者、並びに知人門人緣故關係者等數千名の夥しきに達し、實に日田地方未曾有の盛儀であつた。その跡目に就ては、林外が既に二十一歳に達して、門生教授の任を完うするの學識を具へてゐ、且淡窓の甥で旭莊の實子でもあつたから、直にその後を繼ぐことゝなつたのである。老後の塾計に就て周到な考案を立てておいた淡窓は、歿後の墓計に就ても亦、その彌留の時から既にこれを考へてあつた。殊に彼は、平生から世間の墓碑の誌銘に皇張の言辭の多いのを視て、これを厭ひ、乃ち存命中に、己が墓誌をば次の

如くに作つておいたのである。

芥陽先生、諱建、字子基、一號淡窓、通稱求馬、豊後日田人、家世住市井、先生自幼多病、不耐農商之業、專力讀書、遂業儒、教育子弟、前後三千餘人、官賞其教授廣及、特許世々稱姓帶刀、直隸縣府、其學主大觀、與人不同、爭同異、旁喜佛老、世稱曰通儒、所著遠思樓集前後編、析玄、義府、迂言、淡窓小品、老子摘解、皆梓行于世、生天明壬寅、遺命曰、精神歸天、骨肉遺蛻、然爲子孫者、則不可不埋葬焉、至表其事業、何假一片石乎、銘曰、何所稱述、一箇散儒、欲知我志、視我遺書、

依つて林外が、生天明壬寅の句と、遺命曰の句との間に、沒安政丙辰、壽七十五、葬中城村新兆、門人私謚文玄先生の二十三字を填没し、その餘は一字をも増減せず、その儘これを碑文となし、旭莊がそれを謹書して石に刻んだのである。大正四年十一月十日、特旨を以て正五位を追贈せられた。前にも一言した如く、淡窓の門人は非常に多く、隨つて知名の人材も亦頗る夥だしいのであるが、茲に淡窓全集の冒頭に掲げられたる淡窓先生小傳中の一節を引用して、詳しい叙述に代へる。

先生文化四年、桂林園を開きし以來、孜孜育英の業に従ひたること、殆ど五十年、及門の士、前後四千餘人。先生嘗て吾門下數千人中、一飯の間も國を憂ふるを忘れざる者は、其れ斯人かと稱歎せられし、幕末の志士高野長英を始め、維新の功臣大村益次郎、官途の名士松田道之の如きあり。文學には、宜園第一流の才子と稱せられし中島子玉を首として、劉君鳳、西秋谷、恒遠子達、武谷祐之、谷口藍田、佐野竹原、釋徳令、秋月橋門、小栗栖香頂、小栗憲一、平野五岳、大隈言道、千原夕田、長梅外、村上姑南、加峯長卿、兒玉有臺、長三洲、後藤謙、田代潤卿、石井南橋、堤靜齋、諫山菽村、龜谷省軒、孔球溪、吉富復軒、帆足杏雨、辛嶋春帆、秋重梅庵、麻生彦國等あり。人才彬々、各其長を挾んで一世を風靡したり。育英の功、亦偉ならずや。「淡窓先生小傳、六一―七頁」

又淡窓平先の行事には、敬服すべきものが頗る多いのであり、就中一事の特記せざるべからざるものは、かの萬善簿の記録、いなその背後に積み成されたる善行の絶えざる實踐、これであるが、萬善簿は、淡窓が自己躬らに向けたる規制の、世にも稀れなる記録であるから、後節に至つて更めてこれを述べる。

二 その教育思想

次に淡窓の教育思想を明かにせんとするに當り、先づその學說の一般に就て略述しようと思ふ。淡窓がその歿前に自撰しておいた墓誌の中にも、其學主_三大觀、與_レ人不_レ爭_三同異、旁喜_三佛老、と書いた通り、儒學に就ては汎く諸子百家の書を讀破し、旁ら佛說や老莊の學をも酌んだのであるから、多くの先覺はこれを折衷派に屬するものと見てゐる。見方によれば、さうも見られるであらう。私も拙著改訂新教育史に於て、折衷學派としてこれを取扱つたのである。然しその折衷は、唯だ在來の諸說を比較して若干の點を抽出し、そして無造作に彼此を結合したといふ意味に於ての折衷では決して無く、淡窓は寧ろ、多くの典籍を涉獵して獲た廣汎なる知識、これを農耕に喩ふれば鋤・鍬・眞鍬等あらゆる農具にも較ぶべきその該博なる智識を活用して、儒學の奥底にまで深く堀込んで行つて、その因つて起れる根源を突留め、然もそこからして、必ずしも註疏に捉はれざる反省熟慮により、極めて自由なる徑路を取つて次第に迫り上げて來て、遂に自己の思想系統を打建ててゐるのである。これは、彼が中年以後眼疾ありて燈火に親しむこと能はざりし爲、却つて書籍を離れて専ら自己の省察考慮に耽ることを得たる自然の收穫でもあつたであら

うが、とにかく敬天説を根據とする一系の道德説を有つてゐたのである。この點に於て私は、淡窓をば單なる折衷學派に算へることを改め、独自の思想系統として敢てこれを評價したい。

然し私の檢討は、かの謙虚な淡窓が、自ら「大觀を主とし、人と同異を争はず」と述べたその言葉の含蓄に相應する所のものに對して、再吟味を加へることから出發しようと思ふのである。言ふまでもなく、徳川時代の中期から、學問上の諸説が紛々として競ひ起り、殊に寛政異學の禁を中心として、自由討究の風潮は論難駁撃の激しい渦を捲き起してゐたこととて、學說異同の問題が、殆ど總ての學徒の意識をば強く刺激した時代であつたのである。斯うした時代に於て、自己の學說に關して弟子達が尋ねた質問に對して、淡窓が答へ且述べてゐる夜雨寮筆記こそ、淡窓の立場を見るのに、寔に恰好の文献である。ここでは、秦春甫が程朱學の所長何れにありやと問ふたのに對して、

程朱ハ眼前ノ人心物理ニ徴ヲトリ、伊物〔伊藤仁齋・物徂徠〕ハ古ニ徴ヲ取ル。古ニ徴ヲ取ル者ハ、古ニ切ナリ。眼前ニ徴ヲ取ル者ハ、今ニ切ナリ。我説ヲ聞ク者ハ、皆今人ナリ。古人ニアラス。是其行ハレ行ハレサルノ別アル所以ナリ。且程朱聖門ニ大功アリ。ソレ堯舜禹皆聖人ニシテ、徳ニ甲乙アルニアラス。然レトモ、禹ノ子孫ノミ天下ヲ有ツハ何ソヤ。其洪水ヲ治

ムル、漢土萬世ノ利益ナルヲ以テナリ。程朱ノ後世ニ貴ヒラル、モ亦然リ。東漢以後、佛法西域ヨリ來リ、其行ハル、コト、日ニ盛ニシテ、周公孔子ノ教日ニ微ナリ。若シ程朱氏道學ヲ與スコトナクンハ、漢土大抵變シテ佛トナルヘキナリ。此事ハ彼國ニテモ、一統人ノ稱スル所ニテ、今改メテ言フニ及ハス。近ク我國ノ事ニ就テ言ハンニ、儒書我國ニ來リテ、已ニ千五百年。佛説ハ三百年後ニ入込ミタリ。然レトモ、其行ハル、コトノ速カナルコト、疾風ノ猛火ヲ吹クカ如シ。暫時ニ天下ニ遍滿セリ。儒書固ヨリ行ハレサルニ非ス。朝廷ノ禮樂制度ヨリシテ、皆漢土ニ則リ、人間綱常ノ教、孰レカ周孔ニ本ツカサランヤ。然レトモ、其說唯是王法ニシテ、死後ヲ言ハス、應報ヲ詳ニセス。是ヲ以テ其人心ニ入ルコト、甚タ深カラス。上天子ヨリ下庶人ニ及フマテ、誠心歸仰スル者ハ佛ナリ。豐聰王ノ制作ヲ始メ、菅公ノ大儒ナルモ、中心ノ倚賴スル所、皆釋氏ニアリ。其儒ヲ學フ者、唯是訓詁考證ヲ事トスルニ非レハ、詩賦文章ノミナリ。中古漢土ト通信ノ事止ミシヨリ、文學日ニ衰へ、武家起ルニ及ンテハ、儒術全ク地ヲ拂ヒ、詩書禮樂、唯釋氏兼學ノ具トナルノミ。然ルニ、惺窩氏一朝起リ、濂洛ノ說ヲ唱ヘシヨリ、儒林ニ豪傑競起リ、其說數十年ノ中、海内ニ滿テリ。當時諸侯ノ國、學校無キハ無ク、公侯ヨリ士大夫ニ至ルマテ、五經四子ヲ講セサル者無シ。佛說盛ナリト雖モ、民間ニ行ハル、

ノミニシテ、大人ニハ格別尊信スル者ナシ。唯上ハ禁廷ノ取用ヒタマヒタル舊例ヲ存シ、下ハ匹夫匹婦ノ渴仰スルニ任スルノミ。中ニハ松平伊豆侯ノ佛像ヲ毀ツテ錢トナシ、備前烈侯ノ寺院ヲ破却スルカ如キ、我邦未曾有ノ事ニシテ、世俗ノ徒ハ驚死モスル程ナリ。コレ皆朱學世ニ興ルノ效ナリ。漢唐ノ學ハ、吾邦古來ヨリ用ヒ來レトモ、佛說ヲ拒ムニ於テハ、分毫ノ益モナシ。此理ハ、漢土六朝以後、佛盛ニシテ儒衰へ、宋ニ至テ、儒說再ヒ盛ナリシト、略相似テ、我邦ノ盛衰升降ノ勢ヒ、尤甚シ。孔子管仲カ功ヲ稱シテ、管仲ナカリセハ、我ソレ被髮左衽セントノ玉ヒシ如ク、程朱ナカリセハ、吾輩モ薙髮染衣ノ身トコソナリテ有ルヘキナリ。コレ禹ノ水土ヲ治メ玉ヒシ功ニ比スヘクシテ、二子ノ學宮ニ祭ラル、所以ナルヘシ。〔夜雨寮筆記卷一、三―四頁〕

と答へ、劉君平が、程朱の説と伊物の説との根本的相違を尋ねたのに對して、

宋儒ノ説ハ、道ヲ天ニ屬シ、人心物理ノ上ニ付テ、是ヲ求ム。復古ノ説ハ、道ヲ聖人ニ屬シ、古書ニ付テ、是ヲ求ム。是大本ノ異ナル所ナリ。宋說ニテハ、道ハ天地ノ先ニアリ。道ヨリ天地ヲ生シ、天地ヨリ萬物ヲ生ス。人ハ萬物中ノ靈ナル者ナリ。故ニ其心ニ道ヲ具足ス。是所謂本然ノ性ナリ。喩ヘハ、此ニ柿ノ木アリ。此ヲ天地ニ喩フ。幹ヨリ枝ヲ生ス。是レ萬物ナ

リ。枝葉ノ中ニ實ヲ結フ。是レ人ナリ。實ノ中ニ核ヲ生ス。是レ心ナリ。核ヲ破リテ見ル時ハ、其中ニ木ノ形アリ。是レ人心ニ健順五行ノ理ヲ備ヘタル所ナリ。故ニ人ハ道ノ中ヨリ生ス。此ヲ以テ須臾モ道ヲ離ル可カラス。猶魚ノ水中ニ生キテ水ヲ離ル、コトヲ得サルカ如シ。復古ノ説ニヨル時ハ、宋儒ノ云フ所ハ、天道ナリ。人道ニ非ス。人道ハ聖人ニ始マル者ナリ。上古人ノ始テ生セシ時ハ、倫常モ無ク、禮儀モ無ク、殆ト禽獸ト異ナルコト無シ。聖人出ルニ及ンテ、五典ヲ制シ、禮義ヲ作り、人道始テ立テリ。是ヲ以テ、聖人ノ道ヲ學ハント欲セハ、三代ノ書ヲ熟讀スルニ在リト。是レ差別ノ大略ナルヘシ。〔同上、七―七頁〕

と答へ、然らば兩説の是非奈何の間に對しては、

各一理アリ。人其好ム所ニ從ツテ可ナリ。天理ヲ主トセハ、聖人ノ意ニ協フヘク、聖人ヲ師トセハ、又天理ニ協フヘシ。但シ其說ヲ始ムル人ハ、必ス舊說ノ誤ヲ舉クルナリ。然ラサレハ、我說ヲ立ツヘキ所ナケレハナリ。今日並ヒ行ハル、ニ至ツテハ、學フ者ノ心ニ從ツテ、之ヲ擇フヘシ。喩ヘハ、上京スル者ノ、或ハ陸ヨリシ、或ハ舟ヨリスルカ如シ。二ツノ者、各其利害アレトモ、歸宿スル處ニ至ツテハ一ナリ。〔同上、八頁〕

と説き、問者が更に先生は何れに依り玉ふやと尋ねたのに對しては、明かに

予ハ二説共ニヨルナリ。此ハ前ノ水陸ノ喩ニテハ通シカタシ。道ヲ行ク者ハ身ナリ。身ハ分ツテ二トナスヘカラス。故ニ水ヲ行ケハ陸ヲ廢シ、陸ヲ行ケハ水ヲ廢ス。道ヲ學フ者ハ心ナリ。心ノ妙用、左スヘク、右スヘク、一トナスヘク、千萬トナスヘシ。故ニ我ハ各ノ長所ヲ取ツテ用フルナリ。夫レ孔子ノ吾道一以貫之トノ玉ヒシ所ハ、我カ心ヲ以テ、人ノ心ヲハカルニ、彼此一理ニシテ二ツアルコト無シ。博學而識之ヲ待タス。此ノ言ニヨレハ、道ハ博古ヲ假ラス、人心物理ノ上ニ求メテ足レリ。然レトモ、亦古ヲ好ミ、敏ニシテ以テ之ヲ求ムトノ玉ヒ、又禮ヲ老聃ニ問ヒ、樂ヲ萇弘ニ問ヒ玉フカ如キ、博ク古ヲ考ヘ玉フ者ナリ。古學家ノ本ツク所ニシテ、亦廢スヘカラサル者ナリ。故ニ近クハ之ヲ身心ニ求メ、遠クハ之ヲ經籍ニ求ムルナリ。

〔同上〕

と答へてゐる。又青木益が伊物二家、即ち同じ古學派でも伊藤仁齋と荻生徂徠との所説の間に存する異同を尋ねたのに對して、

仁齋ハ有徳ノ君子ナルコト、他門ノ人ヨリモ之ヲ稱ス。漢土ニ置キタラハ、濂溪明道ニモ比スヘキ人ト思ハル。然レトモ、徂徠出ルニ及ンテ、之カ爲ニ蔽ハレ、其説甚タ行ハレス。其故ヲ考フルニ、規模小ナルカト思フナリ。仁齋ハ宋儒ノ説、穿鑿傳會多ク、且ツ高妙精微ノ説ヲ

唱フルコト、佛老ニ本ツクモノニシテ、孔孟ノ本意ニ非ストス。因テ其義ヲ説クコト、平穩質直ヲ務ム。是レ其古ニ近キ所ナリ。唯其六經ニ於ケル、疑フ所多ク、堯舜文周皆純粹ナラストシ、論語ヲ最上至極宇宙第一ノ經ト名ツケテ、之ヲ尊信シ、天道ヲ外ニシ、鬼神ヲ廢シ、自ら道ノ粹ヲ得タリトス。徂徠ハ、道ハ先王安ニ天下ノ道ニシテ、孔子ハ之ヲ述フル者トシ、六經ヲ以テ根本トス。仁齋ノ言好シト雖モ、宋説ニ比スレハ淺易ナリ。且ツ孔子ノミヲ祖トスルコト、道ノ儒家者流ニ下ル所以ニシテ、枯單ニ落ツルコトヲ免レス。之ヲ人家ニ喩フルニ、宋儒ノ説ハ、間口廣カラサレトモ、其入レ極テ深シ。仁齋ハ其深キ處ヲ塞ク故ニ、淺クナリタリ。徂徠ハ其分ニテハ宋儒ニ抗シ難シト見テ、六經ヲ説キ廣メ、道ヲ禮樂制度ノ上ニ求ム。是入りヲ淺クセシ代リニ、間口ヲ廣ク張り出シタル者ナリ。是其一旦宋説ニ抗スル所以ナランカ。

〔同上、九—一〇頁〕

と答へ、更に高松君豹が王陽明の學説の得失を尋ねたのに對しては、

王學ハ、中江藤樹、熊澤了介、巳ニ之ヲ唱ヘタリ。其後伊物ノ説盛ニシテ、王學隱レ、近來伊物ノ餘風殆ト絶エ、朱學一統ノ世トナリシ所、王學復起レリ。凡ソ人情新奇ヲ好ム者ニシテ、天下ノ議論一ニ定マルト云フコトハ成リ難キコトナリ。喩ヘハ、宋ノ元祐ノ時、諸賢登用セラ

レテ、王安石、呂惠卿ガ餘黨貶竄シ盡サレタリ。於レ是人皆朝儀一ニ定マルナラント思ヒシニ、又洛蜀ノ黨ヲ生シタリ。復古ノ說絶エテ、良知ノ學起ル、必然ノ勢ナリ。故ニ今ノ王學、即チ以前ノ伊物ナリ。其說異ナリト雖モ、世論ノ一ニシ難キ證ナリ。王學ノ說ハ、昔年傳習錄、陽明文錄ヲ一讀シテ、陽明ノ事業文章一代ニ高キ所ハ知リタレトモ、良知ノ說ハ、其深ヲ味フニ至ラス。古學ヨリ見レハ、何レモ心性ノ學ニテ、程朱格別ノ異同ハナキ様ナレトモ、其中ニ立入ツテ見レハ、大キニ差別アルコトナルヘシ。朱王皆性善ノ說ニ本ツケリ。但シ朱子ハ、人心之靈、無レ不_レ有_レ知。天下之物、無レ不_レ有理ト云フヲ、兩方ニ並ヘテ、窮理ノ功ニテ、我心之全體大用、衆物之表裏精蘊、明カナラサルコトナシト云フニ歸シタリ。陽明ハ唯心ヲ明スヲ主トシテ、窮理ヲ務メス。心苟モ明ナレハ、理ハ其中ニ存スルト見タリ。朱子ハ二ヲ以テシ、陽明ハ一ヲ以テス。是レ其異ナル所以カ。得失ハ我カ知ル所ニ非ス。但シ王學ハ朱子ノ格法ニ泥ミ、訓詁ニ拘ハルノ弊ヲ矯メタル者ナリ。是レ其所_レ長ナリ。其學ノ弊ニ至ツテハ、人ヲシテ讀書ヲ務メス、古ニ暗カラシムルナリ。〔同上、一一—一二頁〕

と言ひ、然も問者が、王學の盛なるにつれて朱學がこれが爲に衰ふるに至るであらうかと尋ねたのに對しては、

此ニ至ルマシ。凡ソ章句訓詁ニ汲々タルコト、諸生ノ習ヒナリ。王學ハ心性ノミヲ談シテ、章句ヲ治メス。此ヲ以テ、俗人ハ之ヲ悦ヘトモ、讀書生ハ之ニ向ハス。藤樹ハ聖人ト稱セラレタル程ノ人ナレトモ、其學派世ニ弘マラサリシハ、之カ爲ナリ。夫レ濂溪二程、皆道學ノ宗祖ニシテ、漢儒訓詁ノ陋ヲ一洗シタル者ナリ。故ニ章句ヲ治ムル人ニ非ス。晦菴ニ至ツテ以爲ヘラク、之ヲ章句ニ施スニ非レハ、諸生ヲ教フルニ便ナラスト。四書ヲ始トシテ、多クノ註解ヲ施セリ。於レ是天下ノ讀書生、翕然トシテ之ニ歸ス。蓋シ晦菴ノ學ハ、漢宋ヲ合シテ之ヲ一ニスルト云フ者カ。是レ其說ノ天下後世ニ遍滿スル所以ナラン。陽明ハ周子二程ニ於テハ、間然ノ言ナシ。朱說ニハ異同ヲナセリ。其訓詁ニカヲ盡ス所ヲイヤシメテ、支離ナド云ヘリ。是其諸生ニ便ナラスシテ、其行ハレサル所以カ。但シ俗間ニ手島學ト云フ者アリ。其王學ニ於ル、莠ノ苗ニ似タルカ如キ者ナリ。其說神儒佛ヲ混合シテ、甚猥雜ナリ。若シ王學ヲ講スル者之ヲ一洗シ、王公大人ノ爲ニ、文字ヲ借ラスシテ、聖道ヲ説キタラハ、今ノ朱註ヲ講スル者ヨリハ、其說入り易クシテ、啓發ノ功多ク、大ニ行ハル、ニ至ランカ。〔同上、一二—一三頁〕

と答へてゐる。殊に高松革が「先生宋儒ヲ尊崇スルコト甚シ。然レドモ、平日經ヲ講スルニ、必シモ朱註ニ拘ハラス。所_レ著ノ義府ニモ、朱說ト出入スル所多シ。何ソヤ。」と尋ねたのに答へて、

我カ學問ハ、己カ爲ニスルナリ。古人ニ奉公ノ爲ニ非ス。故ニ心ニ危フム所ハ用ヒス。卽論語ノ闕疑殆闕疑ノ義ナリ。喩ヘハ、聖人ハ人君ノ如シ。思孟程朱ハ執政大臣ノ如シ。我輩ハ小吏ノ如シ。此國ニ居テハ其大夫ヲ謗ラスト云フコトアレハ、妄ニ先賢ヲ誹謗スヘカラス。抑府吏胥徒ノ小吏タリトモ、亦君ノ祿ヲ食ム者ナリ。與ニ其媚ニ於奧、寧媚ニ於竈ト云テ、權門ニノミ伺候シ、少シモ其意ニタカハス。是レ君アルコトヲ忘ル、ナリ。是レ予カ必シモ朱說ニ拘ハラサル所以ナリ。語ニ曰、佞佛者愚、闕佛者迂ナリト。今ノ朱學者、朱註トサヘ云ヘハ、本ヲ開カサル前ヨリ感涙セキアヘス。少シニテモ註ノ事ヲ兎ヤ角申セハ、口ヤユカミナン、目ヤツフレナント、恐ル、コト、是ヲ佞佛者愚ト云フ。古學者流、ソコカシコヨリ證據ヲ持來リ、息ヲ限リニ朱子ヲ攻ムレトモ、彼方ニハ牛ノ角ヲ蜂ノサシタル程モ痛マス。是ヲ闕佛者迂ト云フ。愚ト迂トハ、君子ハ由ラス。「同上、六一七頁」

と述べてゐる等、孰れも、毫も註釋訓詁に捕はれざる淡窓の自由なる態度を示すに充分であり、劉君平が「先生五經四子ノ類ヲ説キ玉フニ、古註ヲ用ヒ玉フヤ、新註ヲ用ヒ玉フヤ、ハタ諸說ヲ折衷シテ用ヒ玉フヤ。」と問ふたのに答へて、

予經ヲ説クニ、唯本文アルコトヲ知リテ、註解アルコトヲ知ラス。諸家ノ說、知ラサルコト

ナレハ、是非ヲ折衷スヘキ様ナシ。予カクノ如クニ云フコト、自ラ高見卓識ニ誇リテ、先儒ヲ蔑視スルニ非ス。又謙讓シテ、知りタルコトヲ知ラスト云フニ非ス。其故アルコトナリ。予幼ヨリ多病ニシテ、加フルニ疾眼ヲ以テセリ。「中略」一日廓然トシテ思ヒケルハ、先賢ノ言ニ、尊ニ其所_レ聞、則高明矣。行ニ其所_レ知、則光大矣ト云ヘリ。予既ニ書ヲ讀ムコト十餘年。固陋ナリト雖モ、先ツ此處ニ於テ工夫ヲ付ケテ力行セハ、猶已ムニ勝ランカト。是ヨリ後、再註解ヲ見ルコト無ク、又雜書ヲ博覽スルコト無ク、唯經子ノ本文ヲ熟讀シ、其他ハ瞑目靜坐ノ中ニ工夫ヲ用ヒ、書ヲ檢閲スルコトナシ。然セシヨリ今日ニ至ルマテ、殆ト四十年。眼力モ追々衰ヘタレトモ、失明ニハ至ラス。「中略」今日人ニ對シテ、古註如何ニ、新註イカニナト申スモ、皆四十年前讀ミシコトヲ、偶ニ覺エタルニテ、疎妄ノミナリ。是敢テ諸說ノ得失可否ヲ論セサル所以ナリ。今予カ經ヲ説クハ、唯今日ノ人情世務ヲ以テ註釋トシ、通シカタキハ疑ヲ闕ケリ。自ラ思フニ、吾若シ明經博士ノ職ナラハ、如レ此コトニテハ、一日モ官ニ任シ難シ。幸ニシテ田野ニ在リ。官守モナク、言責モナク、唯閭巷童蒙ノ師ト爲ルノミ。苟モ疑ヲカクヲ以テ意トセハ、格別誤リヲ傳ヘテ、後生ヲ迷ハス程ノコトモ有ルマジト思ヘリ。故ニ門人經術ニ志有ル者ハ、是ヲ勸メテ他門ニモ遊ハセ、其聞見ヲ弘クセシム。「同書卷二、一五—一七頁」

と言ひ、更に

我カ學問ハ、己カ爲ニスルナリ。古人ニ奉公ノ爲ニ非ス。故ニ心ニ危フム所ハ用ヒス。卽論語ノ闕殆闕疑ノ義ナリ。〔同書卷一、六頁〕

書ヲ讀ムハ、日用ノ爲メナリ。古人ニ奉公ノタメニスルニ非スト思ハ、何ニテモ己カ心ニ合ヒタル説ヲ取ルヘシ。其説ノ吾心ニ合ハサルハ、畢竟吾物ニナラヌ故ナリ。〔同書卷二、二〇頁〕

喩ヘハ、干將莫邪ノ寶劍タリトモ、年久シクシテサビヲ生シ、少シモ斬レサル様ニナラハ、武夫ノ用ニハ供シ難シ。俗工ノ作りシ刀ナリトモ斬レ味ヨロシクハ、武用ニ供スヘシ。吾カ學問スルハ、日用ニ供センカタメナリ。古物家ノ古器古畫ヲ集メテ、其眞贋ヲ鑒定スルヲ以テ任トスルノ類ニ非ス。〔同上、二三頁〕

と論じ、醒齋語録の儒教道教辨の條にも、

儒教ハ孔子ヲ祖トス。然レトモ、孔子自ラ新ニ之ヲ始メ玉フニハ非ス。漢土從來ノ教ニシテ、天下ノ遍ネクヨル所ナルヲ、孔子ニ至ツテ、之ヲ修飾シ、之ヲ潤色シテ一教トナシ、後世ニ傳ヘ玉フ者ナリ。〔醒齋語録卷一、一頁〕

と述べてゐる等を通覽すれば、單に儒學の諸流派に對してのみならず、凡そ學問に對する淡窓の自由な立場と悠揚たる態度とを知るに足るべきである。即ち彼の自記に所謂大觀は、折衷ではなくして寧ろ達觀であり、斯く高所大局に立つた彼には、所謂人と同異を争ふの必要は殆ど無いのであり、事實又、他の學者と學說の異同に就て論争をしたことも無かつたのである。殊に門人青木益が「性ニ本然氣質ヲ分ツコト、是非イカ、ニ候ヤ。」と問うたのに對して、「是教ヲ立ツル人ノ趣向ナリ。是非ノ沙汰ニ及ハス。」と痛快に斷じ、

宋賢此説ヲ始ムルモノ、人皆可_レ以爲_レ聖人_一ノ義ヲ成就センカ爲ナリ。君子小人皆是ヲ是トシ非ヲ非トスルコトヲ知ル。是本然ノ性同シキカ故也。君子ハ是トスル所ハ之ヲ行ヒ、非トスル所ハ之ヲ去ル。小人ハ其是ヲ知リテモ行フコト能ハス。其非ヲ知リテモ去ルコト能ハス。是氣質同シカラサルカ故ナリ。君子ノ氣質ハ清ニシテ剛ナリ。能ク其情慾ヲ制シテ中ニカナハシム。小人ノ氣質ハ柔ニシテ濁レリ。故ニ情慾ヲ制スルコト能ハスシテ、節度ヲ失フニ至ル。若シ本然ヲ以テ主トナシ、氣質是カ命ヲ受クルトキハ、氣質ノ濁レルモノ、漸々變シテ清ニ赴ク。是聖人トナルノ義ナリ。〔夜雨寮筆記卷一、一頁〕

と答へ、益が尙「凡人果シテ聖人トナルヘキヤ。」と尋ねたのに對して、

人ノ足遍ク天下ヲ行クヘシヤト問ハンニ、答ヘテ可ナリト云ハン。古來ヨリ一身ニテ遍ク天下ヲ廻リタルモノナシ。然レトモ廻ルヘキ理ハ存スルナリ。聖人トナルモ、理ニ因テ教ヲ立ツルモノナリ。必シモ其效ヲ求ムルニ及ハス。「同上、二頁」

と懇切に教へてゐる所などは、確かに一種の理想主義であり、寧ろ理想と自然とに亘つた包括的な人生觀であつて、シェリングやシュライヤマツハー等の見界と、一脉靈犀の相通するものあるを覺える。然らば更に進んで、淡窓が積極的に打建てた独自の思想は、どこにあるかと言へば、それは敬天説であつて、敬天説こそは、淡窓によつて打擡げられたる大きな傘の柄の如きものである。それは、約言及び約言或問の兩著に於て、最もよく纏まつてゐる。即ち、

六經ノ旨ハ一言ニシテ盡ス可ク、敬天是也。夫レ萬物ノ生ズルハ何ニ出ツルカ。而シテ其ノ死スルハ何ニ歸スルカ。誰レカ之ヲ壽天スルカ。誰レカ之ヲ窮達スルカ。固ヨリ吾人ノ測リ知ル所ニ非ズ。古昔聖人、仰イデ觀、俯シテ察シ、宇宙ノ理ヲ窮メテ以テ彼ノ蒼々ノ中、主宰ノ存スルヲ知り、乃チ之ヲ尊ンデ上帝トイフ。猶人間帝王アルガ如キ也。天ノ爲ス所、之ヲ稱シテ命ト曰フ。猶王者命令アルガ如キ也。又天意ノ在ル所ヲ推シテ之ヲ論ジテ曰ク、天ハ萬民ヲ以テ子ト爲ス者也。父母ノ衆子ニ於ケル、ソノ相愛スルヲ欲シテ其ノ相害スルヲ欲セズ。故ニ

天道ハ善ヲ好ンデ惡ヲ惡ミ、人道ハ福ヲ好ンデ禍ヲ惡ム。相生ジ相養フハ善ナリ。相奪ヒ相殺スハ惡ナリ。富貴壽老ハ福ナリ。貧賤死亡ハ禍ナリ。人、天ノ好ム所ヲ行ヘバ、天亦ソノ好ム所ヲ以テ之ヲ命ジ、人、天ノ惡ム所ヲ行ヘバ、天亦ソノ惡ム所ヲ以テ之ニ命ズ。是ニ於テカ、コレニ人倫ヲ敍シ、コレニ名教ヲ設ケ、導クニ禮樂ヲ以テシ、齊クスルニ刑政ヲ以テシ、務メテ天下ノ人ヲシテ、相生シ相養ハシメテ、相奪ヒ相殺スノ路ニ遠ザカラシメ、而ル後天意達スベク民福致スベシ。是レ聖人ノ志也。「約言、一五頁、原漢文」

と述べ、又「敬天ノ旨ハ天命ヲ樂シムヲ以テ主ト爲ス。」とも要約してゐる。そして淡窓の學說思想の中堅たる道德論は、この敬天説から出て來てゐるのであつて、その基本概念たる善惡觀は、次の如く、直接にこの敬天説の上に立つてゐる。即ち、

人、天ヲ敬スルヲ知レバ、則チ善勉メズシテ成リ、惡禁ゼズシテ去ル。「約言、一九頁、原漢文」

と言ひ、

天道惡ヲ惡ムニ、惡人何ゾ生ズル。若シソレ之ヲ惡メバ、豈生ズル無キニ若カン。此レ人ノ疑フ所ナリ。ソレ所謂惡ハ安クヨリ來ルカ。唯ソノ口腹耳目ノ欲コレガ媒ヲナスナリ。目ノ色

ヲ好ミ、耳ノ聲ヲ好ミ、口ノ味ヲ好ミ、四肢ノ安佚ヲ好ムハ、血氣ヲ有スル者皆然リ。物ノ生
生已マザルハ、實ニ此ニ在リ。此レ豈惡ナランヤ。但シ人欲ハ節無クシテ、天福ニ限アリ。故
ニ聖人ノ禮儀ヲ設クル、人ヲシテ此レニ因ツテ其ノ欲ヲ節セシムル也。若シ其ノ教ニ遵ハズシ
テ、天限ヲ越ユルニ至レバ、所謂惡也。故ニ情欲ノ心ニ在ルハ、猶血氣ノ身ニ在ルガ如シ。血
氣流行スレバ、以テ一身ノ用ヲ成シ、鬱滯流レズンバ、乃チ疾疾ヲ成ス。疾ハ他ニ非ズ、血氣
是ノミ。情欲ハ我ヲ生ズルノ物ナレドモ、善ク之ヲ用ヒズンバ、亦我ヲ殺ス。蓋シ天能ク善ヲ
以テ人ニ賦ス。而モソノ善ヲ爲スニ必スル能ハズ。是レ教化ノ聖人ニ俟ツアル也。喻ヘバ、父
母ノ子ニ於ケルガ如シ。全ウシテ之ヲ生ミ、又良傳ヲシテ之ヲ傳セシム。然モ子タル者、其ノ
教ヲ聽カズシテ、起居自ラ恣ニシ、肢體ヲ損傷ス。猶以テ父母ノ過トナス耶。〔約言、一一頁、
原漢文〕

と論じてゐる。そして

富貴壽老ハ福タリ。貧賤死亡ハ禍タリ。言ハ外ヨリ來ルモノ也。若シ心中ニ就テ之ヲ言ハ
バ、禍福ノ實必ズシモ數者ヲ俟タズ。禍ハ苦ノ名、福ハ樂ノ稱ナリ。富貴ニシテ苦マバ、之ヲ
福ト謂フベカラズ。貧賤ニシテ樂シケレバ、豈之ヲ禍ト謂フベケンヤ。夫レ聲色臭味ノ奉ハ、

以テ耳目鼻口ヲ娛マスニ過ギズ。心ノ物タル若キハ、必ズ將サニ道德ヲ恃ンデ而ル後安シ。人
道德ヲ修ムレバ、則チ死生ハ晝夜也。貧富ハ春秋也。得失萬變、而モ其ノ心ハ泰然動カズ。喬
松ノ壽モ、以テ之ヲ益スルニ足ラズ。王侯ノ富モ、以テ之ヲ榮ユルニ足ラズ。福コレヨリ大ナ
ルハ莫シ。孔子曰ク、朝ニ道ヲ聞カバ夕ニ死ストモ可ナリト。又曰ク、人ハ其ノ憂ニ堪ヘザル
モ、回ヤ其ノ樂ヲ改メズト。皆此道ヲ以テスル也。若シ道ヲ知ラズンバ、則チ貧賤ナレバ富貴
ヲ思ヒ、富貴ナレバ又之ヲ失ハンコトヲ恐レ、百端交モ起ツテ以テ其ノ内ヲ攻メ、屬纊蓋棺ヲ
俟タズシテ、其ノ心先ヅ死ス。禍ノ極也。故ニ善惡應報ハ之ヲ其ノ心ニ驗スレバ、百ニ一ヲ失
セズ。固ヨリ祖先ト孫子トニ關スル無キナリ。〔約言、一三—一四頁、原漢文〕

と述べてゐるのを見ると、これは精神的であつて然も現世的なる人生觀であり、哲學的なる一種
の人道主義である。彼が佛説を喜びながらも佛説に捉はれてゐない所が、明かに見えてゐる。然
も、その道を盡すは讀書によらざるべからざる所以を説いて、次の如くに述べてゐる。

敬天以テ道ヲ盡スベキカ。曰ク可ナリ。然ラバ則チ何ゾ讀書ヲ事トスルゾ。曰ク、天ヲ敬ス
ル者ハ必ズ學ブ。學ブハ則チ天ヲ敬スルナリ。猶親ヲ愛スル者ハ必ズ孝、孝豈ニ親ヲ愛スルヨ
リ外ナランヤ。天蒸民ヲ生ズル、之ニ命ズルニ職ヲ以テス。王侯有リ、士大夫有リ、庶人有リ、

巫醫百工有リ。其ノ職ヲ善クセント欲スレバ、乃チ其ノ道ヲ講ズ。其ノ道ヲ講ゼズンバ、其ノ職ヲ善クセズ。何ヲ以テ天ニ事ヘン。故ニ我レ我ガ職ニ於テ善クセザル所アレバ、將タ之ヲ心ニ求メ、將タ之ヲ人ニ求メ、將タ之ヲ古書ニ求ム。三者ハ皆我ガ師也。孰レヲ先ト爲シ孰レヲ後ト爲スカハ、要スルニ其ノ求ムル所ヲ期スルノミ。故ニ學ハ書ヲ用ヒズト曰フ者ハ、非ナリ。必ズ書ヲ讀ンデ然ル後學ヲ爲スト曰フ者モ、亦非也。〔約言、二五頁、原漢文〕

眞の爲學即ち人間の修養には、第一に自己の心と、第二に社會の人事と、そして第三には、知識道徳の庫であつて然し庫に過ぎざる書籍と、この三つが必要であるとして、その關係が頗る割切に擧示されてゐるのである。然も道には根本がある、その根本は他ではなく、我が國家的見地であるとして、次の如くに述べてゐるのは、最も刮目に値する。

皇和ノ邦タルヤ、政化ノ美、民俗ノ厚、萬方ヲ舉ツテ與ニ比スル莫シ。蓋シ我ガ先王、内ニ神德ヲ抱キ、外ニ儒教ヲ宗トシ、其ノ治道ニ於テ備ハラザル所無キ也。抑モ先王ノ聖ヲ以テ豈ニ其ノ知足ラザル有ツテ道ヲ異域ニ假ランヤ。蓋シ彼ノ爲ス所、偶マ我ガ心ノ然ル所ヲ得レバナリ。故ニ其ノ舊ニ因ツテ之ヲ用フ。是レ人ニ取ツテ以テ善ヲ爲スト謂フ。聖人ノ其ノ大ヲ成ス所以也。但シ人情物態、時ト地トニ因ツテ、小異無カラズ。而シテ制度之ニ隨フ。故ニ彼ノ

邦ニ在ツテモ、亦夏忠商質周文ノ同ジカラザルアリ。況ンヤ我ガ邦ニ於テオヤ。若シ其ノ本ヲ揣ラズシテ其ノ末ヲ齊ウスレバ、則チ方枘圓鑿、勢相入レズ。故ニ道ヲ言フ者ハ本ヲ明カニスルヲ要ス。苟クモ其ノ本ヲ明カニセバ、末節ノ異同ハ必ズシモ辨ゼズトモ可也。夫レ先王ノ神道ヲ奉ズルヤ、神ヲ以テ造化ノ主ト爲ス。又天ヲ圓丘ニ祭ル。即チ神天二ナラザル也。彼ノ邦ノ道ハ敬天ヲ宗ト爲ス。又云フ、神道ハ教ヲ設クト。是ニ由テ之ヲ觀レバ、東聖西聖、其ノ揆ハ一也。然モ世儒ハ、彼ニ革命有リ、而モ我ニ之無キヲ以テ、道ノ同ジカラザルヲ疑フハ、惑ヘリ。若シ果タシテ然ラバ、二邦ノ道、猶ホ水火ノ相容レザルガ如クナラン。先王何ゾ彼ノ教ヲ宗トセンヤ。彼ノ典ヲ尙バンヤ。嗚呼、我ガ皇統ノ萬古易ラザルハ、天之ヲ置ク也。夏后商周ノ代リ興ルハ、天之ヲ革ムル也。二者、豈ニ人力ノ能クスル所ナランヤ。故ニ革命ヲ我ガ邦ニ談ズルハ、六經ノ旨ニ味キ者也。湯武ヲ以テ篡弒ト爲スハ、先王ノ令ニ違フ者也。此レ他無シ。聖人天命ヲ奉ズルヲ以テ本ト爲スヲ知ラザル故ノミ。故ニ道ヲ言ヒテ、之ヲ敬天ニ歸セザレバ、終ニ行フ可カラザルナリ。〔約言、二七頁、原漢文〕

敬天・修養に於ける知と行との關係、隨つて又、道徳と教育との關係に就ての淡窓の考は、約言或問の中に一層明かに披瀝せられてゐる。即ち、

敬天ノ義サヘ明了ナラバ、一卷ノ書ヲ讀マズトモ、亦道ヲ知ル也。世上ノ學ハ、古今ノ書ヲ讀ミ天下ノ理ニ通シテ、而ル後道ヲ知ル也。故ニ終身學ヲ事トシテモ、未タ知レ道ニ至ラス。知ラサレハ行ニハ至ルヘキヤウナシ。コレ古人ノ非ニ知之難、行之維難ト云フ言ニ反セリ。〔約言或問第十六、一八頁〕

と言ひ、

敬天ノ學ハ、書ヲ讀ムコトヲ待タス。タ、一席ノ話ニテ、道ノ大本已ニ了然トシテ人心ニ通徹スヘシ。故ニ之ヲ知ルハ甚易シ。然レトモ之ヲ行フニ至ツテハ、終身ト雖モ盡スヘキニ非ス。書ヲ讀ムハ道ヲ行フ助ニスル也。試ニ一事ヲ舉ケテ云ハハ、敬天ノ義ヲ聞ク時ハ、父母ハ天ノ命シテ我ヲ生スル所ナレハ、敬セスンハアル可カラス。父母ヲ慢ルハ、即天ヲ慢ル也ト云フツケ明了ニシテ、即日ニ恐懼ノ念ヲ動シ、節ヲ改メテ孝心ヲ生スル也。若孝心生セスンハ、天ヲ敬スル心ナキト云フヘシ。若孝ノ心アラハ、乃孝ノ行ナキコト能ハス。恰モ影ノ形ニ隨フカ如シ。已ニ孝心アリ。已ニ孝行アリ。然レトモ父母豫ヲ致サザルコトアラニハ、子タル者自省ミテオモハン。我孝行ユキ届カサル所アルニ非サヤト。於是人コレニ教ヘテ云ハク、孝經ト云フ書アリ。之ヲ讀マハ、心得ニナルコトアルヘシト。其子乃チ孝經ヲ熟讀シテ、始テ從

來ノ行事、孝ノ心アリテ孝ノ行イマタ至ラス。孝ノ行アリテ、孝ヲスルノ方術未タ盡ササル處ヲ悟リ、マタ一層ノ工夫ヲ加ヘテ、終ニハ父母底豫ニ至ルヘシ。如レ此ニシテ而後敬天ノ行ヒ、始テ成就スル也。是我イハユル天ヲ敬スル者ハ必學フ、學ハソノ敬ヲ成ス所以也トノ義ナリ。故ニ世上ノ學ニテハ、孝經ヲ讀ンテ、始テ親ノ大切ナルコトヲ知ルナリ。約言ノ說ハ然ラス。親ノ大切ナルコトハ、始メ敬天二字ノ義ヲキク時、已ニ通徹シ了レリ。孝經ヲ讀ムハ、孝行ニツキ、行當リタル時ノコトナリ。喩ヘハ書ヲ讀ム者ノ難字ニ逢ウトキ、字書ヲ出シテ檢スルカ如シ。其他ノ書ヲヨムモ、皆此心得ナリ。王侯士大夫、已ニ敬天ノ義ニ通シタル上ハ、ミナ天命天職ヲ重ンスルコトハ、書ヲ讀マストモ知ル所ナリ。タ、己カ職分ノ上ニツキテ、行當リタルコトアラニハ、古書ヲ檢シテ之ヲ求ム。六經諸子歴史雜書、皆其時ノ用ナリ。若行當ルコトナクハ、一卷ノ書ヲ讀マストモ可ナリ。行當ルコトアラハ、萬卷ノ書ヲ檢シテナリトモ、天下ノ人ニ問テナリトモ、是非トモ職業ノ缺ケヌヤウニスヘシ。是敬天スル者ノ學問ノ法ナリ。

〔同上、一八一—一九頁〕

と説き、

總シテ書ヲ讀ムハ古人學ヲスルノ一端也。論語孟子ナトヲミテモ知ル可シ。孔孟某ノ君某ノ

大夫ノ爲メニ、何ノ書ヲ講シ玉フト云フコト、一處モ見當ラス。皆彼方ノ問ニ從テ口授シ玉フノミ也。當時我國ノ風俗ハ然ラス。教フルモ學ブモ、必書籍ヲ以テス。故ニ子弟タルモノ、先ツ句讀ヲ授カルナリ。四書五經ノ句讀ヲ終フルマテニハ、若干ノ月日アリ。必ス退屈ヲ生ス。句讀已ニ終リ講説ニ及フ時ハ、尙更繁雜ヲ覺エテ、困倦益甚シ。唯止ムコトヲ得ス其課程ヲツトメテ、外人ノ耳目ヲ欺ムクノミナリ。何ソ道ヲ知リテ服シ行フニ至ランヤ。試ニ我見ル所ヲ以テ學ヲスルノ次第ヲ論セハ、國君ヨリ制ヲ定メテ、上ハ君ヨリ下ハ士大夫庶人ニ至ルマテ、一人モ殘ラス皆儒者ヲ師トシテ、道ヲ聞クヤウニスヘシ。其教法ハ書籍ヲ用ヒス、浮屠氏ノ說法ノ如クニスヘシ。教ノ大略ハ敬天ヲ本トシテ、内ニハ天命ニ安ンスルノ義ヲ定メ、死生ノ大事ニ逢ウテモ、少シモ心ヲ動かササルヲ以テ本トスヘシ。外ニハ君ニ事ヘ父ニ事ヘ家ヲ齊ヘ國ヲ治ムルノ事業ヲ以テ用トスヘシ。十五六ヨリ學ニ入りテ、三四年ノ間モ、時々其説ヲ聽聞セハ、其心ナキ者モ耳ナレテ、道ノ大段自ラ心中ニ了然タルヘシ。但シ講ヲ聞クコトハ、毎日ノ事ニアラス。何ノ勞モナケレハ、其ノ傍ニ四書小學ナト、句讀ヲ授クルタケノ事ハ苦シカラス。(講説ノ時ニ、已ニ大意ヲ知リタレハ、句讀ヲ授カルウチニモ、退屈スルコトナカルヘシ。)扱講席ニ毎々出席シテ、耳根已ニ聞ケタル上ハ、十人ニ一二人ハ格別ニ篤志ノ者アリテ、其外ニモ益

ヲ求ムヘシ。其時ニ其人ニ應シテ四書小學ナトノ内ヲ講スヘシ。彼レ志アリテ思ヒ立ツコトナレハ、所謂我童蒙ニ求ムルニ非スシテ、童蒙我レニ求ムルナリ。其勢渴シテ後ニ飲ミ、飢エテ後ニ食フカ如ク、必其味ヲ知ルヘシ。如此ナラハ、古人ノ所謂論語半部ヲ以テ天下ヲ治ムル如キ人モ、其中ニハ出來スヘキ也。彼若シ四書ニアマネク通シテモ、猶足ラストセハ、五經ヲモ授クヘシ。猶足ラストセハ、諸子歴史ノ類、心ニ從テ讀マシメテ可ナリ。我カ前段ニ職業ニツキ行當ルコトアルトキト云ヒシハ、モト中年以後ノ人ノ爲メニ云ヒシ所ニテ、實ハ幼年ノ時書ヲヨミオキタルニ非レハ、入用ノ時トテモ書ヲ檢スルコトハ行届カヌコト也。タタ當時ノ學問ハ、王侯大人又ハ幼蒙ノ子弟學ヲ好マサルモノニ、強テ書ヲ讀マシムルコト、滿腹ノ者ニ飲食ヲ強フルガ如シ。何ノ益モナキコト也。故ニ道ヲ及フハ人々ノコトニテ、書ヲ讀ムハ十人ニ一二人篤志ノ徒ニ限リテ然ルヘシト思フナリ。〔同書第十七、二〇—二二頁〕

と示シ、五經四書ノ類ヲ讀ムトキ、何レノ註釋ニ從テ可ナランヤ。』と尋ねられた時に、教フル人學フ人ノ心ニ隨ヒ、何レノ註解ニテモ宜シ。但シ其中ニ一ツノ心得アリ。予嘗テ門人讀書ノ法ヲ問ヒタルニ、書無ニ定義、人有ニ切用ト云フ八字ヲ書キテ與ヘタルコトアリ。其一條ヲアケテ云ハ、論語ニ孟武伯問孝。子曰。父母唯其疾之憂ト。古註ニテハ、是憂ヘシメ

ヨトヨミテ、子タルモノハ、昨疾ノコトノミ父母ニウレヘシメテ、他事ニ於テハ憂ヲカクヘカラスト解シタリ。新註ニハ、コレ憂フトヨマシメテ、父母ハ子ノ疾ヲウレフル者ナレハ、疾ヲツ、シミテ、父母ノ憂ヘニナラヌヤウニスヘシト解シタリ。此二説ハ相反セリ。然レトモ、文義ニ於テハ何レモ通ス。是書ニ定マレル義ナキ也。扱其言ヲ己レカ身ニ用フルトキニ至リテハ、平日行狀放蕩ニシテ、父母ニ憂ヲカクルコト多キ者ハ、古註ノ通りニ心得ヘシ。行狀宜シト雖モ、疾病多キ者ハ、新註ノ通りニ心得ヘシ。コレ人ニヨリテ、古説ヲ用フルニ身ニ親切ナルト親切ナラサルトアリ。コレ人ニ切用有ル也。今人ノ學ハ、或ハ古學或ハ宋學ト門戸ヲワカチ、定義ナキトコロニ強テ定義ヲ立テ、學フ人ノ身ニ切ナルト切ナラサルトハ顧ミス。コレ教フル人、章句訓詁ヲツトムルヲ主意トシテ、道ヲ以テ任トセサルヨリオコレリ。試ニ論語ノ聖言ヲミルヘシ。問仁問孝ノ類ハ同シケレトモ、孔子ノ答ハ人ニヨリテ異也。然ラハ身ニ切ナラサルノ説ハ無用ノコトト知ルヘシ。畢竟ノトコロ、章句ヲ研究スルハ儒者限ニシテ、常人ニハ及ホサヌヤウニスヘキコト也。〔同書第十八、二二—二二頁〕

と答へ、經濟と學問との關係に就ては、

問テ曰。人ノ言ニ、學問ノ本意ハ經濟ニアリ。經濟ニ通セスンハ無用ノ學也ト云ヘリ。敬天

ノ學ヲ事トスル者ハ、此段ハ如何心得テ宜シキヤ。答テ曰。經濟ハ國家ヲ有ツ者ノ天職ナリ。苟モ其任ニ當テハ、研究スヘキコトノ急務ナリ。但シ敬天ノ一念ヲ本トシテ眞實ニ心ヲ用ヒハ、自然トクハシクナルヘシ。別ニ經濟ノ學トテ有ルコトニアラス。問テ曰、經濟ニ長セントセハ、經濟ノ書ヲ多ク究ムルニアラスンハ不可ナラン。何々ノ書ナト講シテ宜シカルヘキヤ。答テ曰、マツ經濟ノ本ヲ明スヘシ。書ヲ讀ムハ其上ノコトナリ。問テ曰、何ヲカ經濟ノ本ト云フ。答テ曰、天命ニ達スル是也。問テ曰、天命ニ達シテ經濟ニ何ノ益アリヤ。答テ曰、天命ノ大段ハ、時處位是也。此三ツノ者ヲ明サスンハ、經濟ノ書數千卷ヲヨミタリトモ、國ヲ治ムルコト能ハサル也。何ヲカ時ト云フ。古ノ時アリ。今ノ時アリ。二十年前ノ時ハ十年前ノ時ニアラス。十年前ノ時ハ今日ノ時ニ非ス。ヨク其時ヲ察スルニ在リ。何ヲカ處ト云フ。漢ハ和ニ非ス。海西ハ關東ニ非ス。豊ハ肥ニ非ス。南豊ハ北豊ニアラス。ヨク其地ヲ察スルニ在リ。何ヲカ位ト云フ。大夫ハ君ニ非ス。小臣ハ大臣ニ非ス。新臣ハ舊臣ニ非ス。ヨク己カ位ヲハカルニ在リ。此三ツノ者合シテ之ヲ云ヘハ天命也。平日此三ツノ者ノ異同ニ心ヲツケ置キテ、而後其時其國ノ能者ニ謀リ、其國其時ニ應シタル政ヲ行フヘシ。其上ニテ決セサルコトアラハ、六經ヲ始トシテ、後世和漢諸儒ノ經濟ノ論策ナト讀ミタル者ニ考ヘ求メハ、相應ニ取り用フルコト

モアルヘキナリ。天命ヲ知ラスシテ、徒ラニ政談經濟録ノ類ヲ口實トシ、我コソ經濟學者也ト
言ハシ、趙括カ兵法ニテ、國ヲアヤマルノ本ト知ルヘシ。「同書第十九、一二一―一二三頁」
と述ベ、最後に文學を任とする者の讀書法に就ては、

古ヘ専門ノ學ト云フコトアリ。コレ極テ良法ナリ。但シ古ノ専門ハ、六經ノ内ヲ一部ツ、分
テテ研究スルナリ。我カ所謂専門ハ之ヲ他事ニ推廣ムルナリ。喩ヘハ當時諸侯ノ内ニモ、大國
ハ儒官ノ二十人モアルヘシ。其内ニテ科ヲ分チ、經術家・歴史家・文章家・天文家・和學家・
軍學家・蠻學家ナト云フヤウニ定メテ、事多キ科ハ、一科ニ數人ヲ用ヒ、事少キハ一人ニテ二
科ヲ兼ヌルモアルヘシ。總テ當時ノ學ハ科目ヲ分ツコトナキニヨリテ、人ノ知リタルコトヲ我
知ラサレハ恥ニナル故ニ、競テ同シ路ニ走ル。故ニ我カ知ラヌコトハ人モ知ラス。人ノシリタ
ルコトハ我モ知ル。儒者百人アツテモ、一人ト同シコトナリ。今科目ヲ分ツニ於テハ、己カ科
ニ非ルコトハ手サ、ヌ様ニスヘシ。喩ヘハ經術家ハ文章ヲ能クセストモ、恥ツルニ及ハス。歴
史家ハ天文ヲ知ラストモ苦シカラス。唯己カ科内ニ暗キコトアレハ恥トス。コレ天職ヲ重スル
所ニシテ、即敬天ノ義也。如此スレハ學者ノ身分閑暇ニナル也。於是萬事ニ廣ク手ヲワタス
也。和學蠻學軍學ナトハ、今ハ儒者ノ與ラヌ事ニ成リタレトモ、右ノ如クスル時ハ、儒家科目

ノ一端ニ備ヘテ、是モ學校ノ内ニ具フル様ニナル也。「同書第二十、一二三―一二四頁」

と説いてゐる。以上擧げ來つた諸項を通覽すると、淡窓の思想は先づ、明かに知行合一説である
ことが判る。即ち彼は、一方には實踐道德主義の人生觀を抱き、同時に他方に良心直觀主義の哲
學説を奉じ、かくてその独自の敬天説の下には、知行の合一が、何等の矛盾もなく何等の撞着も
なく、確信として成立してゐたのである。随つて讀書の如きは、彼にありては、唯だ體驗を整理
し、合理化し、及び擴充する所の修養の一端に過ぎないのであつて、決してかの合理主義の場合
に於けるが如く、啓蒙修爲の全幅では無い。却つて彼が屢々繰り返しても言つてゐる通り、職業に
つき行當ることこそ、觸發の發端であり、根元的契機なのである。この點に關して、彼の所説は
宛然かのフィヒテの口吻であつて、フィヒテに於けると同じく、淡窓にあつても亦、確信は即ち
實踐であつたのである。道德論がその思想學説の中核をなしてゐたのも、正さに當然のことと領
かれるであらう。そしてそれは、單なる實踐主義と言はんよりは、その背後に、人生を謳歌し、
知識も技能も、その人生に於ける價值から、これを意味づける所の根據を有つてゐたのであるか
ら、寧ろ一種の人本主義であつたのであり、この見地からすれば、淡窓の所説は近時のプラグマ
チズムと、期せずしておのづからその趣向を同じくする所あるをも思はしめる。そはとにかく、

斯うした思想が生活指導の教育論を産み出して來てゐるのも亦、至極當然の成行であらう。一體、儒學の諸系統の中でも、折衷派は窮理省察の方面よりは成徳育材の方面に出て來るのが、自然の傾向であり、折衷學派の人達が實際に於て示した歴史的事實でもある。況んや淡窓の如く、單なる折衷ではなく、實に達觀を主とした知行合一論者にあつては、更に強い確信と思念とを以てその方向に進出して來たのは、特に然らざるを得なかつたものと言つてよい。思ふに道と徳との關係如何は、學派によつてその所説が決して同一ではなからうが、然し、道徳そのものの修養に就ては、朱子學派も陽明學派も將た又古學派も、共に異議の無かつた所であらう。又心意の存養から進むか格物致知から入つて行くかの行き方は、學派によつて明かに違つたのであらうが、然し、人格の陶冶そのものに至つては、これは孰れの學派といへども、同じく目指した所に相違なからう。折衷派が折衷派の性質上おのづから、この共同の見地を擱んで成徳育材の方向に躡進したのは、最もさもあるべきことである。然も教育といふ見地からすれば、この一般的な點、普遍的な點たる人格の陶冶、道徳の修養こそは、正さにその目標とする所なのである。然し一步を進めて考へると、同じく教育といつても、合理主義の見地からすれば、啓蒙開知がその修養の主眼點となるであらうし、實踐主義の立場から行くならば、躬行體驗がその當面の課務となるであらうか

ら、そこで頗るその重點のおき所が異なることとなるであらう。然るに淡窓の思想にあつては、直前にも述べたる如く、最初から知行合一の牢乎たる確信が、その根據をなしてゐるのであるから、そこに意味の充實した實用主義の教育論が成立し、且それが積極的に實現せられることゝ成つたのである。即ち淡窓の思想は、單なる折衷ではなくして、その根底に敬天といふ一つの原理を有つたものであり、そこから知行合一の道徳論を構成してゐ、そして生活・天分に即した内觀・反省によつて、これが實踐躬行を工夫する所からして、當然自己修養を重んじ、然も彼自らが一生を通してこれに努めたのである。かうした筋路は大體に於て、そのまま彼の教育思想に反映してゐる。言ひ換へれば、彼の教育思想は、思想として先づ蓄積せられて、然る後これを實地に施したのではなく、却つて教養ある彼の確信と思念とが、志を定めて人を教へることに従事したその實際に行當りぶつかることに由つて、おのづからに纏まり來たり、即ち體驗を通して效力を現はして來たものであることは、吾等が前節で調べた彼の教育事業の歴史が、充分にこれを證明してゐるのである。一言以てこれを掩へば、彼は四十餘年の間に三千人の子弟を教育したのみならず、それよりも長く生涯を通して自己を教育したのであり、否自己を教育することによつて得たる思念を以て他人を教育し、同時に、他人を教育することによつて、翻つて又その教育思想を

纏め得たのであり、寧ろ自他を貫き通し、思想事業を透徹したる教育の行者であつたのである。それはとにかく、斯くの如くにして産み出されたる彼の教育観は、茲にも現はれてゐる如く、明かに實用主義である。然し茲に謂ふ所の實用とは、實利の意味ではなく、彼自身が切用といふ言葉でこれを指示してゐる通り、實生活に即したる教育の義に外ならないのである。そしてこの實用主義と相即不離の關聯に於て現はれてゐるものは、淡窓の教育普及觀であつて、彼は實に「國君ヨリ制ヲ定メテ、上ハ君ヨリ下ハ士大夫庶人ニ至ルマデ、一人モ殘ラズ皆儒者ヲ師トシテ道ヲ聞クヤウニスベシ。」と提言してゐるのである。これは更めて言ふまでもなく、國民普通教育の提唱であり、然もその教法に於ては書籍を用ひず、佛教の説法の如くに教授を施し、その教授の要旨を設定して、「敬天ヲ本トシテ、内ニハ天命ニ安ズルノ義ヲ立テ、死生ノ大事ニ逢ウテモ、少シモ心ヲ動かサザルヲ以テ本トスベシ。外ニハ君ニ事ヘ父ニ事ヘ家ヲ齊ヘ國ヲ治ムルノ事業ヲ以テ用トスベシ。」と言つてゐるのは、人倫道德の精神修養を第一位に置いた品性陶冶の堂々たる主張である。これは實用を旨とする一般普通の教育であるが、更に篤志の者に對する高上の教育に至つては、その好學の要求に應じて學習の動機を高め、且つ選擇の自由をも許して、充分に専門の科目に就て研究の途をも開くがよいとしてゐるのである。そして總じて實用の學問には、時の

關係、處の關係、及び地位職分の關係を考慮することが大切であるとしてゐるのは、特に私の共鳴を禁じ得ない所である。これを端的に言へば、淡窓にあつては、凡そ修學の標的は、今日の國家社會に有爲有能なる人材を養成するにあり、決して儒者即ち學者を造るにあるのではないとしてゐる點こそ、最も凝視に値する所であつて、彼自らも亦、決して單なる學者を以て任じてはゐなかつたのである。これに就ては、夜雨寮筆記に於ても次の如くに述べてゐる。

凡學問ノ道、和漢古今體勢ノ異ナル所ヲ察スルヲ以テ要務トス。若シ一概ノ說ヲ爲シテ可ナルコトナラバ、學問ホド易キ者ハナシ。〔夜雨寮筆記卷三、四一頁〕

予未ダ曾テ儒ヲ以テ自ラ居ラス。何ソ況ヤ純儒ヲヤ。後世ノ名ニ至ツテハ、敢テ望ム所ニ非ス。若シ謗ラレテ人口ニカ、ルコトアラハ、是レ猶幸ナリ。我學問ヲスルハ、古人ニ奉公ノ爲ニ非ス。唯己カ身ノ爲ニスルナリ。故ニ聖人ノ言ト雖モ、己カ身ニ於テ切ナラサルコトハ之ヲ除キ、諸子百家ノ言タリトモ、己ニ益アル事ハ之ヲ取ル。其ノ弟子ヲ教フル、亦カクノ如シ。予カ門ニ入ル者、前後數千人ニシテ、其ノ儒ヲ業トスル者、數十人ニ過キス。然レハ、大抵皆己カ一身ノタメニ學フ者ニシテ、道ヲ當世ニ傳フルコトヲ任トスル者ニ非ス。其心得予ガ通りニテ苦シカラスト思フナリ。故ニ儒トナル者ニ至リテハ、他門ニモ遊ハセ、其人ノ本志ニ從ツ

テ、其ノ居ル處ヲ擇ハシム。敢テ予ガ學風ヲ以テ之ニ及サス。夫レ本邦西士、苟モ君子ノ道ヲマナフ者、誰カ孔子ヲ宗トセサラシヤ。學術ニ至ツテハ、固ヨリ純不純アル可シ。要スルニ、其行事君子タルニ害ナキ時ハ、先賢亦之ヲ取レリ。「同書卷三、四二頁」

随つて、讀書の法に就ても亦、次の如くに選擇取捨の要契を説き、

人各天職アリ、讀書ニ專ナルコトヲ得ス。故ニ暇少キ者ハ、多ク書ヲ讀ムコトヲ用ヒス。趙韓王ノ、論語一部ニテ、天下ヲ治メシト云フカ如キノ事、然ルヘシ。但シ論語ニ限ルヘカラス。何ニテモ經子ノ中ニ於テ、己カ深ク悦フ所ヲ取リテ、研究精思シテ可ナリ。若シ又、閑暇アル者ハ、博覽ヲ務ムベシ。「中略」抑學者ノ務メ、見識ヲ以テ要トス。博覽ニテモ見識ナケレハ、用ニ立タス。見識ノ要、取捨ノ二字ナリ。取捨ノ所生、二ツアリ。一ニ曰、博。二ニ曰、精ナリ。書ヲ讀ムコト博キ時ハ、彼ノ是トスル所、此ニ於テハ非トシ、此ノ是トスル所ハ、彼ニ在テハ非トス。此ニ於テ、其尤モヨキ者ヲ擇ンテ、是ニ從フ。精トハ、其己ニ知ル所ニ付テ、尋思追究スルナリ。如此ナレハ、前日ノ是トスル所、今日ハ之ヲ非トシ、壯年ノ非トスル所ハ、老年ハコレヲ是トス。於是、其取捨ヲ定ム。若シ書ヲ讀ムコト博カラサレハ、其一ヲ知リテ、其他ヲ知ラス。心ヲ用フルコト精シカラサレハ、老年ノ眼力、壯年ニ加フルコトナシ。

是ヲ固陋ノ學ト云フナリ。「同書卷四、四三—四四頁」

又對大村侯問の中にも讀書法を擧げて、

書ヲ讀ムノ道莊子ニ所謂、筌所ニ以得魚也、得魚而忘筌。言所ニ以得意也、得意而忘言ト。此喻ヘ盡セリ。故ニ文者ノ本意ニ眼ヲ付ケテ、其枝葉ノコトヲ略スヘシ。若枝葉ヲ詳ニセントスレハ、必本意ヲ失フニ至ル。「醒齋語錄卷二、對大村侯問、一二頁」

と述べてゐるが、孰れも活書の活讀を慫慂したものであつて、眞に活儒の言たるに恥ぢない。

然し淡窓の教育經營策の最も詳密に論述せられてゐるものは、迂言である。迂言は、彼が五十九歳の時の執筆であり、淡窓日記に據れば、起草より二句餘にして脱稿したものである。侯國に於ける經綸の策を敘述したる論文であつて、大村侯の弟たる白河樂翁公は、嘗てこの書を仙石侯に送つて、以後この書の旨に因り玉は、先年の如き亂は生ずまじ、との傳言を添へたと言はれてゐる。それは國本・君道・祿位・兵農・學制・雜論の六篇から成つてゐるが、その第一篇たる國本に於ては、先づ當時の弊俗を論じて、第一に國君より群臣に至るまで、その行儀尊倨高大に過ぎたること、第二に誇張矜伐を務むること、第三に諸事秘密閉固すること、第四に門地の高下を論ずること、第五に先格に因循すること、第六に文盲不學なることの六弊を指摘列舉し、殊に最

後の文盲無學の時弊に就ては、

是ハ今更改メテ申スニ及ハス。且儒生ノ口ヨリ、左様ノコトヲ申セハ、己カ得手ノ筋ニ引落ス様ニテ、聽ク人ノ信仰モ薄キコトナレトモ、何分ニモ、申サデ協ハヌ也。前ニ述ヘタル五ノ弊習モ、此所ヨリ起リ、又其弊ヲ改ムルモ、此所ヨリスルニ非レハ、功ヲナシ難シ。今時國々君ト世子トニハ、侍讀ノ職アリ。國ニハ、學校ノ設ケアリ。文學ヲタツトフコト、無キニハアラネトモ、其方法宜キヲ得サル故ニ、無益ノコトトナル也。其法ヲ改ムルコトハ、下ノ學制ノ條ニ此ヲ審カニスル故、コ、ニ贅セス。ソレ拔群ノ英雄ハ、學問ヲ待タスシテ、見識ヲ具フルハ、勿論也。通例ノ人ニモ、文盲ナレトモ、才氣アリテ用ニ立ツ者アリ。學問アレトモ、迂緩ニシテ用ニ立タヌ者アリ。は無學ノ人ノ口實トスル所ナリ。ソレハ、其人ノ性質ノワザニシテ、學問ニハヨラス。試ニ才氣同シクシテ、一ハ無學、一ハ有學ノ人ヲ、クラベ見ルヘシ。學問ノ效ハ、明白ニワカル也。總テ文盲ナル者ハ、古今ノ變ニ達セス。其間見スル所、己カ生來三五十年ノ間ノ事ナリ。故ニ今時ノ風俗ヲ見テハ、日本開闢來ノ事ト思ヒ、又異國ノ事トテハ、少シニテモ、其レヲ取り用フルヲ、恥辱ノ様ニ思フ。又治亂興衰ノ理ニウトク、世界ハイツ迄モ、今ノ通リノ者ト心得ルコト、少々ノ才知アル者ト雖モ、免レサル所ナリ。如レ此ノ人ヲ概シテ

俗人ト名クルナリ。只今ノ通リニテ、日々ニ流レ渡リ、後ノ事ヲ不顧ハ、只眼前ノ日用ニ立ツ者ヲ使ツテ濟ムコトナリ。若シ深く國家ノ患ヲオモンハカリ、衰ヘテ變シテ盛リトシ、危キヲ變シテ安キトナサントナラハ、古今ヲ知り、物理ニ達スルニ非レハ不可也。二百年來、諸國ニ明君ト稱スル君多シ。其中ニ、一箇ノ學ヲ好マサル人アリヤ。是レ世人ノ遍ク所レ知ナリ。故ニ君相ハ勿論、一家中ノ者ニ、學ヲ好マシムル様ニ、風教ヲ施スヘキ也。〔迂言、國本一、一〇—一頁〕

と論じてゐるが、第五篇の學制に至つては、學校教育の方途をば頗る詳細に述べてゐるのである。これは、淡窓の教育經營策の骨髄であるから、その全文を擧げることになると、先づ

夫賢ヲ進メ不肖ヲ退クルハ、國ヲ治ムルノ本ニシテ、賢者用ヒラルレハ國興リ、不肖者用ヒラルレハ國亡フルコト、古今ノ通理、人ノ徧ク知ル所ナリ。然レトモ、今時封建ノ制、士大夫タルモノ、皆其ノ祿ヲ世々ニスル習ナレバ、世祿ノ家ニ生レタルモノハ、不肖ナリト雖モ退ケ難シ。又下ニアルノ賢者ヲ舉ケントシテモ、上ノ賦祿限リアレハ、世祿ノ外ニ新家ヲ増スコト、上ノ力ニモ及ヒ難キ所ナリ。此ヲ以テ、止ムコトヲ得ス、不肖ナカラモ、舊臣ノ家ニ委任シテ、推遷ルコト、天下一同ノコトナリ。畢竟舊家ヲ廢スルト云フコト、致シ難キコトナレハ、只舊

家ノ子弟タルモノヲ教育シテ、善ニ趣キ、惡ヲ棄テシメ、國家ノ用ニ供スルヨリ外ハナシ。然ラハ、人才ヲ教育スルコト、今時諸侯ノ國ニ於テ、第一ノ要務ナリ。人才ヲ教育スルノ法、學校ニ若クハナシ。但シ前ニ述ヘタル如ク、今時學校ノ制、宜キヲ得サルガ故ニ、教養ノ術行届カズ。古人學ヲ設クルノ本意ヲ失ヘルモノナリ。故ニ今竊ニ愚按ヲ以テ、古禮ヲカンカヘ、學校ノ制ヲ改メ建ツルコトヲ左ニ録ス。

と書き出して、學校教育の必要を提言し、幼少の教育を説いて、

易ニ、童牛之レ牯スト云フコトアリ。コレハ幼少ノモノヲ教育スルニ付テノ喩ヘナリ。童牛トハ初生ノ牛、未ダ角ヲ生セサルナリ。牯トハ角ニハムル木ニシテ、物ニ觸レツクコトナキヤウニスル器ナリ。牛ノ未ダ角ヲ生セサル内ニ、牯ヲハメオクヘシ。サスレハ、物ニ觸ル、コトヲ初ヨリ知ラズ。若シ角ヲ生シタル後ニ、牯ヲ用ヒタリトモ、ソノ詮ナキナリ。人ヲ教フルモ亦此ノ如シ。幼少ノ内ニ、早ク教フヘシトナリ。初二論セシ今時ノ六弊ノ如キ、二百年來ノ風習、積リテ生セシコトナレバ、今明君英主アリテ、一旦其弊ヲ改メタマフトモ、人情驚キ疑ツテ心服セス。カクスル内ニ、君ノ世カハレハ、又本ノ通ニナルナリ。只學校ヲ設ケテ、家中ノ子弟ヲ其中ニ遊ハシメ、幼少ヨリノ見聞スル所、一切世俗ノ流弊ニ異ナルコトノミナレバ、

自然ト其中ニ化シテ、六弊モ改ムルトモナク止ムヘキナリ。〔迂言、學制五、三七―三八頁〕

といひ、次に

學校ノ制ヲ改ムル事、他ニ非ス。古ノ時、世子學ニ齒スルノ禮アリ。其事委シクハ禮記ニ見エタリ。故ニ此ニ載セス。ソノ大略ヲ申サハ、國君ノ嫡子ヲ學校ニ出シテ、國人ト一同ニモノヲ學ハシメ、尊卑ノ差別ヲセス。群臣諸民ノ子ト打混シテ、只年齡ノ長シタルモノヲ、上座ニオクコトナリ。サスレハ、世子タル人、自然ト賢者ヲ尊ヒ、長者ニ讓ルノ道ヲ知り玉ヒ、成長ノ後、君ノ位ニ居玉ヒテモ、必ズ自ラ高ブラス、賢者ノ言ヲ用ヒ玉フナリ。ソノ處ヲ禮記ニ、知レ爲ニ人臣、然後可_レ以爲ニ人君。知_レ事_レ人、然後能使_レ人トアリ。君ノ子、此ノ如クナレハ、群臣ノ子ハ勿論ナリ。今諸國ノ學校、世子並ニ諸公子、出席シ玉フコト、格別聞及ハス。大方ハ師ヲ招イテ教ヲ受ケ玉ヘリ。又家中ノ子弟出席スルモノハ、家格ニ因リテ、座席ヲ序テ、長幼ヲ論セス。コレソノ大本已ニ違ヒタリ。其稽古スル所モ、十二七八、素讀ヲシタルノミナリ。又間ニ久シク學フモノモアレトモ、只訓話ヲサガシ、詩文ヲ作ルヲ事トシ、有用ノ學ヲ務メス。之ニ由ツテ、學校ノ教モ、形ノミノコトニナリテ、人才ノ生育スルナト、嘗テナキコトナリ。今古制ニヨリテ、長幼ノ序ヲ正シ、尙又稽古ノ筋モ、無用ヲ去ツテ有用ニ就キ、而後ニ賞罰黜

陟ヲ其間ニ加ヘハ、風習大ニ改マリ、久シキヲ待タスシテ、一國ノ人才斐然トシテ、大祿世家ニ戸位素餐ノモノナク、下ニアルノ賢才モ、相應ニ進路ヲ得、且従前ノ弊俗一洗スヘキナリ。
〔同上、三八―三九頁〕

と説いて、當時の教育の缺點を指摘して四民平等の教育を主張し、進んで自己の抱懐せる學校教育の方法を述べて、

學校ノ制ハ文武ノ兩學ヲ分ツテ、之ヲ建ツヘキナリ。文學ニテハ、經學、歷史學、諸子學、文章學、兵學、醫學、天文學、和學、職原學、蘭學、書學、數學、諸禮學ナト、一切文字言語ヲ以テスル事ノ、國用ニ供スヘキコトハ、皆教官ヲ置キテ、科目ヲ分チテ研究スヘシ。武學ノコトハ、後ニ載セタル故ニ、此ニ出サス。學校ニ出テ學フ所ノ生員ハ、諸公子ヲ始トシテ、家老ヨリ步卒迄ノ子弟、十歳ヨリ二十四歳マテ、部屋栖ノ者ハ、不殘出席セシムヘシ。教官ノ上ニ奉行一人ヲ立テ、文武ノ兩校ヲ併セ掌ラシムヘシ。是ハ至ツテ重任ナレハ、家老ノ内ヨリ人ヲ擇ンテ命スヘシ。凡國中家老ヨリ步卒迄ノ子弟、十歳ニ及ヒタラハ、父兄ヨリ奉行ノ宅ニ携行キ、相見セシメ、以後其支配ニ屬スヘシ。奉行ヨリ名前ヲ帳ニ録シテ、上ニ達シ、其人成長シテ、家督相續スルニ至ツテ、始メテ其支配ヲ離シ、其帳ヲ消スヘシ。扱其人稽古ノ次第、

藝術ノ差等、皆教官ヨリ奉行ニ達シ、著帳スヘシ。尙又月々年々ニ考訂シテ、差等ノ進ムニ隨ヒ、其事ヲ録シ、且時々君ニ言上スヘシ。又奉行タル人ハ、唯藝術ノ高下ヲ考フル而已ニハ非ス。生員ヲハ時々相見シテ、目ニハ其容貌ヲ視、耳ニハ其言語ヲ聽キ、進退周旋ノ度、輕重疾徐ノ氣象ヲ知ルヘシ。且奉行ハ大身ニテ、裨官屬吏多ケレハ、之ニ命シテ、生員家ニ在ル時ノ行狀ヲ探ラセ、父兄ニ孝悌ナリヤ、朋輩ニ和順ナリヤ、酒狂淫亂等ノ行狀ナキヤ、有リヤ、一委シク取調ヘ、是モ亦帳ニ控ヘ置クヘシ。生員成長ノ上、其家ヨリ家督ノ願ヒ、又他家ヨリ養子ノ願ヲ差出ス時ハ、教官ト奉行トニ臬判ヲ頼ムヘシ。教官ヨリハ、文武兩藝ノ差等、此位マテハ升リタルコト、相違ナキ由ヲ書シ、奉行ヨリハ、其人柄迄モ見届ケタル由ヲ書シテ、而後判ヲ加フヘシ。其高下ニヨリテ、文句ニ差等ヲ立ツヘシ。若一向取ルヘキコトナクハ、判ヲ辭退スヘシ。虚ヲカキテ君ヲ欺ク可カラス。〔同上、三九―四〇頁〕

と言つてゐる。即ち茲には、その身分の如何を問はず、十歳より二十四歳に至る總ての子弟に對する強制教育が主張せられ、國家に必要な各學科には、それぞれ教官を置いて研究せしむるのみならず、これ等の教官の上に更に督學の官を置き、高位の重臣を以てこれに當らしめ、子弟の藝業のみならず、その性能の調査、その徳操の磨勵等に至るまで、一身上の總てを支配監督せし

めるといふのであるから、これは、かのスバルタの所謂「國の子」と同じく、總ての子弟を國家の子弟として取扱ふものである。随つて今日の義務教育に於けると同様に、學齡簿・學籍簿等をも備ふるは勿論、人物考定簿・成績證明書等に當るものさへをも整へるのである。洵に進んだ考と言はなければならぬ。これより教授の順序に論入し、

入學稽古之次第ハ、初ニ素讀ヲ授カルヘシ。其傍ニ、手跡ト、諸禮ト、數術トヲ學フヘシ。素讀ノ中ニ於テ、上中下三等ヲ分チ、四書、五經、小學、近思錄等ノ物、已ニ畢リ、誦讀滯ルコトナクハ、卽上等ナリ。其上ハ輪讀ヲナサシムヘシ。其傍ニ講釋ヲ聽カシムヘシ。輪讀ノ方、左傳史記等ノ未授書ヲ輪次ヲ以テ讀マシメ、音聲朗暢ニシテ句讀無誤ハ、輪讀ノ上等ナリ。其上、輪講ヲセシムヘシ。經史ノ類ヲ、列坐シテ輪次ニ講シ、言語明白ニシテ、義理通達セハ、輪講ノ上等ナリ。其上ハ文章ヲ試ムヘシ。漢文ハ今時武門ニテ公事ニ用ヒス。且之ヲ能クスルコト、容易ニアラス。故ニ文章官ノ外、通例ノ人ハ、俗文ヲ學ハシムヘシ。其法ハ、教官ヨリ席上ニオイテ題ヲ出スヘシ。或ハ訴訟ノ判斷、或ハ隣國トノ掛合、或ハ公邊ノ願書、或ハ下方ニ向ツテノ告諭ナト、少シツ、意味ノ六カシキコトヲ設ケテ、問ヲ起シ、當人ノ存シヨリヲ書カシムヘシ。其文ノ道理至極シテ、文句能ク行キト、キ、見ル人感服スル程ニアレハ、

文ノ上等ナリ。右素讀ヨリ文章ノ稽古マテ、十一二歳ヨリ學ヒテ、速カナルハ五六年、晚キハ八九年、大抵二十歳ヨリ内ニ修行成就スヘシ。通例ノ學問ハ、先ツ其分ニテスムヘキナリ。又歩士歩卒ナト、格別才氣モナク、身分相應ノコトヲセント思フ者ハ、ソレマテノ稽古ニモ及ハサルナリ。但シ士分以上ノ人ハ、右ダケノコトハ、有リタキモノナリ。其上ノコトハ、學問ヲ職分トスル者ニアラサレハ、知ルニ及ハサルナリ。藝業ニ終身ヲ抛ツテ、其精微ニ入ルコトヲ求ムルハ、文武共ニ、師範役ノ者ハ然ルヘシ。其他ノ者ハ無用ノコトナリ。「同上、四〇―四一頁」

と述べてゐるが、茲には普通教育の教科課程及びその教授の要旨とその達成の標準とが、全く近代的の着眼を以て明示されてゐるのである。即ち初步の教科は讀書・習字・禮法・算術の四科目とし、漸く進んで輪講と作文とをこれに加へる。その輪講は、言語の明白と義理の通達とを目標とし、その作文は、日用必須の俗文を作ること、設題の下に自己の思想を自由に表彰することとの練習を趣旨とし、孰れもその成績を考査するには上中下の三等に分つのである。そして以上の課程を修了するに、速きは五六年、晚きは八九年の修業年月を當て、十一二歳から二十歳に至る期間に於て完了せらるべしとしてゐる。この案が入學年齢に於て今日より頗る後れてゐるのは、

幼少の教育が、その前に若干家庭に於て加へられることをば豫想してゐるからである。そして士人普通の教育はこれだけで充分であつて、學問藝業に終身を抛つてその精微に入り高上に進むことは、文武共に師範役のことであるとしてゐるのも、初等普通教育の問題としては、洵に徹底したる卓見である。次に一轉して教師論に入り、

儒者教官ニ任スルモノハ、科目ヲ分ツテ、其職掌ヲ守ルヘキコトナリ。前ニ述ヘタル經學ヨリ以下ノ十餘件、各其長スル所ニ從ヒ、或ハ一二、或ハ三四ニ兼通ス可シ。一人ニテ一切ノ事ニ通スルコト、力及ハサル所ナリ。強ヒテ之ヲスル時ハ、其事未熟ニシテ用ヒカタシ。今時ノ學弊ハ、科目ヲ分ツコトナキニヨリテ、人ノ知リタルコトヲ知ラネハ、恥トナル故ニ、競ツテ同シ道ヲ走ル。ヨツテ我知リタルコトハ人モ知ル。人ノ知ラヌコトハ、我モ知ラス。儒者百人有リトモ、一人ト同シコトナリ。是皆學問ヲ己カ名ヲ成ス爲ニシテ、國用ニ供スルト云フ心ナキ故ナリ。是ハ上ヨリ科目ヲ分ツテ、人ヲ用ヒ、其長スル所ヲ取ツテ、其短ヲセメヌ様ニシタマヘバ、儒者モマタ其心得ヲナスナリ。〔同上、四一頁〕

と言つて、教師は自己の功名心よりは、國家的觀念・公益的精神に導かれて活動しなければならぬと、眞に肯綮に當つた警告を與へ、且つ教師でも、學問の總てに通ずるといふことは不可能

であり、又淺薄では物の用に立たないから、寧ろ一二乃至三四の彙類科目に兼通して、その長所を發揮せしめるやうにするがよいとしてゐるのも、亦さすがに實際に通じたる熟論である。これより進んで教育の方法論が、學校への出入、座席その他の規律から、督學者の任務心得に亘つて、先づ次の如くに展開されてゐる。

諸公子ヨリ一家中ノ子弟、日々學校ニ往來スルノ法式ヲ申サハ、先ツ公子並ニ家老ノ子弟ハ、家隸ノ内ニ素讀ヲ授クルホトノ者ハ、有ルコトナレハ、始メハ其者ヨリ授カルヘシ。大略ハ十歳ヨリ素讀ヲハシメ、十二歳ニモイタラハ、素讀ハスムヘキナリ。其上ニテ學校ニ入ルトモ、苦シカラサルコトナリ。但シ家ニテ句讀ヲ授カルトキ、家隸ナレハトテ、必ス無禮ノ所作アルヘカラス。教フル者ヲ上座ニオキ、禮敬ヲ盡シテ學フコト、其父兄ヨリ堅ク命シ玉フヘキナリ。扱學校ニイタルトキハ、公子トイヘトモ、美服シ給フヘカラス。從者多クシテ、兩人ニスグヘカラス。途中歩行シテ、人ヲ避ケシムルコト有ルヘカラス。古ノ禮、爲ニ人子ノ者、坐不_レ中_レ奧、行不_レ中_レ路ト云フコトアリテ、親アル者ハ其身ヲ卑下シテ、親ノ所作ニ類セヌ様ニスルモノナリ。人君ノ子ハ別シテノコト也。國ニ二ツノ君ナシ。君ノ子ナレハトテ、カリソメニモ、君ニ擬シタル振舞シ給フヘカラス。學館ニ至ラハ、門外ニ長屋アルニ從者ヲ息マセ、其身獨リ門ニ

入り給フヘシ。從者ヲ門内ニ入ルヘカラス。學校ニ大小ノ二門アリ。大門ハ國君、奉行、教官ノミ、其内ニ出入シテ、生員ハ公子ヨリ以下、皆小門ヨリ出入アルヘシ。玄關モ教官ハ本玄關ヨリ進ミ、各其ノ詰間ニ赴クヘシ。生員ハ小玄關ヨリ進ミ、生員ノ席ニ列スヘシ。教官ノ中ニ、威儀監ト云フモノヲ立置キ、生員ヲ導イテ、法式ニ從ハシムル様ニスヘシ。生員ノ座席ノ次第、文章生ヲ上トシ、次ハ輪講生、次ハ素讀生ト、居間ヲ限リ、公子ト雖モ、相當ノ席ニオクヘシ。一日ニ一度、生員教官ニ禮謁スヘシ。コレモ、科目ノ高下ニ從ヒ、其序ヲ分チ、三四段トナスヘシ。國君奉行學ニ至ルノトキ、又其法ニ從ツテ禮謁ヲ受クヘシ。長幼ヲ序ツルコトハ、其列同シケレハ、年齢長シタル者ヲ上座トスヘシ。又時アリテハ、階級ヲ分タス、生員ヲ打チ渾シテ、年長者ヲ上ニオク様ニイタシ、長幼ノ義ヲ明ニスヘキナリ。但シ生員ノ内、諸公子ハ黒衣、大身ノ子弟目見エスミタル者ハ黄衣、其他ハ一切青衣ナリ。故ニ同列ニアリト雖モ、身柄ノ貴賤ハ明カナリ。己ヨリ貴キ人ハ、下座ニ有リトモ、侮ルコトハナキナリ。又世子學ニ齒スルコト、何分ニモ人ノ耳目ヲ驚スコトニテ、行ヒ難シトナラハ、世子一人ヲ除イテ、他ノ諸公子ハ、是非法ノ如クニ有リタキナリ。然ラサレハ、家老以下諸大身ノ子ノ則ニナラズ。復古ノ舉モ、詮ナキコトニナルナリ。

輪講ヲ試ムルハ、唯其書籍ノ方面ニ通スルト、不_レ通トヲ知ルカ爲メ而已ニハ非ス。講者言語明白ニシテ、譬喻親切ニ、イカニモ聽者ノ肺肝ニ通徹シテ、尤ニ覺ユルハ、辨才アル故ナリ。如_レ此者ハ成長ノ後ハ、四方ニ使シテ、君命ヲ不_レ辱ノ徒ナルヘシ。又言語拙訥ニシテ、論辨明白ナラス、聽ク人茫然タレハ、其人辨才ナキナリ。如_レ此ハ、假令ヒ書面ノ義ニ誤ナクトモ、貴フニ足ラス。文章ニ至ツテハ、人ノ見識ノ高下、才智ノ長短、殘ル所ナク、其内ニ見ハル、者ナリ。其處ニ至ツテハ、漢文和文ノ差別ハナシ。故ニ日用ニナル和文ヲ試ムルナリ。是全ク其人ノ才智見識アリテ、事ニ處スルノ所ヲ見シカ爲ナリ。古ヘ身言書判ノ四ツヲ以テ、人ヲ取リシナトノ遺法ニヨル所ナリ。文ノ試ヲ數々スレハ、其人ノ才不才ハ、鏡ヲ以テ照スヨリモ明カナリ。是又他日其人ヲ取用フルニ付テノ心得ナリ。故ニ奉行ノ任ハ、人ヲ育スルニ始マリ、人ヲ知ルニ終ルナリ。人ヲ育スレハ、國ニ賢才多クナリ、人ヲ知レハ、職任各其宜キヲ得ルナリ。若唯生員ノ勤惰ヲ督スルヲ、任ト思ヒタラハ、大ニ本意ヲ失ヘリ。前ニ所謂重任トハ、其處ヲ云フナリ。〔同上、四一—四三頁〕

斯くの如く先づ訓練躰方の大本が提示せられて、然る後次の如く教授の方法に入つてゐるのは、以て淡窓の教育方針を窺ふに足るのである。